

入善町地域防災計画

資料編

入善町防災会議

目 次

第1章 気象、町勢に関する記録	1
1-1 気 象	1
1-2 既往最大波高	1
1-3 世帯数及び人口	2
1-4 5歳階級別人口	3
1-5 産業別就業人口の推移	3
1-6 通勤通学の状況	4
第2章 災害記録	5
2-1 黒部川護岸の災害記録（右岸）	5
2-2 昭和44年黒部川水害被害状況	8
2-3 小川の災害記録	8
2-4 舟川の災害記録	8
2-5 火災記録	9
2-6 浪害記録	112
2-7 過去の主な雪害	18
2-8 過去の地震	22
第3章 危険区域に関する資料	24
3-1 重要水防箇所	24
3-2 水防警報河川及びその区域	25
3-3 水防警報海岸及びその区域	25
3-4 黒部川重要水防箇所	26
3-4-1 入善町防災マップ（津波編）	27
3-4-2 入善町防災マップ（黒部川洪水編）	28
3-4-3 小川・舟川洪水ハザードマップ	29
3-5 ダム水門等一覧表	30
3-6 海岸保全区域	31
3-7 海岸保全区域位置図	32
3-8 防火対象物一覧表	33
3-9 類別危険物製造所	35
3-10 液化石油ガス製造事業所	35
3-11 液化石油ガス特定供給施設等及び工業用消費施設	35
3-12 液化石油ガス販売所	36
3-13 一般高圧ガス製造事業所	36
3-14 土砂災害危険箇所区域図	37
3-14-2 土砂災害ハザードマップ	43
3-15 土石流危険溪流	44
3-16 急傾斜地崩壊危険箇所	44

3-17	山地災害危険地区	45
3-18	老朽ため池	45
3-19	地滑り危険箇所（農地）	45
3-20	雪崩危険箇所（建設）	46
3-21	土砂災害警戒区域等	46
3-22	津波シミュレーションの浸水想定図	49
3-23	気象庁震度階級関連解説表	53
3-24	入善町ゆれやすさマップ	59
第4章	災害対策本部関係	60
4-1	入善町災害対策本部条例	60
4-2	入善町災害対策本部の組織及び運営に関する規程	61
4-3	災害対策関係機関一覧表	64
第5章	災害情報、広報関係	68
5-1	災害即報、災害確定報告	68
5-2	状況調被害書（被災者台帳）	73
5-3	被害状況調書一覧表	74
5-4	罹災証明書	81
5-5	災害情報	82
5-6	災害状況調書	83
5-7	災害情報指示伝票	84
5-8	被害状況・応急対策・復旧状況調書	85
5-9	災害応急対策活動状況	86
5-10	災害応急対策従事者名簿	87
第6章	災害救助法関係	88
6-1	災害救助法適用基準	88
6-2	災害救助日報	96
6-3	避難所開設状況	99
6-4	避難所供与者名簿	100
6-5	食料給与状況	101
6-6	食料給与簿	102
6-7	飲料水供給状況	103
6-8	生活必需品受払簿	104
6-9	生活必需品給与状況	105
6-10	生活必需品受領書	106
6-11	被災者救出状況	107
6-12	救護隊活動状況	108
6-13	病院診療所医療実施状況	109
6-14	助産状況	110

6-15	死体搜索状況	111
6-16	死体処理状況	112
6-17	埋葬状況	113
6-18	学用品給与状況	114
6-19	応急仮設住宅状況	115
6-20	住宅応急修理状況	116
6-21	障害除去状況	117
6-22	輸送状況	118
6-23	要員雇上げ状況	119
6-24	ボランティア活動状況	120
第7章	通信関係	121
7-1	入善町防災行政無線局一覧表	121
7-2	消防救急無線関係資料	125
7-3	富山県総合防災情報システム	127
7-4	震度情報ネットワークシステム連絡系統図	127
第8章	避難・救出関係	128
8-1-1	「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」一覧表	128
8-1-2	「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」の施設概要	130
8-2	指定避難所位置図	132
8-3	救急、救助機械器具一覧表	133
8-4	消防組織・消防力一覧表	134
8-5	福祉避難所	134
8-6	要配慮者利用施設一覧表	135
第9章	食糧、生活必需品、給水関係	138
9-1	炊飯調理施設一覧表	138
9-2	町営簡易水道及び専用水道等一覧表	139
9-3	町有給水機器材	141
第10章	緊急資機材・輸送関係	142
10-1	水防倉庫の所在地及び備蓄資器材	142
10-2	輸送車両一覧（町有車両）	143
10-3	漁業協同組合所属船	143
10-4	町有建設（除雪）機械	143
10-5	緊急輸送道路一覧表	144
10-6	緊急輸送道路位置図	146
10-7	ヘリポート	147
10-8	ヘリポートの準備	147
10-9	除雪計画路線一覧表	148

第 11 章	医療・防疫・清掃関係	151
11－1	医療機関等一覧表	151
11－2	災害時医療救護用物品の備蓄状況	152
11－3	防疫用機器	153
11－4	医薬品及び防疫用薬品業者一覧表	154
11－5	火葬施設	154
11－6	一般廃棄物処理施設	154
第 12 章	文教・福祉関係	156
12－1	住民避難施設（学校）	156
12－2	社会教育施設一覧表	157
12－3	福祉施設一覧表	158
12－4	文化財一覧表	160
第 13 章	災害警備・応援・協力関係	161
13－1	自衛隊災害派遣要請依頼書	161
13－2	自衛隊災害派遣撤収要請依頼書	162
第 14 章	防災会議関係	163
14－1	入善町防災会議条例	163
14－2	入善町防災会議運営規程	165
14－3	入善町防災会議委員名簿	167
第 15 章	応援協定等	169
15－1	災害応援協定等一覧	169
第 16 章	その他	172
16－1	激甚災害の指定基準	172

修正 平成25年 7 月31日

修正 平成26年 5 月23日

修正 平成27年 6 月 1 日

修正 平成28年 6 月 1 日

修正 平成29年 5 月30日

修正 平成30年 5 月30日

修正 令和元年 7 月31日

修正 令和 4 年 3 月31日

修正 令和 7 年 5 月27日

第1章 気象、町勢に関する記録

1-1 気 象

年 月	気 温 (℃)							日 照	積 雪		平均	降 水 量		
	平 均			極 値					(cm)	風速 (m/s)		総雨量 (mm)	最大 日量 (mm)	起日 月日
	平均	最高	最低	最高	起日 月日	最低	起日 月日							
平成16年	15.2	19.2	11.7	38.0	9 / 7	△3.3	1/22	1,638.1	53	1 / 26	4.0	2,555	66	4 / 27
平成17年	14.2	17.9	11.1	36.9	9 / 7	△2.1	12/18	1,437.3	54	2 / 3	4.2	2,892	110	7 / 12
平成18年	14.2	17.9	11.0	35.2	9 / 18	△4.4	2 / 4	1,468.0	84	1 / 9	3.8	2,861	95	7 / 24
平成19年	14.5	18.2	11.1	35.4	8 / 15	△1.3	2 / 25	1,577.0	12	3 / 8	3.9	2,660	91	9 / 25
平成20年	14.3	18.0	11.1	34.4	8 / 3	△2.8	2 / 23	1,720.8	19]	2 / 18*	3.9	2,342.5	110	6 / 29
平成21年	14.5	18.4	11.2	35.8	7 / 15	△3.4	1 / 15	1,543.6	23	1 / 13	4.0	2,515.0	75	6 / 22
平成22年	14.8	18.8	11.5	35.7	8 / 23	△2.0	1 / 14	1,600.1	81	1 / 15	4.1	3,138.5	66	9 / 12
平成23年	14.0	18.0	10.6	35.2	8 / 14	△4.4	1 / 29	1,609.8	48	1 / 31	3.9	2,864.5	113.5	9 / 22
平成24年	14.0	17.8	10.8	36.6	7 / 16	△4.8	2 / 1	1,692.7	75	2 / 18	3.9	2,698.5	137.0	7 / 6
平成25年	14.4	18.5	11.0	36.2	8 / 15	△4.0	2 / 12	1,716.5	18	1 / 28	4.0	3,106.0	173.5	6 / 19
平成26年	14.2	17.9	10.8	36.6	8 / 5	△3.9	2 / 6	1,730.9	23	2 / 8	3.9	3,165.0	81.0	8 / 17
平成27年	14.7	18.6	11.4	37.2	7 / 13	△3.4	2 / 9	1,707.6	48	12 / 18	3.8	2,514.0	75.5	12 / 11
平成28年	15.0	18.9	11.6	36.1	7 / 2	△3.6	1 / 24	1,640.8	44	1 / 25	3.8	2,770.0	71.5	12 / 27
平成29年	14.1	18.1	10.6	36.4	7 / 11	△3.1	1 / 15	1,572.4	21	1 / 16	3.5	3,131.0	171.5	7 / 1
平成30年	14.2	18.4	10.4	37.2	8 / 22	△8.1	1 / 13	1,662.6	95	2 / 6	3.2	3,202.0	79.5	8 / 16
令和元年	14.4	18.7	10.6	36.4	8 / 15	△5.3	2 / 15	1,671.5	26	2 / 14	2.9	3,159.5	230.0	10 / 12
令和 2 年	14.3	18.5	10.7	35.8	8 / 10	△6.5	2 / 7	1,506.9	10	2 / 18	3.1	2,806.5	98.5	7 / 4
令和 3 年	14.3	18.7	10.5	35.6	8 / 9	△6.6	1 / 21	1,504.2	115	1 / 11	3.2	3,303.5	109.5	5 / 17
令和 4 年	14.4	18.7	10.6	36.4	8 / 1	△4.1	1 / 21	1,628.0	78	2 / 24	3.1	2,673.0	85.0	9 / 20
令和 5 年	15.3	19.9	11.3	37.1	8 / 10	△5.5	1 / 25	1,837.4	42	1 / 29	3.0	3,022.0	107.5	6 / 2
令和 6 年	15.2	19.5	11.6	36.0	8 / 23	△2.7	1 / 14	1,609.1	47	12 / 23	3.1	3,114.5	102.0	6 / 23

資料：平成29年9月26日までは泊地域気象観測所（下新川郡朝日町東草野1608）における観測値。平成29年9月27日以降は朝日地域観測所（下新川郡朝日町南保町）における観測値。 資料提供：富山地方気象台
注：年最深積雪は寒候年（前年11月から当年4月）の値。

*印は同一の極値があることを表す。
値] 資料不足値 統計値を求める対象となる資料が許容する資料数を満たさない値です。

1-2 既往最大波高

順 位	既 住 最 大 波 高 (S.34 ～R.6)							
	観測所	最 大 波 高			有 義 波 高			発 生 原 因 (有義波高)
		発 生 年 月 日	波 高 (m)	周 期 (sec)	発 生 年 月 日	波 高 (m)	周 期 (sec)	
1	田 中	H. 29. 10. 23	10.15	12.9	H. 29. 10. 23	7.57	10.5	台風21号
2		S. 55. 12. 24	9.90	24.9	S. 55. 12. 24	7.50	21.3	低気圧
3		H. 2. 9. 20	9.52	14.8	H. 20. 2. 24	6.62	13.9	寄り回り波
4		H. 20. 2. 24	9.49	16.6	H. 2. 9. 20	5.85	11.0	台風19号
5		S. 56. 1. 3	9.40	—	S. 63. 10. 29	5.82	11.4	低気圧
6		H. 9. 1. 7	9.28	16.1	S. 57. 4. 10	5.70	12.2	低気圧

資料 国土交通省

１－３ 世帯数及び人口

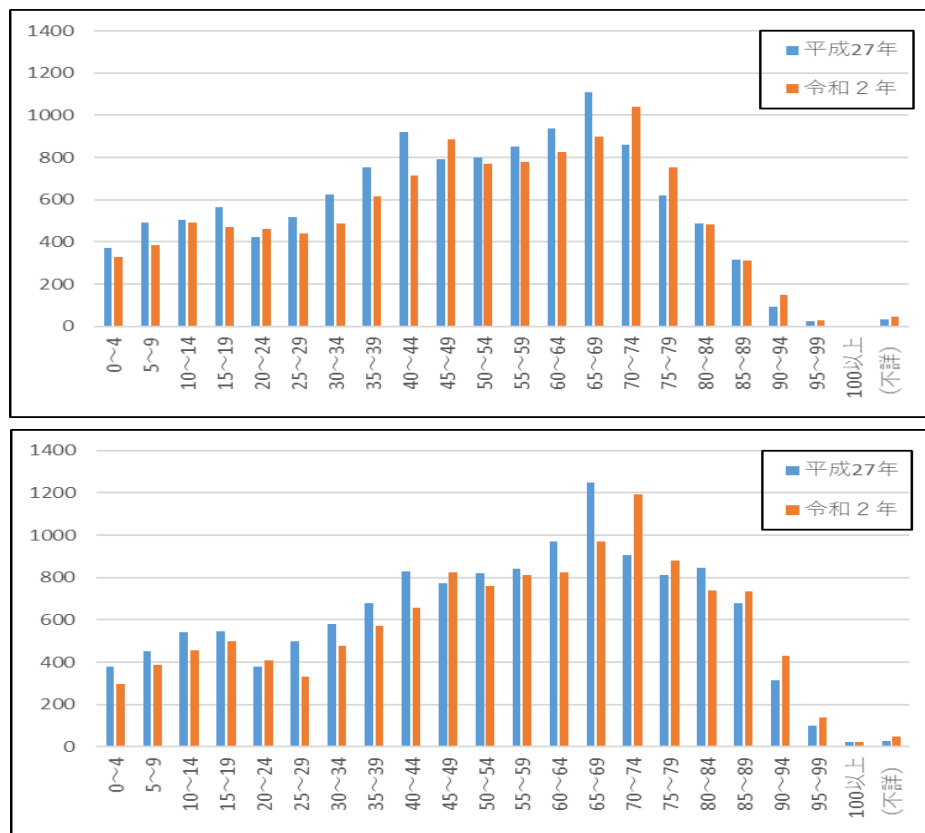
各年10月 1 日 （単位 人）

年 次	世帯数	人 口			一世帯当り 平均人員	人口密度 (km ² 当り人口)
		総 数	男	女		
平成 9 年	8, 097	28, 776	13, 752	15, 024	3. 6	403. 6
10	8, 132	28, 574	13, 633	14, 941	3. 5	400. 8
11	8, 240	28, 550	13, 620	14, 930	3. 5	400. 5
12	8, 258	28, 276	13, 574	14, 702	3. 4	396. 6
13	8, 312	28, 151	13, 513	14, 638	3. 4	394. 9
14	8, 391	27, 971	13, 413	14, 558	3. 3	392. 4
15	8, 448	27, 886	13, 344	14, 542	3. 3	391. 2
16	8, 570	27, 835	13, 317	14, 518	3. 2	390. 4
17	8, 716	28, 005	13, 404	14, 601	3. 2	392. 8
18	8, 816	27, 857	13, 341	14, 516	3. 2	390. 8
19	8, 912	27, 819	13, 329	14, 490	3. 1	390. 2
20	8, 894	27, 513	13, 163	14, 350	3. 1	385. 9
21	8, 829	27, 209	12, 997	14, 212	3. 1	381. 7
22	8, 658	27, 182	12, 967	14, 215	3. 1	381. 3
23	8, 654	26, 843	12, 801	14, 042	3. 1	376. 5
24	8, 650	26, 476	12, 603	13, 873	3. 1	371. 4
25	8, 626	26, 115	12, 431	13, 684	3. 0	366. 3
26	8, 653	25, 800	12, 269	13, 531	3. 0	362. 1
27	8, 628	25, 335	12, 096	13, 239	2. 9	355. 6
28	8, 705	25, 111	12, 000	13, 111	2. 9	352. 4
29	8, 808	24, 838	11, 935	12, 903	2. 8	348. 6
30	8, 934	24, 480	11, 792	12, 688	2. 7	343. 6
令和元年	9, 037	24, 160	11, 598	12, 562	2. 7	339. 1
2	8, 684	23, 839	11, 385	12, 454	2. 7	334. 6
3	8, 649	23, 341	11, 166	12, 175	2. 7	327. 6
4	8, 627	22, 904	10, 981	11, 923	2. 7	321. 5
5	8, 557	22, 401	10, 775	11, 626	2. 6	314. 4
6	8, 570	21, 959	10, 572	11, 387	2. 6	308. 2

資料：国勢調査

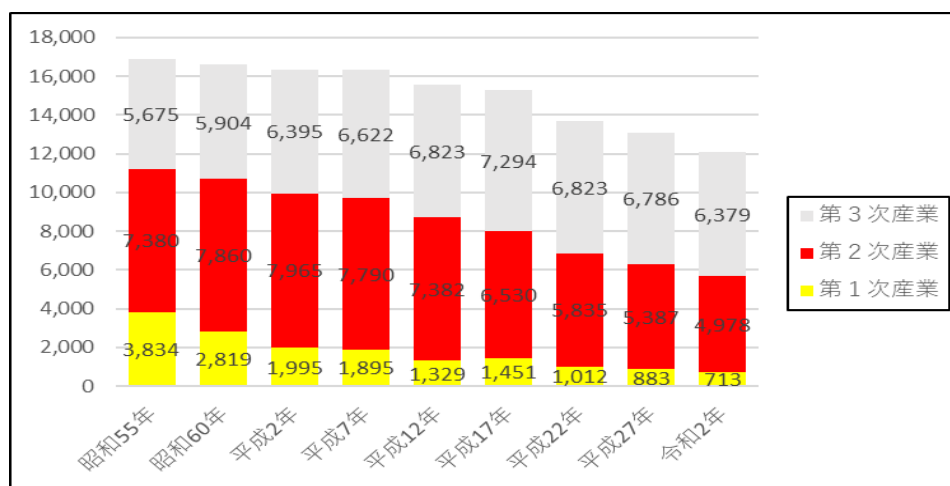
平成 8～11、13～16、18～21、23～26、28～30、令和元、3～6 年は富山県人口移動調査

1-4 5歳階級別人口



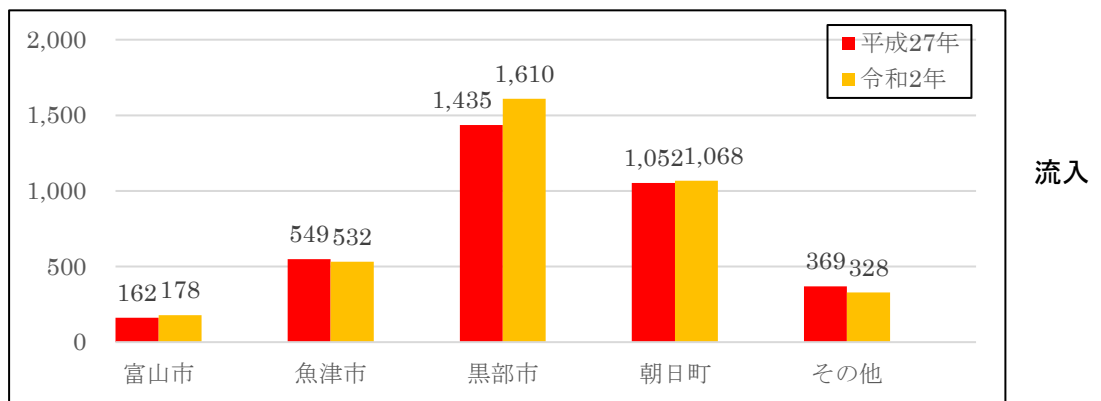
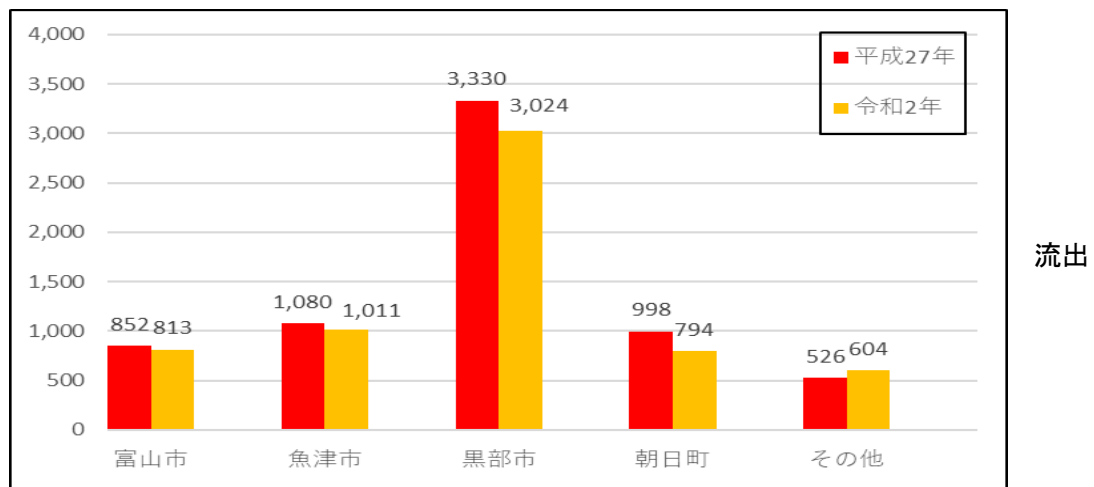
資料 国勢調査 (各年10月1日)

1-5 産業別就業人口の推移



資料 国勢調査 (各年10月1日)

1－6 通勤通学の状況



資料 国勢調査（各年10月1日）

第2章 災害記録

2-1 黒部川護岸の災害記録（右岸）

（注 雨量は仙人谷においての雨量）

発生年月日	災害地先	堤防名	災害の種類	延長	災害状況及び原因	雨量	愛本流量
昭和 9. 7. 11	入善町浦山新 右岸10.0km～10.2km間	新屋	破堤	140	梅雨前線		3,060
17. 7. 23	入善町上飯野 右岸5.0km付近	上飯野	欠壊	30	〃		788
19. 5. 11	入善町新屋 右岸10.8km付近	新屋	〃	65	〃	200.2	
19. 7. 1	入善町上飯野 右岸3.6km付近	上飯野	〃	50	〃	71.8	
19. 7. 20	入善町福島 右岸5.4km付近	〃	護岸 （法覆の崩れ）	30	梅雨前線 能登沖低気圧	646.9	3,340
19. 7. 20	入善町福島 右岸5.4km付近	福島	破堤	267	〃	646.9	3,340
19. 7. 21	入善町新屋 右岸11.0km付近	新屋	決壊	80	〃	646.9	3,340
20. 7. 16	入善町高畠 右岸1.2km付近	飯野	〃	52	梅雨前線	157.2	2,330
20. 7. 16	入善町高畠 右岸1.4km付近	〃	〃	65	〃	157.2	2,330
20. 7. 16	入善町板屋 右岸1.8km付近	板屋	〃	20	〃	157.2	2,330
20. 7. 16	入善町上飯野 右岸5.0km付近	上飯野	〃	162	〃	157.2	2,330
21. 6. 24	入善町高畠 右岸0.6km付近	飯野	〃	60	梅雨前線が関東から 中部地方に停滞	259.5	1,190
25. 9. 3	入善町板屋 右岸1.8km付近	板屋	護岸（根固）	124	ジェン台風最大風速40m 平地50mm山地100mm	73.6	222
27. 7. 1	入善町浦山新 右岸2.2km付近	新屋	欠壊	105	梅雨前線 日本海に低気圧	506.0	4,669
28. 7. 23	入善町高畠 右岸1.0km付近	飯野	〃	100	梅雨前線	398.0	1時12,318 1,438
32. 7. 7	入善町浦山新 右岸2.2km付近	新屋	護岸 （根固破損）	200	梅雨前線呉東部山岳 地帯100mm以上の雨量	448.0	3,610
32. 7. 7	入善町高畠 右岸	飯野	水制破損	1カ所	〃	448.0	3,610
32. 7. 7	入善町板屋 右岸	板屋	〃	〃	〃	448.0	3,610
32. 7. 7	入善町上飯野 右岸	上飯野	〃	〃	〃	448.0	3,610
33. 7. 26	入善町浦山新 右岸10.6km付近	新屋	護岸 （根固破損）	200	梅雨前線	243.0	1時1,630
34. 7. 14	入善町五郎八 右岸1.8km付近	板屋	欠壊	50	〃	357.4	3,750
34. 7. 14	入善町福島 右岸5.8km付近	南島	護岸 （根固破損）	200	〃	357.4	3,750

発生年月日	災害地先	堤防名	災害の種類	延長	災害状況及び原因	雨量	愛本流量
34. 8. 14	入善町上飯野 右岸3.6km付近	上飯野	欠壊	50	台風7号	357.4	1,983
36. 7. 1	入善町上飯野 右岸4.0km付近	〃	護岸 (根固破損)	100	梅雨前線	329.3	1,372
36. 7. 1	入善町上飯野 右岸5.0km付近	〃	護岸 (法覆工破損)	10	〃	329.3	1,372
36. 7. 1	入善町上飯野 右岸3.6km付近	〃	護岸法覆工 根固破損	56	〃	329.3	1,372
39. 7. 8	入善町板屋 右岸2.6km～2.8km付近	板屋	護岸 (根固破損)	260	〃	499.6	7月8日 11時1,900
39. 7. 8	入善町南島 右岸6.0km付近	南島	〃	411.6	〃	6～7日 499.6	7月8日 11時1,900
39. 7. 8	入善町上飯野 右岸4.6km付近	上飯野	〃	24.6	〃	499.6	1,900
40. 7. 13	入善町福島 右岸5.4km付近	福島	〃	134.4	〃	457.4	1,946
40. 9. 18	入善町上飯野 右岸3.6km付近	上飯野	〃	46.3	〃	182.4	3時1,372
44. 8. 11	入善町南島 右岸6.2km～5.8km付近	南島	破堤	400	前線北陸地方に停滞 集中豪雨	8～11日 628.5	5,661
44. 8. 11	入善町南島 右岸5.6km～5.8km付近	福島	〃	100	〃	628.5	5,661
44. 8. 11	入善町南島 右岸5.8km～6.0km付近	〃	〃	80	〃	628.5	5,661
44. 8. 11	入善町墓ノ木 右岸10.8km付近	墓ノ木	水制流失	1	〃	628.5	5,661
44. 8. 11	入善町墓ノ木 右岸11.0km付近	〃	水制根固流失	130	〃	628.5	5,661
51. 8	入善町上飯野 右岸3.7km付近	上飯野	水制 根固破損	1基	停滞前線	258	1,200
58. 7	入善町上飯野 右岸3.4km～3.6km付近	〃	根固流失	170	7月豪雨	250	810
58. 7	入善町上飯野 右岸4.6km～4.8km付近	〃	根固流失 水制破損	222	〃	250	810
60. 7. 7	入善町上飯野 右岸4.8km付近	〃	水制根固破損	1基	梅雨前線及び台風6号	222	860
平成 1. 7. 12	入善町高畠 右岸0.4km～0.6km付近	飯野	河岸欠壊	200	梅雨前線	143	1,046
1. 7. 12	入善町上飯野 右岸4.4km付近	上飯野	水制破損	1基	〃	143	1,046
1. 7. 12	入善町上飯野 右岸4.8km～5.0km付近	上飯野	蛇竈欠損及 び河岸欠損	250	〃	143	1,046
2. 9. 20	入善町高畠 右岸0.2km～0.4km付近	飯野	蛇竈欠損及 び河岸欠損	140	台風19号	108	915
2. 9. 20	入善町高畠 右岸0.6km～0.8km附近	飯野	河岸欠壊	160	台風19号	108	915
2. 9. 20	入善町浦山新 右岸9.2km附近	新屋	蛇竈欠損	130	〃	108	915
3. 7. 12	入善町上飯野 右岸6.2km附近	上飯野	河岸欠壊	60	梅雨前線	180	747
3. 7. 12	入善町福島 右岸6.2km附近	南島	水制破損	1基	〃	180	747

発生年月日	災害地先	堤防名	災害の種類	延長	災害状況及び原因	雨量	愛本流量
3. 7. 12	入善町浦山新 右岸9.0km附近	新屋	河岸欠壊	60	〃	180	747
5. 1. 28	入善町芦崎 右岸0.0km附近	飯野	蛇竈欠損	77	冬期風浪		最大瞬間 26.5m/s
5. 5. 14	入善町芦崎 右岸0.2km附近	飯野	河岸欠壊	120	前線停滞	150	723
5. 5. 14	入善町板屋 右岸1.8km～2.0km附近	板屋	河岸欠壊	240	〃	150	732
7. 7. 11 ～12	入善町五郎八 右岸1.2km～1.4km附近	飯野	河岸欠壊	120	梅雨前線	11～12日 531	2,378
7. 7. 11 ～12	入善町板屋 右岸3.2km附近	上飯野	漏水	100	〃	531	2,378
7. 7. 11 ～12	入善町上飯野 右岸4.0km～4.2km附近	上飯野	河岸欠壊	180	〃	531	2,378
7. 7. 11 ～12	入善町浦山新 右岸9.2km～9.4km附近	新屋	河岸欠壊	150	〃	531	2,378
7. 7. 11 ～12	入善町墓ノ木 右岸11.6km～11.8km附近	新屋	河岸欠壊	280	〃	531	2,378
8. 6. 25 ～6. 26	入善町高島 右岸0.8km～1.0km附近	飯野	河岸欠壊	100	〃	25～26日 351	2,214
8. 6. 25 ～6. 26	入善町板屋 右岸2.0km～2.2km附近	板屋	河岸欠壊	110	〃	351	2,214
10. 7. 10	入善町板屋 右岸2.4km～2.6km附近	上飯野	河岸欠壊	160	〃	164	欠測
10. 7. 10	入善町上飯野 右岸4.2km～4.6km附近	上飯野	河岸欠壊	360	〃	164	欠測
10. 7. 10	入善町小摺戸 右岸7.4km～7.6km附近	中之島	河岸欠壊	200	〃	164	欠測
10. 7. 10	入善町小摺戸 右岸8.4km～8.8km附近	小摺戸	河岸欠壊	320	〃	164	欠測
17. 6. 27 ～7. 2	入善町板屋 右岸2.2km～2.6km附近	飯野	河岸欠壊	290	〃	27～2日 739	1,312
18. 7. 14 ～7. 19	入善町板屋 右岸2.8km～3.0km附近	飯野	河岸欠壊	230	〃	14～19日 459	730
18. 7. 14 ～7. 19	入善町福島 右岸5.6km～6.0km附近	南島	河岸欠壊	290	〃	459	730
19. 6. 29 ～6. 30	入善町五郎八 右岸1.2km附近	飯野	河岸欠壊	141	〃	29～30日 227	676
23. 6. 25	入善町上飯野 右岸3.8km～4.0km附近	上飯野	河岸欠壊	70	〃	128	976

資料：国土交通省黒部河川事務所

2-2 昭和44年黒部川水害被害状況

管理者名	施設名	位置	内容	数量	摘要
入善町	家屋	入善町	床上浸水	45戸	
〃	〃	〃	流失及浸失	108戸	
〃	田畑	〃	床上浸水	486ha	

※ 昭和44年以降の一般被害は現在（平成24年）までありません。

資料：国土交通省黒部河川事務所

2-3 小川の災害記録

発生記録	記 事
明治45年7月22日	午前九時ごろ、古黒部地内二ノ丁場で、堤防175間（約302m）を欠壊し、古黒部全集落を水浸しにした。特に、北陸線の南側は、路線で水が湛水し、八尺（約2.42m）の深さとなり、二階やあまに避難した人たちの生命が危ぶまれた。
昭和44年8月	豪雨により小川の堤防が決壊し、大洪水により、床上浸水、床下浸水など甚大な被害が発生した。

資料：入善町史、富山県

2-4 舟川の災害記録

発生記録	記 事
明治45年7月22日	舟川沿岸の堤防が数ヶ所欠壊した。このため舟見町では田畑の流失などがあり、その復旧工事に大金を投じている。
大正9年7月22日	舟川氾濫、田地10町歩流失。その時舟見町から舟川上流3kmにあった舟見鉱泉（ラムネの湯と呼ばれていた有名な炭酸泉）が、雨のため山腹が崩壊して埋没した。
昭和23年9月6日	舟川氾濫、田畑の流失10町歩、流失家屋1棟（愛場）、道路の流失700m余り、橋梁流失5、林道の欠壊2,500m。
昭和44年8月	豪雨により舟川の堤防が決壊し、大洪水により、床上浸水、床下浸水など甚大な被害が発生した。
平成7年7月	豪雨による床下浸水、農地の浸水等の被害。
平成10年7月	豪雨による床下浸水、農地の浸水等の被害。

資料：入善町史、富山県

2-5 火災記録

発生記録	記 事
明治22年 3 月23 日	入善町で出火、民家10余軒焼失
明治35年 4 月20 日	横山村で出火、20戸全焼
明治38年 4 月 1 日	入善町の寺で出火、山門を残しただけで全焼
明治42年ごろ	横山村で出火、10軒ほど焼失
大正 4 年12月 6 日	午前 1 時30分頃舟見町墓ノ木道筋で出火、南風にあおられ役場、派出所に燃え移り、中町を焼いて下町地神町に燃え下った。一方、権現山にも飛火して山火事となり、かくして午前 5 時30分鎮火。全焼家屋74棟、倉庫 5 棟、納屋12棟、尼寺 1 棟、精米所 1 棟、死者 1 名、火傷10余名、損害額 8 万 7 千円。
大正11年 8 月10 日	午前 9 時すぎ、吉原の浜納屋で出火。浜納屋 3 軒全焼、隣接民家 2 戸焼く。
大正15年 3 月15 日	午前10時ごろ、吉原で出火。民家 4 棟、作業所 1 棟を全焼。
昭和 6 年 3 月30 日	午前 8 時ごろ、青木目川で出火。フェーン現象下南西の風で柳原に飛び火する。損害、人家 9 棟及びその他の建物 6 棟全焼。
昭和11年 1 月10 日	入善小学校が燃え、講堂のみを残し本館全焼。
昭和22年12月 7 日	八幡で出火、3 戸を焼失。
昭和29年11月29 日	入膳西町で出火。1 戸全焼、隣接 3 戸類焼。
昭和31年 5 月21 日	吉原で寺を全焼。

資料：入善町史

火 災 件 数

(火災発生状況昭和32年以降)

	建物火災									その他	件数計	
	住宅			工場・作業所等			その他					
	全焼	半焼	部分焼	全焼	半焼	部分焼	全焼	半焼	部分焼			
昭和 32年 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63	4	2	3		1				1		11	
	1		1	1		1			1	2	7	
	2	1	3	1		1	3		2		13	
	1		1	2	1		1			2	8	
	1	1	2	2					1	2	9	
			4	1		1			1		7	
	4		6	3		1			1	4	19	
	3	3	7	1			1			6	21	
	3		4	4	1				1	4	17	
	2		2	5		2	1				12	
	2	2	4			2					10	
	1			3						1	5	
	1			3							4	
	3		3	1					1	2	10	
	3	1	1		1	1	1	1	1		9	
	4	1	1	2			2			4	14	
	2	1	1					2	1	2	10	
	2	1	3	1		3	1			1	12	
	4	1	1				1	1	1	2	10	
		1	1	1	1		1	2	2	2	10	
								1		2	3	
	2		1			1			1		5	
	1	1	4	1			3		1		11	
	2						1			1	4	
				1							1	
	1								1		2	
			1		3	1	3		1	1	1	10
				1	2	1					4	
					1			1	2		5	
					1	1	1			1	4	
		1		1	1				2	1	6	
		1		1							2	
平成 1年	1	1					1				3	
2	3						1			1	5	
3	2		1								3	
4		2									2	
5	1		2				1			2	6	
6	3		2	1		2	1				9	
7		2				2	1				5	
8			1						1	1	3	
9	4	1				1			1	3	10	
10	3			2			1	1	1	2	10	
11	1	1	2								4	
12	1		1					1	2	2	7	
13	1	1				1		1	2	3	9	
14		1	1				1			5	8	
15	1	1	1			1	1			3	8	
16		1							2	3	6	
17	1									1	2	
18	1		2			1					4	
19	1			1	1						3	
20								1	1	1	2	
21						1	1				2	
22			1					1	1	1	4	
23	2								1	1	4	
24											0	
25	1									1	2	

	建物火災									その他	件数計
	住宅			工場・作業所等			その他				
	全焼	半焼	部分焼	全焼	半焼	部分焼	全焼	半焼	部分焼		
26	2	1									3
27											0
28	1	1					1		1	2	6
29	2		1							2	5
30			1								1
令和1年	3		1								※4
2		1									1
3				1						1	2
4											
5	1								2	1	4
6	1		1				1				3
件数合計	88	31	75	45	9	32	26	7	35	77	425

※令和元年の件数については、1件の火災で複数棟が部分焼した

資料：入善消防署

2-6 浪害記録

発生年月日	記 事
大正 5 年12月29日	富山湾一帯に激浪襲来し、被害甚大なり。飯野村（神子沢、五十里、下飯野、芦崎）で、防波堤流失60間、杭の流失200間、田の流出2反、納屋流失。 入善町（田中、五十里）で、防波堤流失900間、田の流失12町歩。
大正12年 4 月14日	10時頃より高波襲来し、上原村中辻で防波堤60間破堤入善町で田地50町歩流失、同海岸納屋14棟浸水する。
昭和 4 年 1 月 2 日	1 日夜から 2 日朝にかけ富山湾に激波襲来し、被害甚大なり。
昭和10年 5 月 2 日	1 日夜から 2 日未明にかけて飯野村で大浪害、上原村吉原で破堤260間。
昭和11年11月12日	11日夜来、富山湾で荒れ狂った激浪は更に12日午後も続き、横山村で住家浸水11戸、上原村で浜納屋流失、同全壊30棟防波堤欠壊300間、漁船破損30隻。
昭和16年 6 月 7 日	7 日夕刻から上原村吉原海岸に激波おそい、夜半になり、益々はげしく防波堤300m、防波堤20m欠壊し、田地 5 町歩に浸水、飯野村海岸でも水田15町歩が土砂で埋り、塩水にひたった田地35町歩におよんだ。横山村で防波堤30間欠壊、砂侵入田500町歩、塩害田30町歩、その他青木海岸でも相当の被害があった。
昭和20年12月19日	19日午前 1 時頃、下新川海岸の激浪襲来し、各地先に被害がある。上原村吉原海岸で堤防欠壊200m、田の流失 2 町歩、浸水家屋 3 戸、飯野村五十里海岸で堤防欠壊200m、田畑の流出 5 反歩。横山村八幡海岸で堤防欠壊20m、田畑の浸水 5 反歩。浸水家屋10戸、浜納屋流失 7 棟。
昭和24年 2 月15日	15日午前零時頃、新潟県佐渡相川付近に地震があり、このため同日夕刻から16日朝にかけて富山湾一帯に津波が襲来し被害をもたらした。横山、入善、上原、青木、飯野海岸で突堤が欠壊流失する。
昭和24年10月30日	30日夜から31日朝にかけて富山湾の一部に3.5mに及ぶ高波が襲来し、黒部川以東の海岸に護岸破損 6 箇所あり。
昭和30年 2 月20日	朝鮮南部から能登沖を通過した低気圧のため、富山湾沿岸では西寄りの強風となり、東部沿岸にかなりの被害を出した。入善町芦崎、吉原、八幡、横山、古黒部地区で海岸堤防欠壊、田畑冠水流失などあり。
昭和31年 2 月11日	11日夜から12日にかけて黒部川以東地区の海岸一帯に高波が押し寄せ、堤防欠壊 5 箇所225m、浜納屋浸水100棟、同全半壊58棟、田畑土砂堆積30町歩、同冠水25町歩などの被害がある。
昭和35年 1 月17日	入善町など東部一帯で高波がおこり護岸、突堤など 5 箇所が欠壊した。
昭和37年 1 月22日	23日朝にかけて入善海岸一帯に高さ 5 m前後の高波が押し寄

発生年月日	記 事
	せ、吉原地先で護岸堤焼く120m欠壊したほか、下飯野地先でも護岸堤約100mの亀裂が生じた。このため、付近の田畑10 a 流失、30 a の土砂が堆積した。
昭和38年 1 月 7 日	5 日に日本海にあった低気圧が発達しながら、ゆっくりと北東へ進み、7 日朝には北海道東方海上にでた。この低気圧は日本海で約 2 日間も足ぶみしたため、同北部では異常に高いうねりが発生し、7 日夕刻には新潟県西部と富山湾一帯を襲った。富山県では災害救助法を適用し、入善町でも堤防その他に被害を受けた。
昭和39年12月 3 日	発達した低気圧が千島にあり、高気圧がモンゴルにあって西高東低の冬型の気圧配置になり、特に下新川海岸に最も影響のある「寄り廻り波」が2 日夕刻から4 日にかけて来襲したため、各地に被害が発生した。目川地先でコンクリートブロック護岸（西東式ブロック）138m破損、春日地先で簡易護岸89m破損。
昭和40年 1 月10日	日本海にある低気圧の影響により富山湾特有の寄り廻り波が発生し、9 日～11日にかけて南よりの風が強く、特に東部入善海岸で堤防欠壊、根固散乱、波返し護岸の欠壊（目川地先で138m、春日地先で89m）。
昭和41年 2 月23日	日本海を発達した低気圧が北上したため、寄り廻り波が発生し、富山県東部海岸に高波が押し寄せ、春日地先で堤防欠壊186 mの被害が生じた。
昭和41年 8 月 1 日	7 月31日夜から 1 日朝にかけて入善町一帯の海岸に高波が押し寄せ、水稲 7 haに被害を受けた。
昭和45年 2 月 2 日	1 月31日台風級に発達した「台風坊主」は966ミリバールとなり、猛烈な勢いで日本列島を縦断し、日本海にあった低気圧と合流し、さらに勢いを増しながら北上した。 31日 9 時50分、富山地方気象台により風雪波浪注意報が発表され、海岸地方は10m/s以上の暴風が2 日午前中まで吹き続け、日本海では北また北西で平均20m/s以上の暴風となり、風浪は強い北西流にのって富山湾海岸に来襲し、高波による被害が続出した。神子沢地先100m、吉原地先62m、田中地先50m、八幡地先165mがそれぞれ破堤し、神子沢地先450m、春日地先15m芦崎地先35mの堤防が欠壊した。八幡地先470m、春日地先500m、古黒部地先160mが消破工の沈下、散乱、流失し、田畑に冠水埋没の被害があった。特に芦崎海岸においては、高波があたかも小津波のごとく密集集落の内外に及び、腰を没する海水が奔流となって侵入した。負傷者は、重傷 1 人、軽傷 2 人、家屋被害は、半壊 3 棟、床上浸水49 棟、床下浸水75棟、作業場船小屋等の被害は、全壊24棟、半壊21 棟にのぼった。
昭和46年 1 月16日	大陸の高気圧が東シナ海に張り出し、西高東低の典型的な冬型の気圧配置が強まった。日本海を通過した小型台風並の低気圧が北海道の東方海上にあり、また秋田沖と琵琶湖付近にも小型低気圧が発達したため、富山湾の海上が大しけとなり、下新川海岸に

発生年月日	記 事
	被害を受けた。神子沢地先で堤防欠壊270m、消破工沈下散乱384m、吉原地先で堤防欠壊135m、消破工沈下散乱260m、横山地先で消破工沈下散乱160m。
昭和47年 2 月16日	発達した低気圧がオホーツク海にあり、北東に進んでいる。また別の低気圧が関東沖にあるため、北海道では風が強く西高東低の気圧配置となり、寄り廻り波が発生し、富山県東部海岸に高波が押し寄せ、入善八幡地先で堤防破堤150m、消破工沈下散乱120m、背後地の水田3000㎡が浸水した。
昭和47年 2 月29日	発達した低気圧が北海道の北西海上に停滞し、日本付近は冬型の低気圧が強まり、日本海側では季節風が強く、下新川海岸では波が高くなり、入善町八幡地先（2月16日波災の東側）で堤防破壊100m、消破工沈下散乱130m、水田4000㎡が浸水し、約1000㎡の土砂が流失した。
昭和47年 9 月19日	台風20号は17日午前3時に富山県の北約50kmにあり、55km/hで北北東に進み、18, 19日には北海道の西岸に停滞していた。また三陸沖には別の低気圧が発達したため、北日本を中心に深い気圧の谷に入っていた。このため富山湾には寄り廻り波が押し寄せ、下新川海岸東部では波浪が大きく、海岸堤防を20～30m越波し続けた。八幡地先で堤防陥没破壊127m、消破工沈下散乱370m、天然海岸決壊及び汀線の大口後退270m、入善五十里地先で同汀線後退175m、木ノ根地先で消破工沈下散乱135m、吉原地先で同沈下散乱215m、同じく横山地先で177m、同じく春日地先で469m。
昭和47年12月 3 日	発達した低気圧が北海道の東海上にあってゆっくり東に進み、大陸から高気圧が日本付近に張り出し、冬型の気圧配置が続き、日本海側では風が強く、富山湾には寄り廻り波が押し寄せ、入善町下飯野地先で535mにわたり破堤した。
昭和48年 3 月25日	北海道の西海上には発達した低気圧があり、前線が日本海の沿岸ぞいを通っている。また、別の低気圧が関東の東海上にあり、共に東に進んでいる。これらの低気圧が東に進むにつれて日本付近は冬型の気圧配置になり、富山湾に寄り廻り波が押し寄せ、入善町下飯野地先で47年12月 3 日に被災した災害復旧工事箇所が再度被害を受けた。
昭和49年 2 月 9 日	8日には関東沖にあった低気圧が東北東に進み、9日には三陸沖で発達して冬型の気圧配置となり、このため日本海では波が高くなって寄り廻り波が9～11日と続いた。下新川海岸では9日朝から波が大きくなり、随所で堤防を越波した。入善町木の根地先で堤防基礎欠壊90m、同表法覆工摩耗90m、消波工沈下流失110m、下飯野地先で535m消波工が沈下散乱した。
昭和51年 1 月23日	シベリア方面から相次いで南下した今冬一番の猛烈寒気団のため、各地先で季節風が吹き荒れ、昭和38年豪雪以来の積雪を記録した。下新川海岸では19～24日では連続6日間季節風が吹き荒れ、4m近い波浪が連日続いた。吉原地先で消波工流失及び堤脚

発生年月日	記 事
	異状洗掘210m、八幡地先で堤防根固工沈下120m、横山地先で離岸堤ブロック沈下流失100m。
昭和52年 2 月15日	大陸の優勢な高気圧が西日本に張り出し、冬型の気圧配置となった。一方モンゴル付近に強い寒気団が南下し、日本海側は北よりの風が強くなり、昭和38年豪雪以上の積雪を記録した。下新川海岸でも14日から北よりの季節風が吹き荒れ2.5～3.5mの波浪が続き、被害をもたらした。 下飯野地先で消波工沈下流出150m、目川地先で同260m、吉原地先で消波工沈下流失、及び堤脚異常堀290m、堤防背後の土砂流失255m、離岸堤ブロック沈下100m。
昭和53年 2 月18日	18日明け方に、冬型の気圧配置がゆるんだ低気圧は若狭湾沖からゆっくり日本海を北東に進み、再び冬型の気圧配置となり、富山県全般で風雪が強くなり、下新川海岸では瞬間最大風速23.5m/sの突風を伴い、平均風速で20m/sを記録し、被害をもたらした。 下飯野地先で消波工沈下流出87m、木の根地先で同160m、目川地先で同426m、春日地先で同40m、吉原地先で離岸堤ブロック沈下100m、八幡地先で同400m。
昭和54年 2 月 1 日	発生した低気圧が津軽海峡付近に進み、その後、日本海付近には優勢な高気圧が張り出し、西高東低冬型の気圧配置となり、季節風が強く、上空には次第に寒気が流れ込み、このため富山県地方では風雪が強くなり、被害をもたらした。 五十里地先で消波工沈下流出187m、田中地先で110m、古黒部地先で同80m、吉原地先で離岸堤ブロック沈下261m、横山地先で同100m。
昭和56年 2 月26日	発達した低気圧が太平洋岸沿いに北上して三陸沖に停滞したため、中国大陆に存る高気圧が張り出し、日本海側では季節風が長時間にわたって吹き荒れ、被害をもたらした。 吉原地先で離岸堤ブロック沈下300m。
昭和57年 1 月29日	富山県内は西高東低の典型的な冬型の気圧配置となり、大荒れの天気となった。最大波高8.8mが記録されるなど、富山湾特有の寄り廻り波が富山湾東部から新潟県境を襲い、災害をもたらした。 下飯野地先で消波工沈下流出260m、木ノ根地先で同80m、神子沢地先で290m、春日地先で同370m古黒部地先で同250m、八幡地先で同50m、吉原地先で離岸堤ブロック沈下50m。
昭和59年 2 月27日	富山県内では、発達した低気圧が三陸沖に進み、大陸の高気圧が西から張り出して西高東低の典型的な冬型の気圧配置となったため、大荒れの天気となった。海岸部では強風波浪、平野部では風雪にみまわれ、被害をもたらした。 春日地先で消波工沈下流出40m、田中地先で同471m、吉原地先で離岸堤ブロック沈下80m、柳原地先で同98m。

発生年月日	記 事
昭和60年12月	冬期風浪の影響により 古黒部地先 消波工 62m沈下流出 下飯野地先 消波工 140m沈下流出 春日地先 消波工 130m沈下流出
昭和61年12月	冬期風浪の影響により 目川地先 消波工 204m沈下流出 下飯野地先 消波工 90m沈下流出 五十里地先 消波工 160m沈下流出 神子沢地先 消波工 55m沈下流出
昭和63年 2 月	冬期風浪の影響により 田中地先 消波工 135m沈下流出
平成 2 年 9 月	台風19号の影響により 神子沢地先 離岸堤ブロック沈下60m 芦崎地先 根固工 120m沈下流出
平成 3 年 2 月	冬期風浪の影響により 目川地先 消波工 160m沈下流出 春日地先 消波工 110m沈下流出 横山地先 離岸堤ブロック沈下 100m 吉原地先 離岸堤ブロック沈下 80m
平成 3 年 2 月17日	山形県沖と宮城県沖にあって東北東に進んでいた二つの低気圧が三陸沖で一つとなり、北海道の東海上に進んで猛烈に発達。冬型の気圧配置が強まり、沿岸一帯で波は10mを越える強風が吹き荒れた。瞬間最大風速23.0m/sを記録。 吉原地先 既設副離岸堤天端低下、前面沈下散乱 80m 横山地先 既設離岸堤天端低下、前面沈下散乱 100m 春日地先 既設消波工天端低下、前面沈下散乱 110m 目川地先 既設消波工天端低下、前面沈下散乱 160m
平成 5 年 1 月28日	日本海で発達した低気圧が本州を通して冬型の気圧配置となり、沿岸一帯に強風が吹き荒れ、高波により被害をもたらした。瞬間最大風速26.5m/sを記録。 神子沢地先 既設離岸堤天端低下、前面沈下散乱 80m
平成 6 年 2 月13日	日本海で発生した低気圧が本州を通して冬型の気圧配置となり、沿岸一帯に強風が吹き荒れ、高波により被害をもたらした。瞬間最大風速25.5m/sを記録。 吉原地先 既設離岸堤天端低下、前面沈下散乱40m 柳原地先 既設直立堤一部破堤、吹出しによる天端沈下、クラック発生100m 下飯野地先既設消波工天端低下、前面沈下散乱70m
平成 9 年 6 月28日	台風 8 号が富山県内を通過し、沿岸一帯に強風が吹き荒れた。瞬間最大風速33.1m/sを記録。 横山地先 直立堤 一部クラック発生消波工 80m沈下・散乱 下飯野地先 消波工 80m 沈下・散乱

発生年月日	記 事
平成10年 9 月17日	台風 5 号の影響により瞬間最大風速27.4m/sを記録。 柳原地先 直立堤 一部欠壊 (15m)、空洞化 1 箇所、 クラック発生 125m 飯野地先 直立堤 クラック、沈下、空洞化 2 箇所 216m
平成16年 2 月23日	日本海を北上した低気圧が北海道の東海上で急速に発達して、冬型の気圧配置となり、沿岸一帯に強風が吹き荒れ、高波により被害をもたらした。 吉原地先 副離岸堤 80m 沈下・散乱 離岸堤 20m 沈下・散乱 直立堤 100m 空洞化・クラック発生 下飯野地先 消波工 40m 沈下・散乱
平成20年 2 月24日	平成20年 2 月23日午前に日本海中部にあった低気圧と、太平洋で発達した 2 つの低気圧の影響で、非常に強い風が吹き、富山湾内では風波とうねりにみまわれた。 2 月23日18時頃に最大風速を観測した後、強風域は日本海北部に移動し、富山周辺の風は弱まってきたが、強風域からの波のうねりが寄り回り波となって富山湾に來襲し、被害をもたらした。 瞬間最大風速22.5m/sを記録。 入善町では死者 1 名、負傷者重傷 2 名、軽傷13名、家屋全壊 4 棟、半壊 7 棟、床上浸水47棟、床下浸水72棟、作業小屋等全壊31棟、半壊11棟にのぼった。 古黒部地先 消波工 238m沈下流失 春日地先 消波工 30m流失 八幡地先 消波工 65m沈下流失 離岸堤 27m沈下・散乱 東五十里地先 消波工 65m沈下 田中地先 消波工 17m沈下 吉原地先 離岸堤 25m沈下 副離岸堤 52m流出 柳原地先 離岸堤 15m流出 目川地先 消波工 57m沈下流失 木根地先 消波工 79m沈下流失 離岸堤 20m沈下 神子沢地先 消波工 163m沈下流失 五十里地先 消波工 189m沈下流失 直立堤 36m倒壊・沈下 高瀬地先 消波工 45m沈下流失 園家地先 直立堤 121m空洞化

資料：国土交通省「下新川海岸侵食の歴史」「国土交通省黒部河川事務所」

2-7 過去の主な雪害

県内に特に大きな被害をもたらした豪雪として、「38豪雪」、「56豪雪」、「59豪雪」がある。

1 「38豪雪」(昭和38年1月～3月：1963年)

(1) 気象の状況【資料：「富山県気象災異誌」 昭和46年3月富山県・富山地方気象台発行】

昭和37年末から本格的な冬型の気圧配置となり、そのまま昭和38年1月になっても崩れず、特に中旬から下旬にかけての異常寒波は連日猛吹雪となって雪が降り続き、記録的な豪雪となった。最深積雪は、富山186cm(1月26日・累年記録第2位)、伏木225cm(1月27日・同第1位)であった。

1月の降雪状況は、2～3日は平野部で20～40cm、山間部で70～100cm、11～12日は西部平野部で70cm前後、15～16日は西部一帯に猛吹雪があり、15日、石動地区に50cm、16日は全般に40～60cmの降雪をみた。18～19日に今度は山沿地域に60～90cmの降雪、21～22日は県内全般に猛吹雪となり、21日は平野部で30～60cm、22日は西部平野部に50cmの降雪があった。23～25日は再び猛吹雪で連日30～70cmの降雪があった。さらに26日には、西部平野部で50cmの降雪があり、26～27日は平野部での最深積雪を記録した。

(2) 被害の状況【資料：「北陸地方豪雪による災害状況・緊急要望事項・恒久対策・融雪期対策 第6報」 昭和38年2月 富山県豪雪非常災害対策本部発行】

人的	死 者	15人	住 家	全 壊	52棟	非住家被害	451棟
	行方不明	1人		半 壊	135棟		学 校 等
	負 傷 者	39人		床 上 浸 水	277棟	752箇所	
				床 下 浸 水	2,392棟		

◇特記事項

- ・1月23日～28日、北陸本線がほぼ全面運休となったほか、県内の交通機関は麻痺状態。
- ・富山市総曲輪通り(1月26日)及び高岡市御旅屋通り(1月28日)でアーケード落下
- ・高岡市公会堂倒壊(1月27日)

2 「56豪雪」(昭和56年1月～3月：1981年)

(1) 気象の状況【資料：「災害の記録」昭和63年3月富山県発行】

県内は55年12月26日頃から冬型の気圧配置が強まり、27日から降雪が続き29日には富山市で88cmの積雪となった。29日以降小康状態となったものの、1月2日から再び冬型の気圧配置に戻り、平地の降雪量は連日30cmを超えた。13日には富山の積雪が160cmに達し、山間部でも450cmを超えて、一部地域では38豪雪を上回るところもでた。

この間の強い寒波は3波あり、第1波（12月27日～30日）は県東部の里雪型と山雪型であり、第2波（1月2日～8日）は前半山雪型、後半里雪型、第3波（1月10日～17日）は山雪型と里雪型が交錯して襲ったため、山沿い地方はもとより、平地においても短時間に多くの積雪をみた。

このため、屋根雪おろし中の転落、用水への転落、建物等の損壊、用水溢水による床上・床下浸水などが続出するとともに、県内交通機関は麻痺状態に陥るなど、県民生活に大きな影響が出た。

（2）被害の状況【資料：「災害の記録」昭和63年3月富山県発行】

人的	死 者	24人	住 家	全壊	16棟	道 路	1,802箇所
	負傷者	1,154人		半壊	47棟	橋りょう	88箇所
				一部破損	1,164棟	河 川	69箇所
				床上浸水	100棟	港 湾	7箇所
				床下浸水	1,682棟	水 道	179箇所
			非住家被害		1,963棟	清掃施設	17箇所
			学校		501箇所	崖くずれ	7箇所
			病院		15箇所	鉄道不通	1箇所
						船舶被害	5隻

◇特記事項

- ・ 1月3日、富山市北部を中心に着雪の重みによって高圧送電鉄塔11基が倒壊。
- ・ 1月6日時点（ピーク時）で、12市町村、37集落、452世帯、1,650人の孤立集落発生。

3 「59豪雪」（昭和59年1月～3月：1984年）

（1）気象の状況【資料：「災害の記録」昭和63年3月富山県発行】

1月3日、山間部を中心にまとまった降雪となり、平地で20～30cm、山間部で170cmの積雪に達した。1月15日～17日は、強い冬型が持続し里雪型の大雪となり、積雪は平地で50～60cm、山間部で200～250cmに達した。1月21日～29日頃まで冬型が続き山里混合の降り方となり、積雪は多い所で平地でも100cmを超え、山間部では300cm近くに達した。

この後一旦小康状態となったが、2月2日頃から再び冬型の気圧配置となって大雪が降り続き、9～10日には県内各地で最深積雪を観測した。

2月中旬は小康状態となり、積雪も徐々に減少したが、2月末から3月上旬にかけて一時冬型の気圧配置が強まり、積雪はこの降雪により再び増加し、平地で70～90cm、山間部の多い所で300cmに戻った。

まとまった雪としてはこれが最後となったが、気温が低く、春分を迎えても平地で60cm、山間部で300cmの積雪があり、富山地方気象台における積雪長期継続期間と

しては最長の109日を記録した。

59豪雪は、異常低温の中で比較的密度の小さい軽い雪として降ったものとみられ、また主な降雪が10日ごとの間隔で降ったため、その間に多少の小康もあって沈下が大きく効いた結果、積雪は「38豪雪」、「56豪雪」ほど伸びなかった。

しかし、この低温の結果、道路の雪は圧雪となり、また融雪が遅れて積雪期間として是最長の記録となったことにより、県民生活に大きな影響を与えた。

(2) 被害の状況【資料：「災害の記録」昭和63年3月富山県発行】

人的	死 者	21人	住 家	全壊	3棟	学 校	9箇所
	負傷者	87人		半壊	1棟	道 路	564箇所
				一部破損	32棟	橋りょう	1箇所
				床上浸水	16棟	社会福祉施設	9箇所
				床下浸水	216棟		
			非住家被害		138棟		

4 「令和3年1月の大雪」(令和3年1月7日～11日：2021年)

【資料：「令和3年1月7日から11日にかけての大雪に関する富山県気象速報」富山地方気象台作成】

(1) 気象の状況

7日から10日にかけて北陸地方の上空5500メートル付近に氷点下35度以下の換気が流れ込み、強い冬型の気圧配置となった。このため県内は7日午後から所により強い雪となり、11日朝にかけて継続的に降り続き、大雪となった。

(2) 降積雪の状況

この期間における最深積雪は、朝日で115センチ(11日11時)、氷見で99センチ(9日19時)、魚津で85センチ(11日10時)、伏木で115センチ(9日21時)、富山で128センチ(10日2時)、砺波で127センチ(10日9時)、秋ヶ島で106センチ(11日10時)、猪谷で98センチ(11日6時)となった。

(3) 被害の状況(冬期)

ア 人的被害

(ア) 死者 5人

(イ) 負傷者 99人

イ 住家被害

(ア) 半壊 4棟

(イ) 一部損壊 18棟

(ウ) 床下浸水 3棟

ウ 非住家被害

(ア) 全壊 4 棟

(イ) 半壊 2 棟

エ 特記事項

(ア) 大規模な道路渋滞の発生

特に、東海北陸自動車道においては、大規模な車両の立ち往生が発生し、自衛隊災害派遣要請がなされた。

(イ) 孤立集落の発生

大雪による倒木等の影響で氷見市及び小矢部市において孤立集落が発生した。

a 氷見市

胡桃、床鍋、老谷、上中、三尾、葛葉

b 小矢部市

久利須

(4) 主な雪害対策の状況（冬期）

ア 対策組織

令和3年1月10日「富山県雪害対策本部」設置（同年1月20日閉鎖）

イ 自衛隊災害派遣要請

東海北陸自動車道における大規模な車両の立ち往生発生を受け、令和3年1月10日、自衛隊災害派遣要請を行った。

ウ 災害救助法の適用

東海北陸自動車道における車両の立ち往生及び孤立集落の発生を受け、県は、4市に対して災害救助法を適用した。（法適用日：令和3年1月9日）

(ア) 災害救助法適用市町村

砺波市、小矢部市、南砺市（車両の立ち往生）

氷見市（孤立集落の発生）

(イ) 法適用日

令和3年1月9日（4市とも）

(ウ) 備考

災害救助法施行令第1条第1項第4号適用（4市とも）

資料：富山県地域防災計画「雪害編」

2-8 過去の地震

本県に關係する歴史地震は、下表（「富山県内に被害をもたらした主な歴史地震」）のとおりであり、中でも特に、1586年の天正の大地震と1858年の安政の大地震は本県に大きな被害をもたらしたことが過去の古文書等により確認されている。

また、1993年以降、富山県内の震度観測点において記録した県内の震度1以上の地震は計420回（2011年12月末現在）であり、そのうち、震度4以上を記録した地震は8回と全国的にも有感地震の少ない県である。（「震度4以上を記録した地震一覧」参照）

なお、津波被害に関しては、近年記録が無く、被害の実態はつかめないが、氷見海岸において、津波で乗り上げたものと考えられる巨岩が標高数m上で発見されるなど、有史以来、全くなかったという確証はない。

富山県内に被害をもたらした主な歴史地震

発生年	地震名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
863（貞観5）		7以上	民家破壊し、圧死者多数	
1586（天正13）	（飛騨白川谷）	7.8±1	木舟城崩壊、白川谷被害多し	（5～6）
1662（寛文2）	（琵琶湖付近）	7.25～7.6	神社仏閣人家被害、死傷者多し	（5）
1668（寛文8）			伏木・放生津・小杉で潰家あり	
1707（宝永4）	宝永地震	8.4	家屋倒壊、天水桶ことごとく転倒す	（5～6）
1858（安政5）	飛越地震	7.0～7.1	大鳶・小鳶崩壊、洪水、流出家屋多し	（5～6）
〃	（大町付近）	5.7		—

※ 上記の歴史地震は、「新編日本被害地震総覧[増補改訂版]」（宇佐美龍夫、1996年）において1900年以前で本県に関する記事のあるものを記載した。空欄は記載なし。

震度4以上を記録した地震一覧

発生年	地震名	マグニチュード	県内の被害等	県内の震度
1933（昭和8）	七尾湾	6.0	傷者2、氷見で土砂崩れ、亀裂	伏木4
1944（昭和19）	東南海	7.9	不明	富山4
1948（昭和23）	福井	7.1	西部で被害	富山4
1952（昭和27）	大聖寺沖	6.5	硝子破損	富山、八尾、女良4
1993（平成5）	能登半島沖	6.6	非住家、水路、ため池に被害	富山、伏木4
2000（平成12）	石川県西方沖	6.1	被害なし	小矢部4
2007（平成19）	能登半島	6.9	重傷1、軽傷12 非住家一部損壊5	富山、氷見、滑川、小矢部、射水、舟橋5 弱高岡、魚津、黒部、砺波、南砺、上市、立山、入善、朝日4
2007（平成19）	新潟県中越沖	6.8	軽傷1	氷見、舟橋4
2013（平成25）	石川県加賀地方	4.2	被害なし	小矢部市4
2020（令和2）	石川県能登地方	5.5	軽傷2	富山市、氷見市、舟橋村4

2023（令和5）	能登半島沖	6.5	軽傷1、住家被害一部破損4	舟橋村、高岡市、氷見市、小矢部市、射水市4
2024（令和6）	石川県能登地方	7.6	・人的被害 死者2、重傷13、 軽傷41 ・住家被害 全壊259、半壊805、 一部破損21,341、 未分類24	富山市、高岡市、氷見市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村5強 滑川市、黒部市、砺波市、上市町、立山町、朝日町5弱 魚津市、入善町4
2024（令和6）	石川県能登地方	5.4	・断水18,937 ・農林水産2,872 ・文化財70	氷見市4
2024（令和6）	石川県西方沖	6.6	負傷者1 建物等被害（富山市、氷見市）	富山市、高岡市、氷見市、小矢部市、射水市4

「理科年表」（国立天文台、平成13年）及び「富山県気象災異史」（富山地方気象台、富山県、昭和45年）及び「気象庁震度データベース検索」等による。

特に県内に大きな被害をもたらした地震（1586年の天正の大地震と1858年の安政の大地震）の概要

○天正の大地震

- ・1586年1月18日（天正13年11月29日）発生、M7.8の規模。
- ・北陸・飛騨から美濃、近江の広い地域で被害発生。
- ・富山県内での被害：高岡市福岡町の本舟城が崩壊し、城主前田秀次以下家臣多数圧死。

○安政の大地震

- ・1858年4月9日（安政5年2月26日）の真夜中発生、M7.0～7.1の規模。
- ・震源：跡津川断層とみられている。
- ・震度5以上の地域：飛騨北部から越中、加賀に及ぶ。
- ・富山県内での被害：県東部は震度6で、富山城の石垣・門等が破損。富山市本宮では山崩れがあり、死者36名。

県西部では、震度5で、高岡では地割れが生じ、寺が傾いた。

※ 常願寺川上流の立川カルデラでは、大鳶・小鳶の山崩れが起こり、湯川、真川を堰き止め、約2週間後に長野県大町近くで発生したM5.7の地震の震動で堰が崩れ、大洪水となる。その洪水による被害は、流出家屋等1,612戸、死者140人にのぼった。

（「地震を視る」（富山県[立山博物館]、1993年）より抜粋

資料：富山県地域防災計画「震災編」

第3章 危険区域に関する資料

3-1 重要水防箇所

河川名 黒部川（右岸） 関係機関 黒部河川事務所、新川土木センター（入善土木事務所）

担当水防管理団体 入善町

（令和6年3月現在）

No.	位置	距離標位置	延長 (m)	危険度	現況	予想される 危険	水 防 工 法
22	芦崎	0.2km-100 ~ 0.4km+100	400	B	越水	越水	積み土のう工
23	本村	0.8km-100 ~ 1.6km+100	1000	B	越水	越水	積み土のう工
24	板屋	3.0km ~ 3.2km	119	B	水衝部	洗堀	川倉工、立籠工 ブロック投入工
25	板屋 上飯野	3.2km+20 ~ 3.6km+84	464	B	水衝部 基礎地盤漏水	洗堀・漏水	川倉工、立籠工 ブロック投入工、月の輪工
26	上飯野	3.6km+84 ~ 3.8km+113	197	B	水衝部	洗堀	川倉工、立籠工 ブロック投入工
27	上飯野	3.8km-100 ~ 3.8km+100	200	B	越水	越水	積み土のう工
28	上飯野	4.2km-100 ~ 4.2km+100	200	B	越水	越水	積み土のう工
29	上飯野	4.6km-100 ~ 4.6km+100	200	B	越水	越水	積み土のう工
30	上飯野	5.4km	267	要注意	S19 破堤箇所	洗堀	川倉工、立籠工 ブロック投入工
31	福島	5.6km ~ 5.8km	100	要注意	S44 破堤箇所	洗堀	川倉工、立籠工 ブロック投入工
32	福島	5.8km ~ 6.0km	80	要注意	S44 破堤箇所	洗堀	川倉工、立籠工 ブロック投入工
33	福島	6.2km ~ 6.6km	400	要注意	S44 破堤箇所	洗堀	川倉工、立籠工 ブロック投入工
34	小摺戸	7.4km-100 ~ 7.4km+100	200	B	越水	越水	積み土のう工
35	小摺戸	7.8km-50 ~ 7.8km+50	100	B	越水	越水	積み土のう工
36	浦山新	10.0km ~ 10.2km	140	要注意	S9 破堤箇所	洗堀	川倉工、立籠工 ブロック投入工

河川名：小川水系舟川（左右岸）

関係機関：新川土木センター（入善土木事務所）

担当水防管理団体：入善町

（令和6年3月現在）

位置	距離標位置	延長 (m)	危険度	現況	予想される 危険	水 防 工 法
左岸舟見	県道朝日宇奈月線 今江橋上流	100	A	堤防高	越水	積み土のう工
右岸今江	県道朝日宇奈月線 今江橋上流	100	A	堤防高	越水	積み土のう工

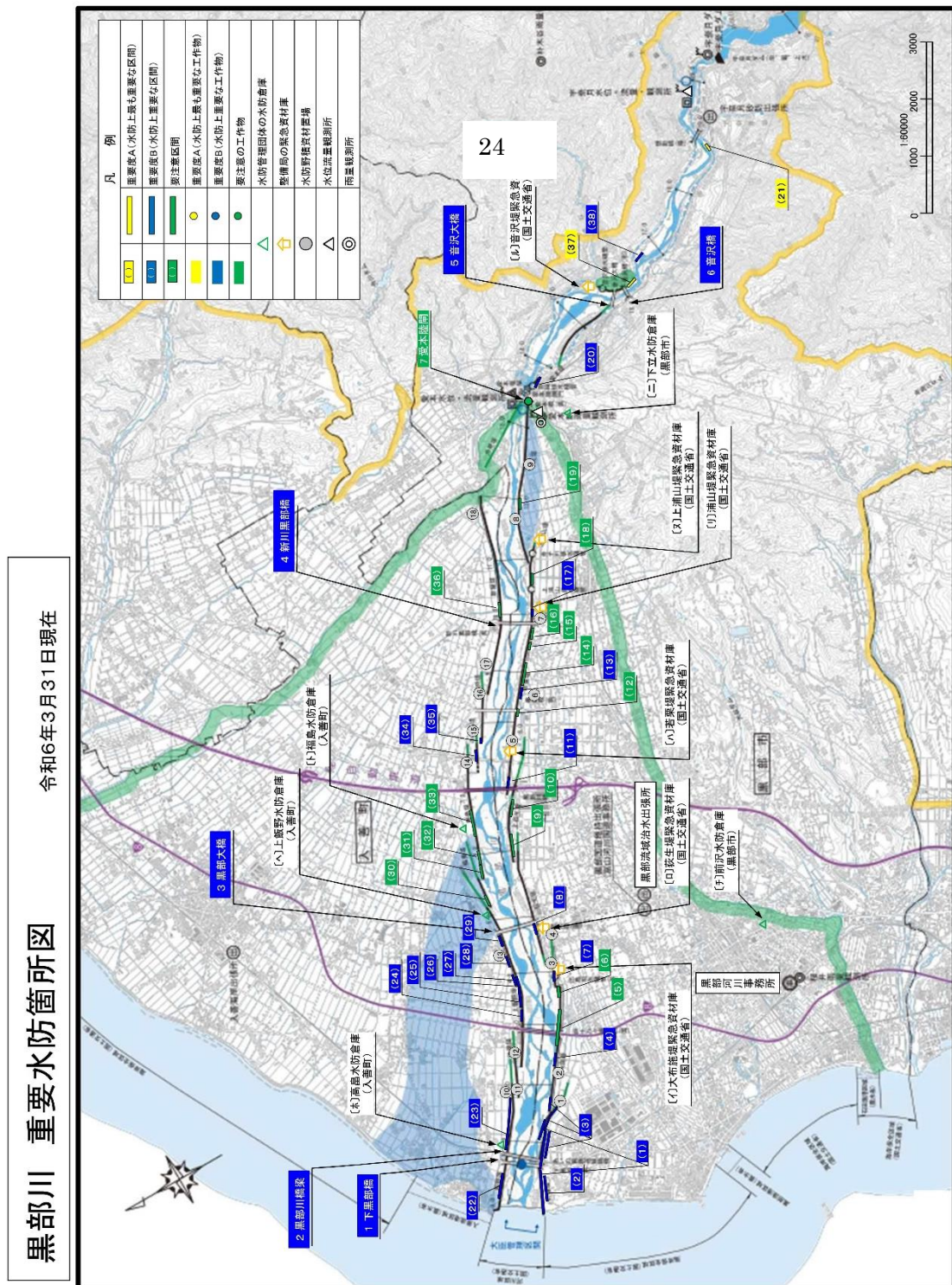
3－2 水防警報河川及びその区域

河川名	区	域	備 考
黒部川	左岸 黒部市宇奈月温泉字尾ノ沼1-1 右岸 黒部市宇奈月町舟見明日音沢字尾瀬場谷2番の乙	地先から海まで	国土交通大臣指定
小 川	左岸 下新川郡朝日町羽入 右岸 〃 蛭谷	上小川橋から海まで	富山県知事指定
舟 川	下新川郡入善町舟見	連長橋から小川合流点まで	富山県知事指定

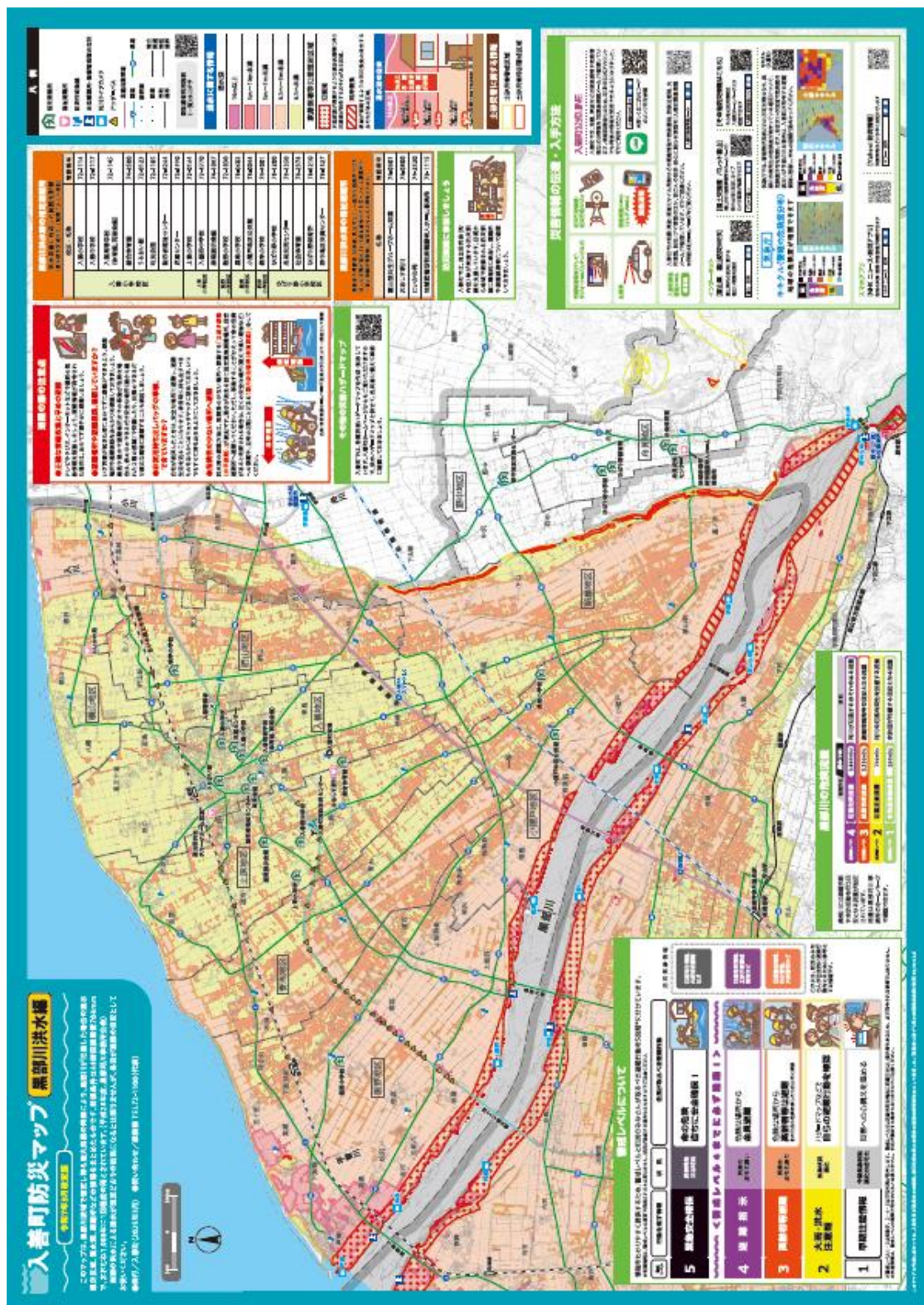
3－3 水防警報海岸及びその区域

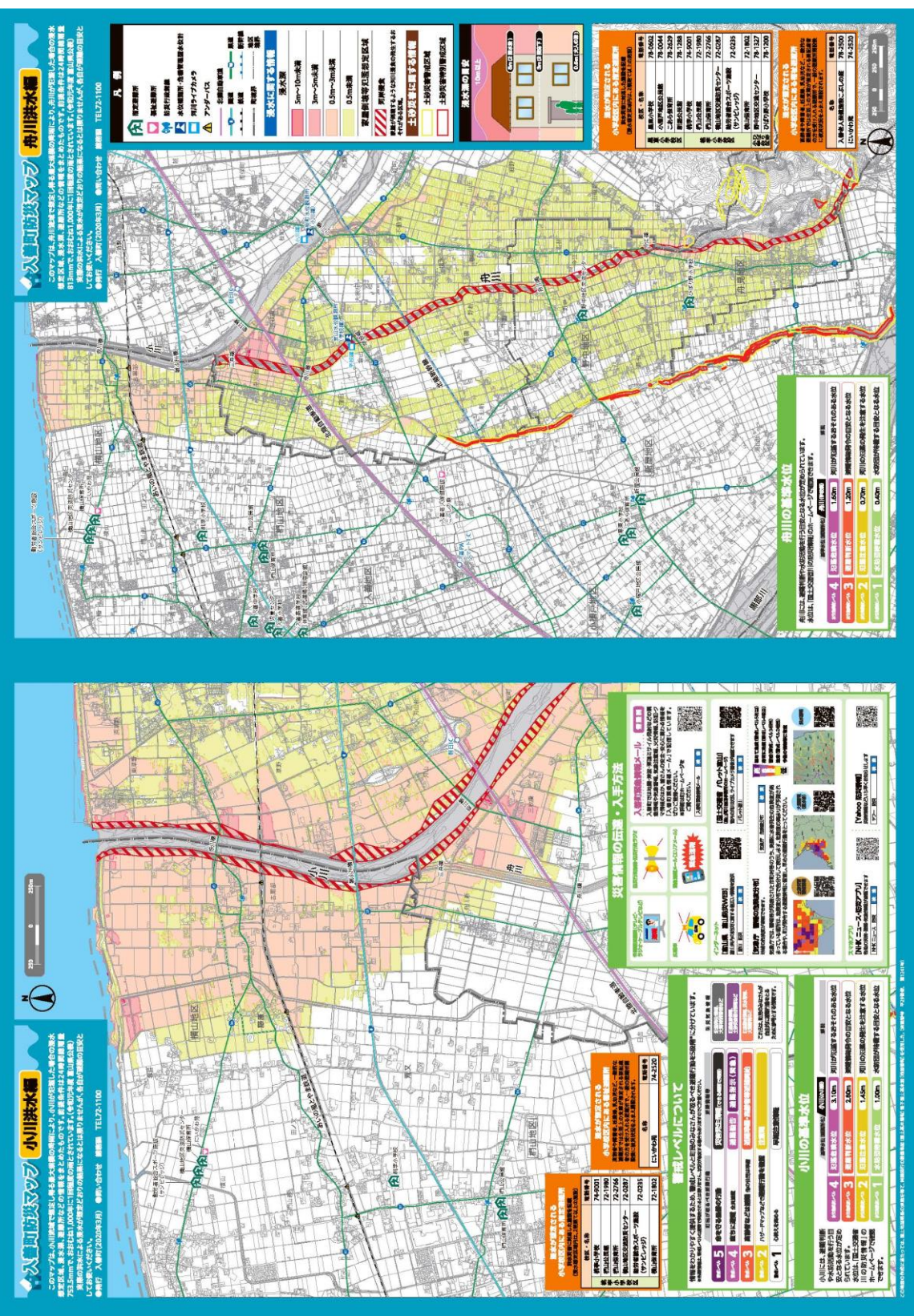
海岸名	区	域	備 考
富山湾沿岸下新川海岸	東側 下新川郡入善町古黒部字梶田3番の1 西側 〃 入善町芦崎315番地の4	地先から 地先まで	国土交通大臣指定 (H21. 3. 31指定)

3-4 黒部川重要水防箇所



・ 3-4-2 入善町防災マップ（黒部川洪水編）





3-5 ダム水門等一覧表

ダム（高さ15.0メートル以上）

水 系	河川名	ダム名	管理者 (操作担当者)	形 式	流域 面積 (km ²)	高さ (m)	有効貯水量 (m ³)	満水位 (m)	低水位 (m)	最大 取水量 (m ³ /s)	計画高 水流量 (m ³ /s)	洪水吐ゲートの 種類・規模・数
黒部川	黒部川	黒 部 ダ ム	関西電力	アーチ式	202.85	186.0	148,843,000	1,448.00	1,388.00	72.000	1,260	—
〃	〃	仙人谷 ダ ム	〃	重力式	284.09	47.5	246,000	851.00	846.00	36.310	1,280	銅製シェル構造ローラーゲート 6.00×21.00 2門
〃	〃	小屋平 ダ ム	〃	〃	417.43	54.5	505,000	529.40	524.40	47.200	1,750	銅製シェル構造ローラーゲート 6.50×28.50 2門
〃	〃	出し平 ダ ム	〃	〃	461.18	76.7	1,657,000	343.00	325.00	114.490	6,200	ラジアルゲート 18.75×10.70 3門
〃	〃	宇奈月 ダ ム	国土交通省	〃	617.50	97.0	12,700,000	245.00	220.00	70.000	6,900	—
〃	黒薙川	北 又 ダ ム	北陸電力	〃	39.95	35.0	230,000	674.00	667.00	13.020	930	ローラゲート 7.53×11.00 2門
小川	小川	朝日小 川ダム	富山県	〃	28.30	84.0	3,580,000	243.00	224.00	19.000	430	—
〃	舟川	舟 川 ダ ム	富山県	重力式	3.44	49.8	360,000	295.30	290.90	0.247	45	—

水門・こう門（高さ15.0メートル未満）

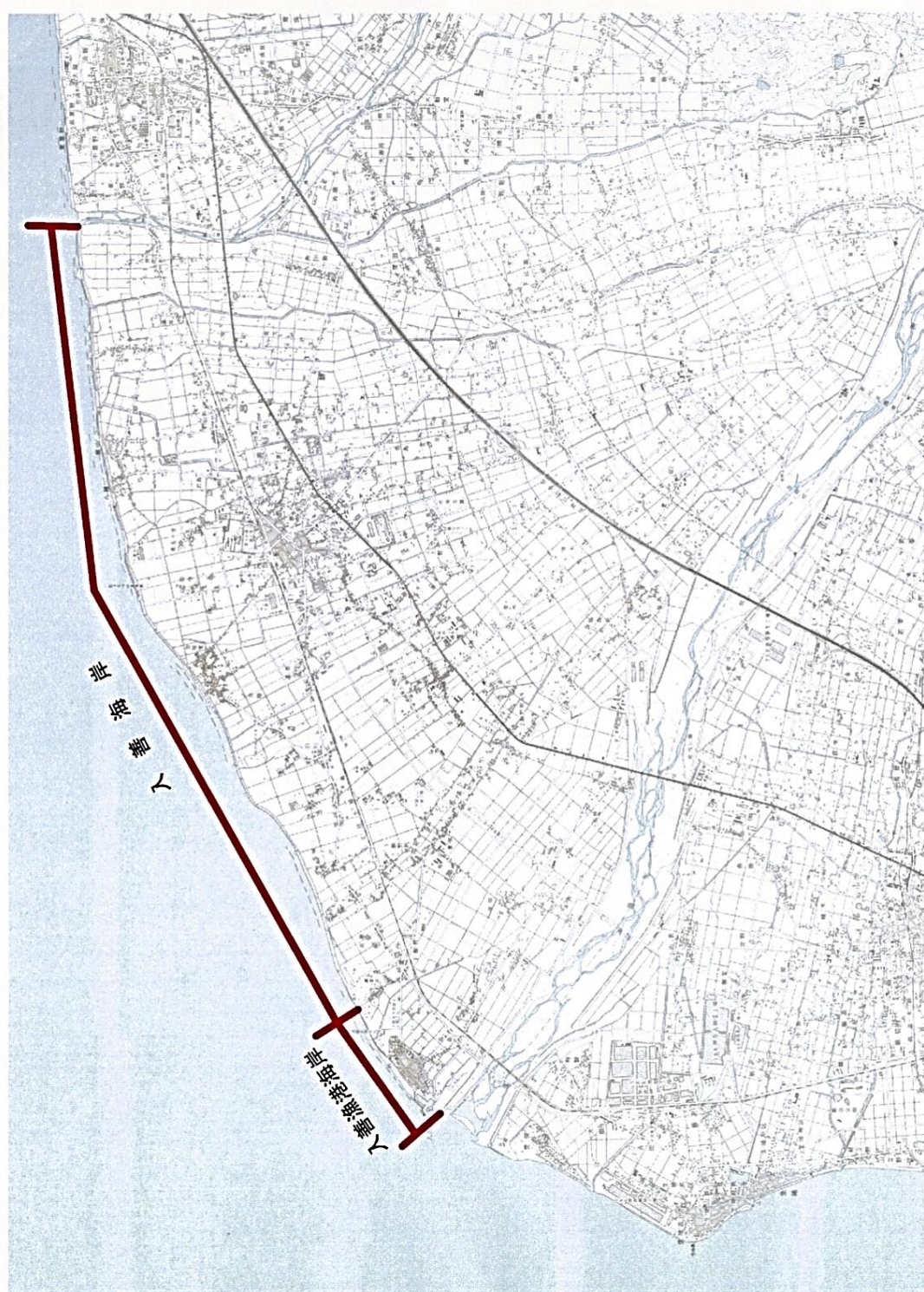
水 系	河川名	ダム名	管理者 (操作担当者)	形 式	流域 面積 (km ²)	高さ (m)	満水位 (m)	低水位 (m)	最大 取水量 (m ³ /s)	計画高 水流量 (m ³ /s)	洪水吐ゲートの 種類・規模・数	摘 要
黒部川	黒部川	愛 本 えん提	富山県 (北陸電力)	フローティング	663.21	7.076	131.17	—	77.840	6,000	ローラゲート 3.00×37.00 1門 3.50×37.00 1門	

3－6 海岸保全区域

富山県海岸保全区域

海岸名	表示 項目	摘 要	延長 (m)
入善海岸	区域の 起終点	起点：下新川郡入善町古黒部字梶田3-11（小川左岸境界） 終点：下新川郡入善町下飯野字其木4675（入善漁港海岸東側境界）	9,951
入善漁港海岸	区域の 起終点	起点：下新川郡入善町下飯野字其木4675（入善漁港海岸東側境界） 終点 下新川郡入善町芦崎315-4	1,573

3-7 海岸保全区域位置図



3-8 防火対象物一覧表

防火対象物（消防法施行令別表第1）			点検結果 報告の期間
1	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場	1年に1回
	ロ	公会堂又は集会場	
2	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの	
	ロ	遊技場又はダンスホール	
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（二並びに（1）項イ、（4）項、（5）項イ及び（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの	
	ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの。	
3	イ	待合、料理店その他これらに類するもの	
	ロ	飲食店	
4		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	
5	イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	3年に1回
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	
6	イ	病院、診療所又は助産所	1年に1回
	ロ	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項若しくは第6項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項若しくは第10項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。）	
	ハ	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。）、更生施設、助産施設、保育所、児童養護施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設（通所施設に限る。）、肢体不自由児施設（通所施設に限る。）、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム、老人福祉法第5条の2第3項若しくは第5項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設又は障害者自立支援法第5条第6項から第8項まで、	

防火対象物（消防法施行令別表第1）			点検結果 報告の期間
		第10項若しくは第13項から第16項までに規定する生活介護、児童 デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支 援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設（短期入所等 施設を除く。）	
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	
7		小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、 専修学校、各種学校その他これらに類するもの	3年に1回
8		図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	
9	イ ロ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	1年に1回
10		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降、又 は待合いの用に供する建築物に限る。）	3年に1回
11		神社、寺院、教会その他これらに類するもの	
12	イ ロ	工場又は作業場 映画スタジオ又はテレビスタジオ	
13	イ ロ	自動車車庫又は駐車場 飛行機又は回転翼航空機の格納庫	
14		倉庫	
15		前各項目に該当しない事業所	
16	イ ロ	複合用途防火対象物のうち、その一部が（1）項から（4）項まで、 （5）項イ、（6）項又は（9）項イに掲げる防火対象物の用途に供 されているもの イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	1年に1回 3年に1回
16の2		地下街	1年に1回
16の3		建築物の地階（16の2項に掲げるものの各階を除く。）で連続し て地下道に面して設けられてものと当該地下道とを合わせたもの （（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項又は（9）項イに 掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）	
17		文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によって 重要文化財、重要有形民族文化財、史跡若しくは重要な文化財と して指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八 年法律第四十三号）の規定によって重要美術品として認定された 建築物	3年に1回
18		延長五十メートル以上のアーケード	
19		市町村長の指定する山林	—
20		総務省令で定める舟車	—

3-9 類別危険物製造所

令和7年4月1日現在

種別 製造所等の別		第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	混在	計
製造所									
貯蔵所	屋内貯蔵所				8			2	10
	屋外タンク貯蔵所				8				8
	屋内タンク貯蔵所				3				3
	地下タンク貯蔵所				26				26
	簡易タンク貯蔵所				0				0
	移動タンク貯蔵所				17				17
	屋外貯蔵所				2				2
小計					64			2	66
取扱所	給油取扱所				13				13
	販売取扱所								
	一般取扱所				10				10
小計					23				23
合計					87			2	89

3-10 液化石油ガス製造事業所

令和7年4月1日現在

名称	所在地	許可年月日	貯蔵量
アイシン新和(株)	入膳2458	S. 42. 8. 31	10 t タンク 1基

3-11 液化石油ガス特定供給施設等及び工業用消費施設

令和7年4月1日現在

許可事業所	設置事業所	設置場所住所	貯蔵数量	許可・届出受理年月日
(株)丸八	西町定住促進住宅	上野11625	1,600	S 47. 12. 25
アイシン新和(株)	アイシン新和(株)	入膳2458	10,000	S 42. 8. 31
入善町農協	くぬぎやま定住促進住宅	櫛山485-1	1,800	H 3. 9. 19
(有)新徳興業	(有)新徳興業	吉原788	3,810	H 5. 10. 26
アイシン・メタルテック(株)	アイシン・メタルテック(株)	福島615	8,757	H 6. 12. 13
(株)丸八 旧:東都ガステック(株)	北星ゴム工業(株)	木ノ根66	2,900	H 12. 10. 25
サカキ産業(株)	こぶしの庭	小杉64	2,830	H 30. 10. 12
(株)丸八 旧:東都ガステック(株)	デイサービスセンターあおしす新川	上野2803	1,960	R 1. 11. 12
(株)サンリツ	(株)サンリツ	下上野40-1	40,015	H 18. 1. 16
シロウマサイエンス(株)	シロウマサイエンス(株)	青木5777	1,960	H 12. 7. 14
サカキ産業(株)	舟見寿楽苑	舟見1664	2,830	R 2. 10. 16
サカキ産業(株)	(株)トーキン富山営業所	入膳560	2,830	R 6. 4. 23

3-12 液化石油ガス販売所

令和7年4月1日現在

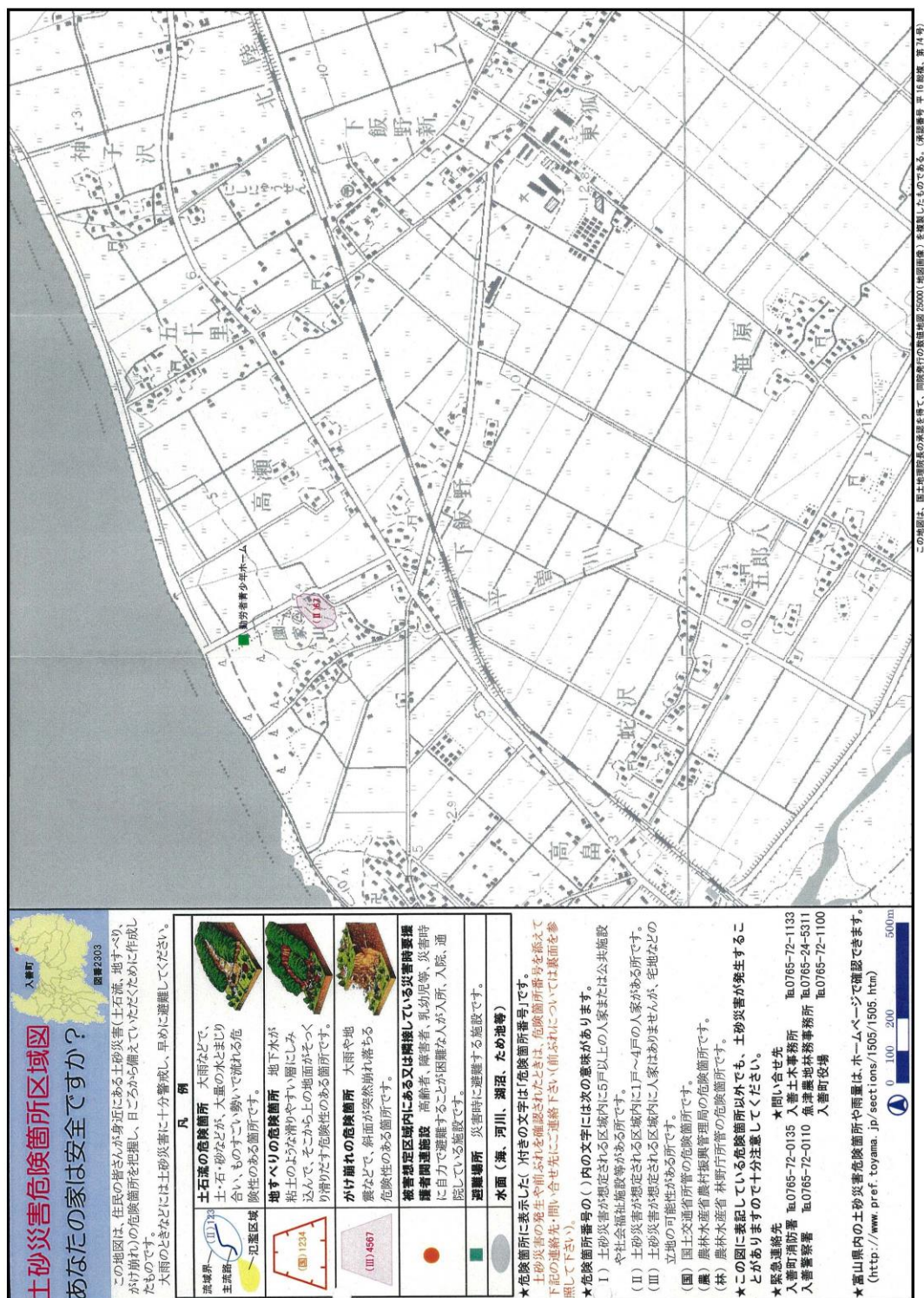
氏名	設置場所	貯蔵届出受理年月日	最大貯蔵量
上田プロパン	入善5049	S42.12.4入消289	980
入善日通プロパン	入善3821-1	S43.12.4入消292	1,000
(株)吉田工務店	入善4026	S57.9.8入消544	590
松原商会	青木2649	S43.12.4入消290	380
クリアル	芦崎69	S43.12.4入消295	990
(株)小竹電機	芦崎64	S43.12.6入消302	900
米沢プロパン店	入膳3821-1	S47.6.18入消247	1,000
北日本物産(株)富山東営業所 リビングカスタマーセンター	上飯野100	H2.1.29入消51	2,000
みな穂農業協同組合	入膳3489-1	H27.9.2新消予217	600

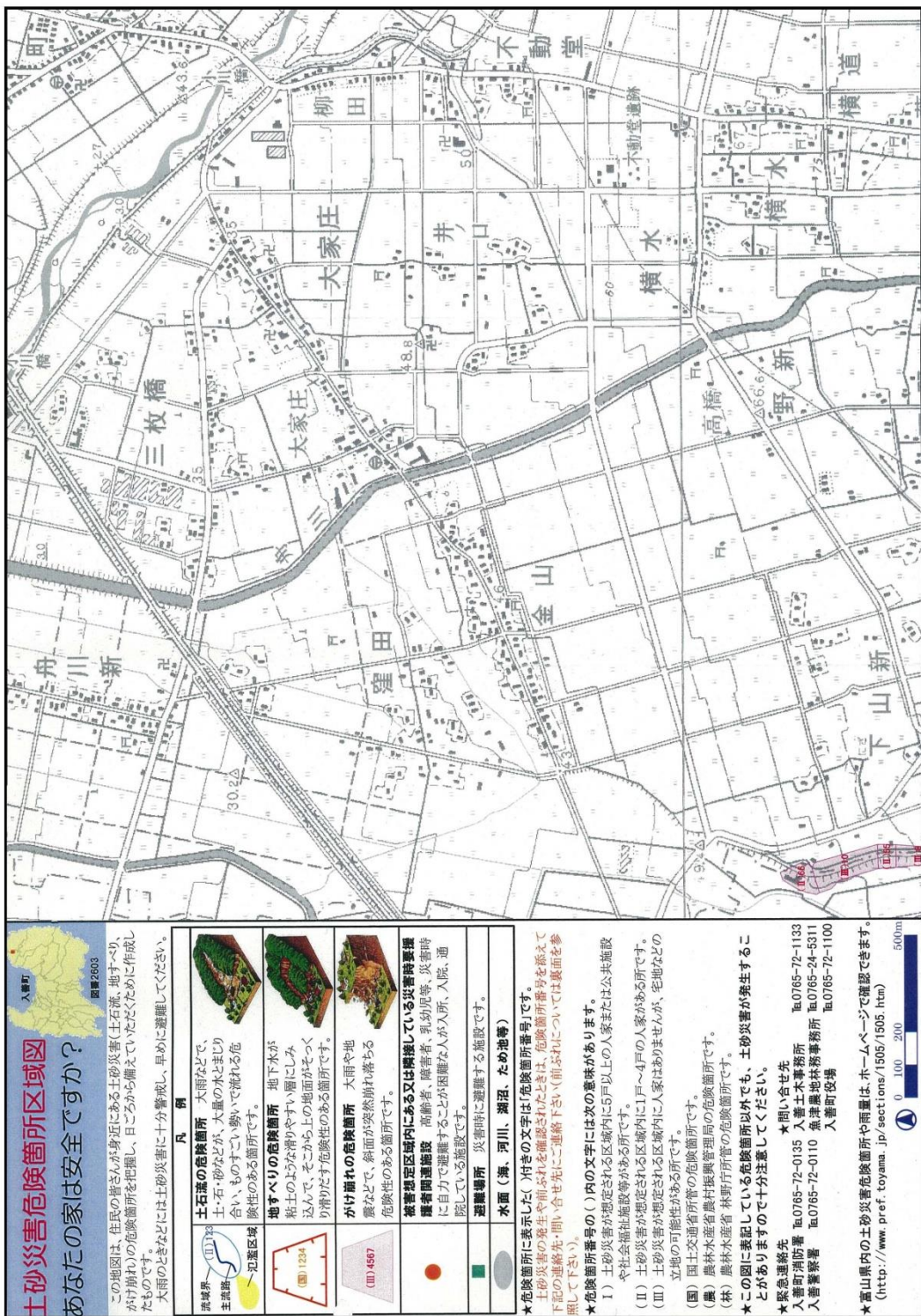
3-13 一般高圧ガス製造事業所

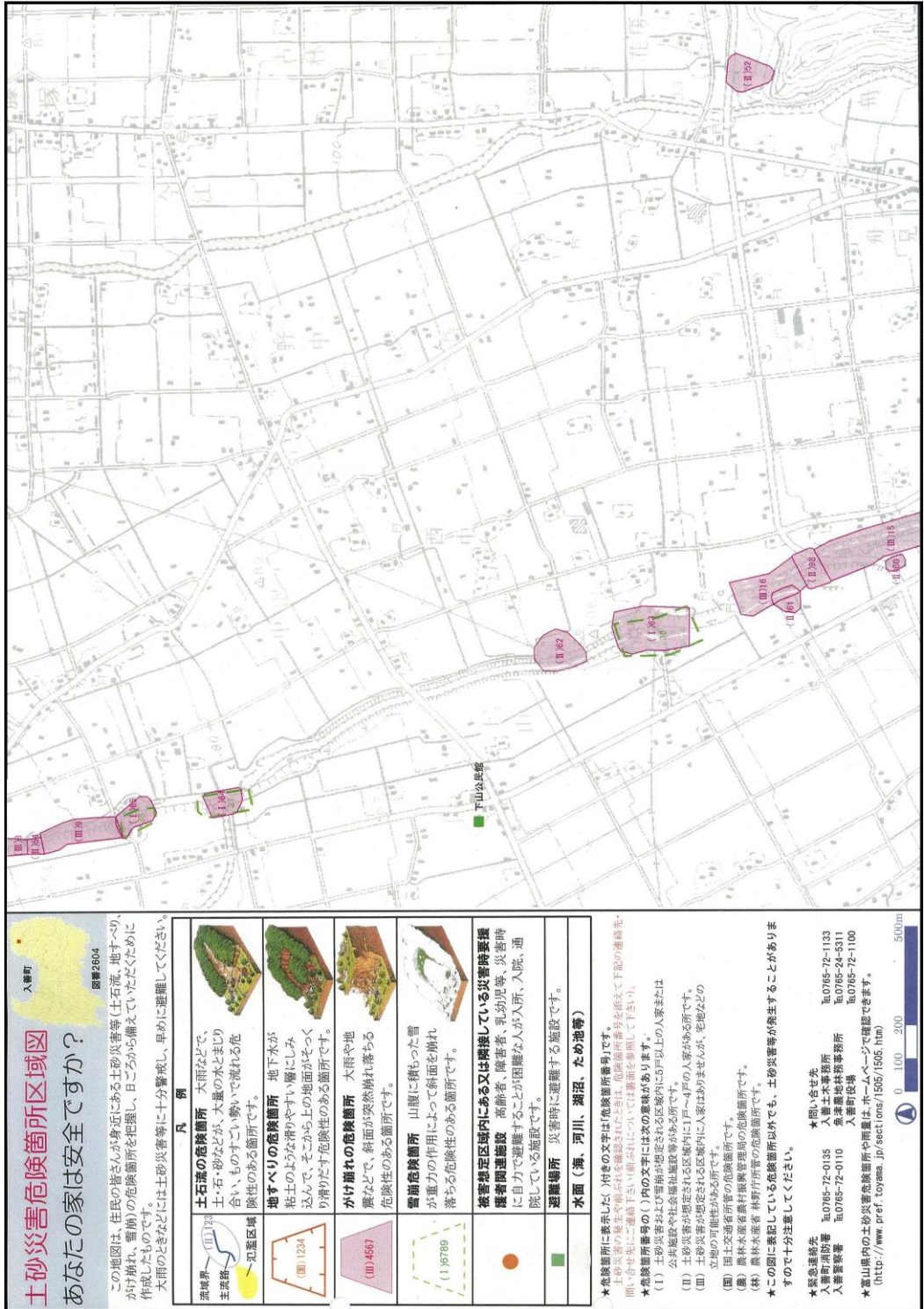
令和7年4月1日現在

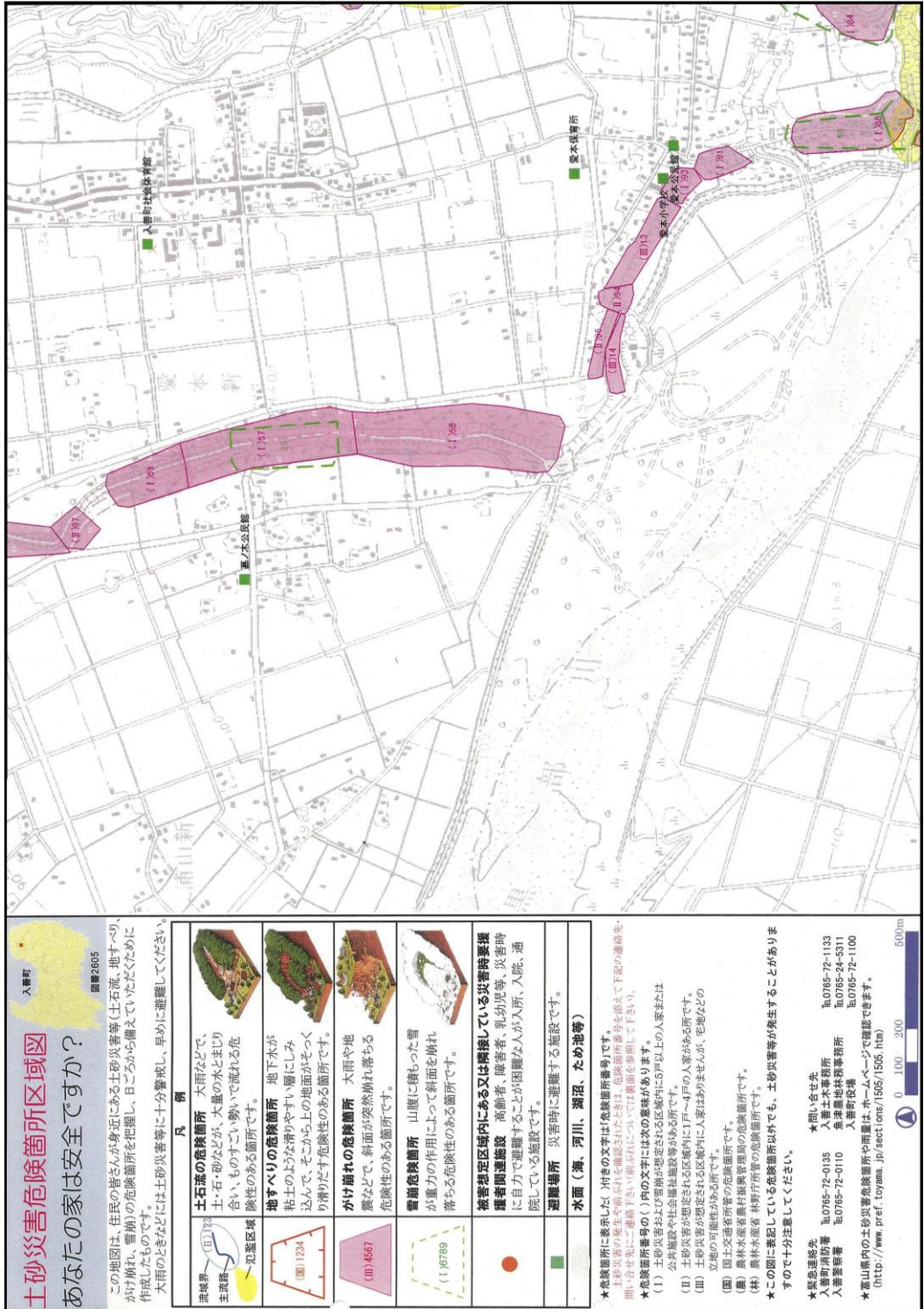
事業所名	所在地	貯蔵量	ガス名	許可年月日
アイシン新和(株)	入膳2458	18.33tタンク1基	液化酸素	H20.3.25
(株)ウーケ	下飯野232	24.84tタンク2基	液化天然ガス	H24.11.28

3-14 土砂災害危険箇所区域図





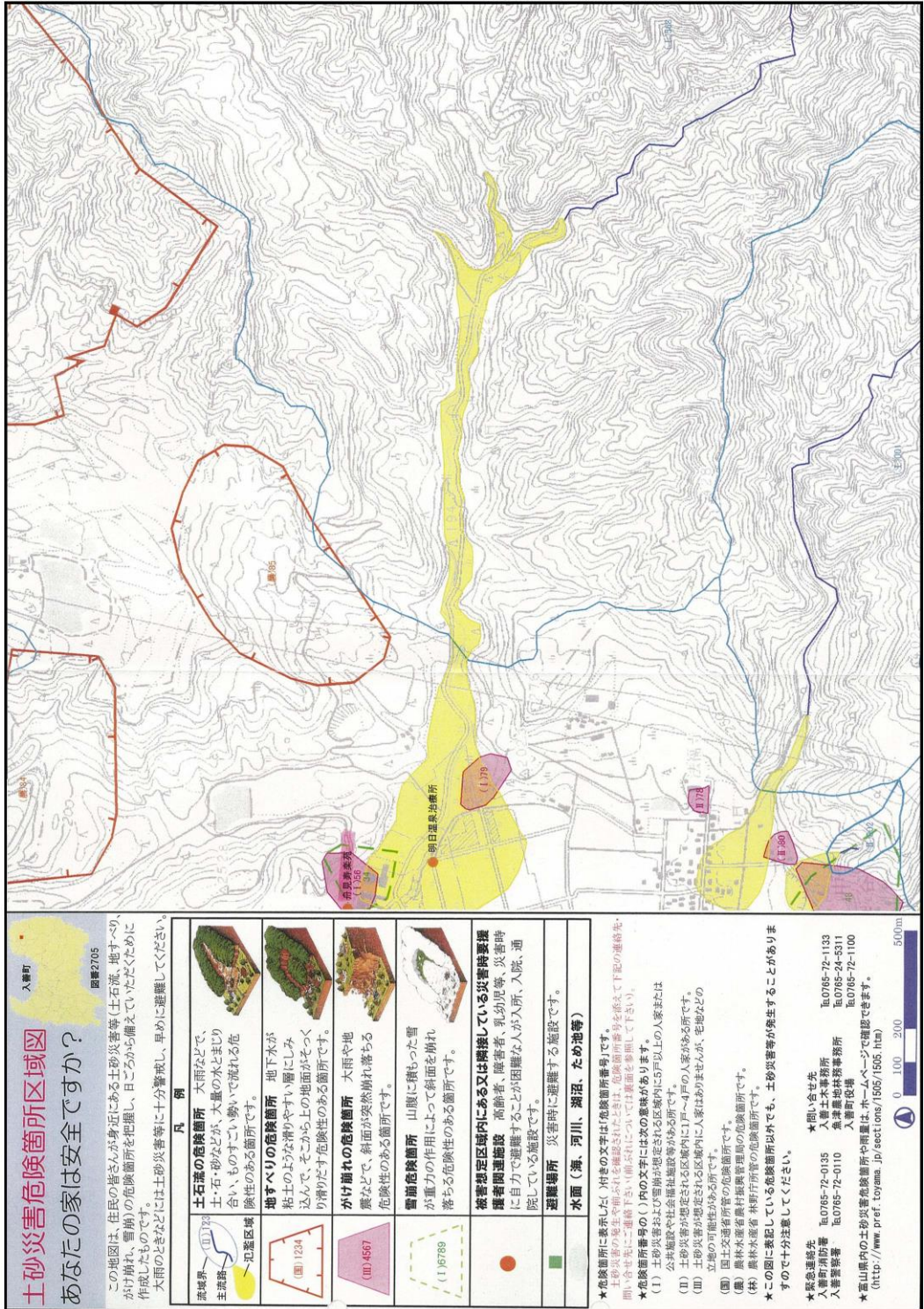




あなたの家は安全ですか？

大雨のときなどには土砂災害等に十分警戒し、早めに避難してください。

[illegible]



この地図は、国土交通省の承認を得て、関係自治体の数値地図 2500（地形図）を複製したものである。（承認番号 平16地認、第14号）

3-14-2 土砂災害ハザードマップ



3-15 土石流危険溪流

平成22年 6 月

箇所番号	水系名	溪流名	所在地		保全対象		流域面積 (km ²)	危険度 ランク
			市町村	字	人家戸数	公共施設等		
568	小川	舟川	入善町	舟見	0	宿泊施設	7.47	I

3-16 急傾斜地崩壊危険箇所

平成22年 6 月

箇所 番号	箇所名	位置			地形			人家 (戸)	区域内の保全対象				危険 箇所 分類	急傾斜地 崩壊危険 区域の指 定年月日	急傾斜地 崩壊危険 区域の面 積(ha)
		市町村	大字	小字	傾斜度 (度)	長さ (m)	高さ (m)		公共的建物		公共施設				
									種類	数	種類	数			
56	舟見	入善町	舟見	舟見	33	150	50	1	宿泊所 老人ホーム	1 1	町道	120	I	H14. 3. 25	1
57	墓ノ木(1)	入善町	墓ノ木	墓ノ木	33	500	37	14			町道 用水	600 530	I	H5. 7. 21	1
58	墓ノ木(2)	入善町	墓ノ木	墓ノ木	33	650	35	21			用水	600	I		
59	墓ノ木(3)	入善町	墓ノ木	墓ノ木	33	280	30	6					I		
60	下山(1)	入善町	下山		40	40	25	1					Ⅱ		
61	下山(2)	入善町	下山		45	80	25	2			用水路	80	Ⅱ		
62	西中	入善町	西中		40	70	20	4			用水路	80	Ⅱ		
63	下山(1)	入善町	下山		32	220	25	4	発電所変電所		町道 発電水路	120 370	I		
64	下山(2)	入善町	下山		30	90	15	3	発電所 美術館	1 1	町道	50	I		
65	下山(3)	入善町	下山		35	100	13	2					I		
66	下山(3)	入善町	下山		50	65	7	2					Ⅱ		
67	下飯野	入善町	下飯野	園家	35	110	10	3			町道	70	Ⅱ		
小計	I-7箇所 II-5箇所														

3-17 山地災害危険地区

崩壊土砂流出危険地区

箇所 番号	位置			地区名	集水面積 (ha)	直接保全対象施設		
	町	大字	字 林班			人家 戸数	公共施設	
							種類	数量
1	入善	舟見	オコ谷	オコ谷	20.00		林道	5,000m

山腹崩壊危険地区

箇所 番号	位置			地区名	直接保安対象施設		
	町	大字	字		人家 戸数	公共施設	
						種類	数量
1	入善	舟見	森ノ木	森ノ木		町道	300m
2	入善	舟見	森ノ木	森ノ木2		町道 福祉施設	400m 1 施設
3	入善	舟見	中谷	滝ノ谷		林道	350m
4	入善	舟見	中谷二口	二 口		林道	250m

3-18 防災重点ため池

箇所番号	名称	所在地		管理者	使用目的
1	谷江	入善町	舟見	土地改良区	用水補給

3-19 地滑り危険箇所（農地）

平成22年6月

区域名	所在地		面積(ha)
	市町村	大字	
舟見第一	入善町	舟見	27.00
舟見	入善町	舟見	25.00

3-20 雪崩危険箇所（建設）

平成18年10月

箇所 番号	箇所名	位置			地形			人家戸数 (戸)	公共的建物	公共施設
		郡市	町村	字	平均傾斜 度 (度)	斜面の標 高差(m)	長さ (m)		種類 数	種類 数
34	舟見	下新川郡	入善町	舟見	30	70	220	2	老人福祉施設 1	市町村道 160
35	墓ノ木	下新川郡	入善町	墓ノ木	30	32	320	6		県道 260 橋梁 1
36	下山(1)	下新川郡	入善町	下山	33	25	170	1	発電所、変電所 1	私道 30 橋梁 2
37	下山(2)	下新川郡	入善町	下山	31	15	140	1	発電所、変電所 1	市町村道 70
38	下山(3)	下新川郡	入善町	下山	27	13	110	1		市町村道 20
小計	5箇所							11		

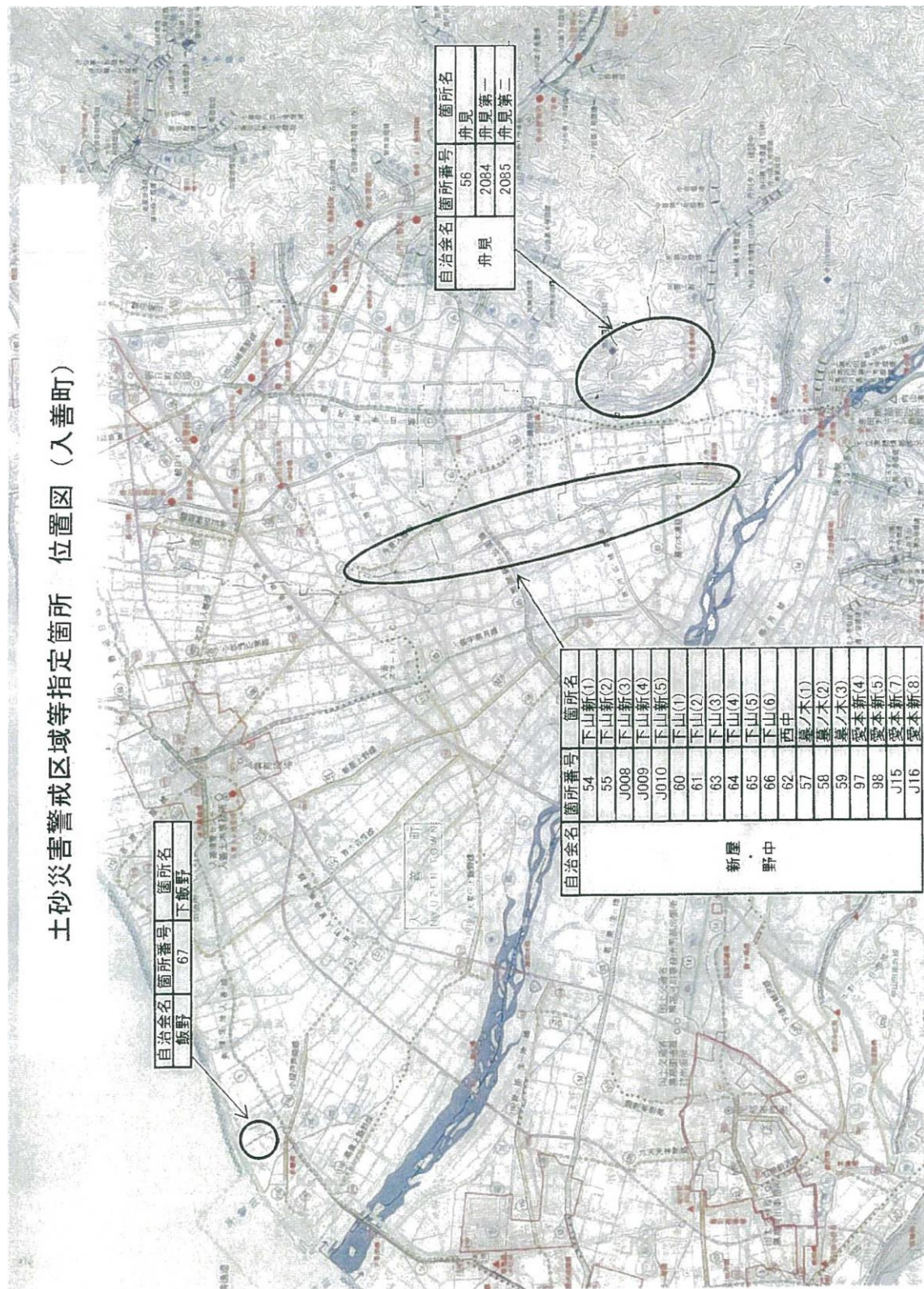
3-21 土砂災害警戒区域等

1 土砂災害警戒区域等

区域の名称	所在地	自然現象の種類	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
下飯野	下飯野	急傾斜地の崩壊	平成24年 3 月27日	○	○
舟見	舟見	急傾斜地の崩壊	平成24年 3 月27日	○	○
下山新 (1)	下山 朝日町下山新	急傾斜地の崩壊	平成24年 3 月27日	○	○
下山新 (2)	下山 朝日町下山新	急傾斜地の崩壊	平成24年 3 月27日	○	○
下山新 (3)	下山 朝日町下山新	急傾斜地の崩壊	平成24年 3 月27日	○	○
下山新 (4)	下山 朝日町下山新	急傾斜地の崩壊	平成24年 3 月27日	○	○
下山新 (5)	下山 朝日町下山新	急傾斜地の崩壊	平成24年 3 月27日	○	○
下山(1)	下山	急傾斜地の崩壊	平成24年 3 月27日	○	○
下山(2)	下山 黒部市宇奈月町舟見	急傾斜地の崩壊	平成24年 3 月27日	○	○
下山(3)	西中、下山	急傾斜地の崩壊	平成24年 3 月27日	○	○
下山(4)	下山、中沢	急傾斜地の崩壊	平成24年 3 月27日	○	○
下山(5)	下山、中沢 朝日町下山新	急傾斜地の崩壊	平成24年 3 月27日	○	○

区域の名称	所在地	自然現象の種類	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
下山(6)	下山 朝日町下山新、金山	急傾斜地の崩壊	平成24年 3 月27日	○	○
西中	西中、下山、中沢	急傾斜地の崩壊	平成24年 3 月27日	○	○
墓ノ木(1)	墓ノ木 黒部市宇奈月愛本新、 宇奈月町舟見	急傾斜地の崩壊	平成24年 3 月27日	○	○
墓ノ木(2)	墓ノ木 黒部市宇奈月愛本新、 宇奈月町舟見、宇奈月 町中ノ口	急傾斜地の崩壊	平成24年 3 月27日	○	○
墓ノ木(3)	墓ノ木 黒部市宇奈月愛本新、 宇奈月町舟見	急傾斜地の崩壊	平成24年 3 月27日	○	○
愛本新(4)	墓ノ木、下山 黒部市宇奈月愛本新、 宇奈月町舟見	急傾斜地の崩壊	平成24年 3 月27日	○	○
愛本新(5)	下山 黒部市宇奈月町舟見	急傾斜地の崩壊	平成24年 3 月27日	○	○
愛本新(7)	下山 黒部市宇奈月愛本新、 宇奈月町舟見	急傾斜地の崩壊	平成24年 3 月27日	○	○
愛本新(8)	下山 黒部市宇奈月町舟見	急傾斜地の崩壊	平成24年 3 月27日	○	○
舟見第一	舟見 朝日町山崎	地滑り	平成24年 3 月27日	○	—
舟見第二	舟見 黒部市宇奈月町明日 朝日町棚山	地滑り	平成24年 3 月27日	○	—

2 土砂災害特別警戒区域等指定箇所 位置図

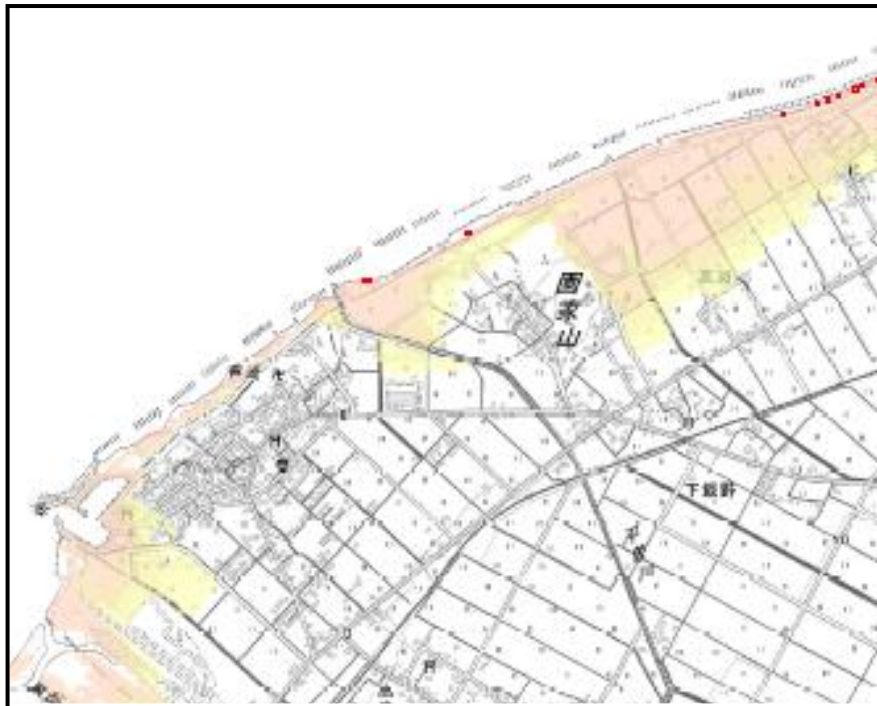


3-22 津波シミュレーションの浸水想定図

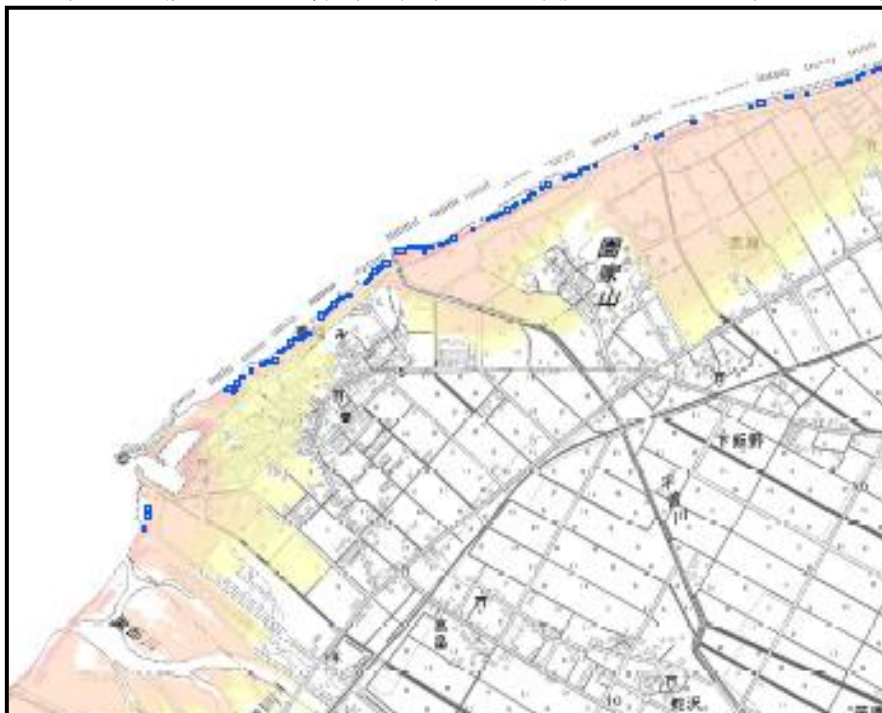
この浸水想定図は、県が実施した津波シミュレーション調査結果に基づき作成されたもので、最大クラスの津波が悪条件下で発生することを前提としている。実際の津波発生時には、この浸水予測図よりも広い範囲で浸水したり、浸水深が大きくなる場合がある。

1 芦崎～高瀬

(1) 法律に基づく津波浸水想定の対象断層による津波

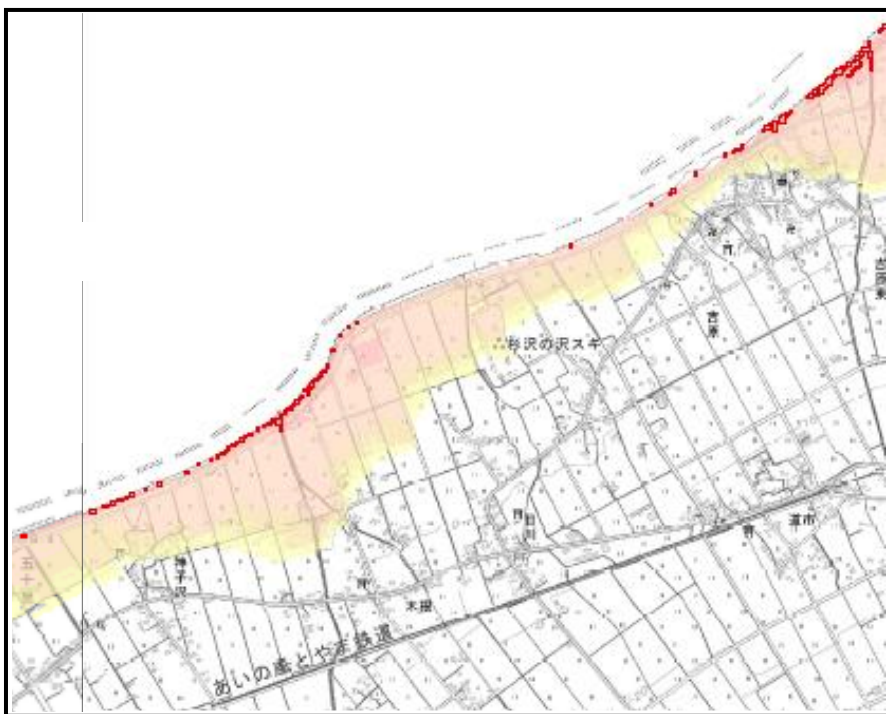


(2) 参考として調査した断層（日本海地震・津波プロジェクト）による津波

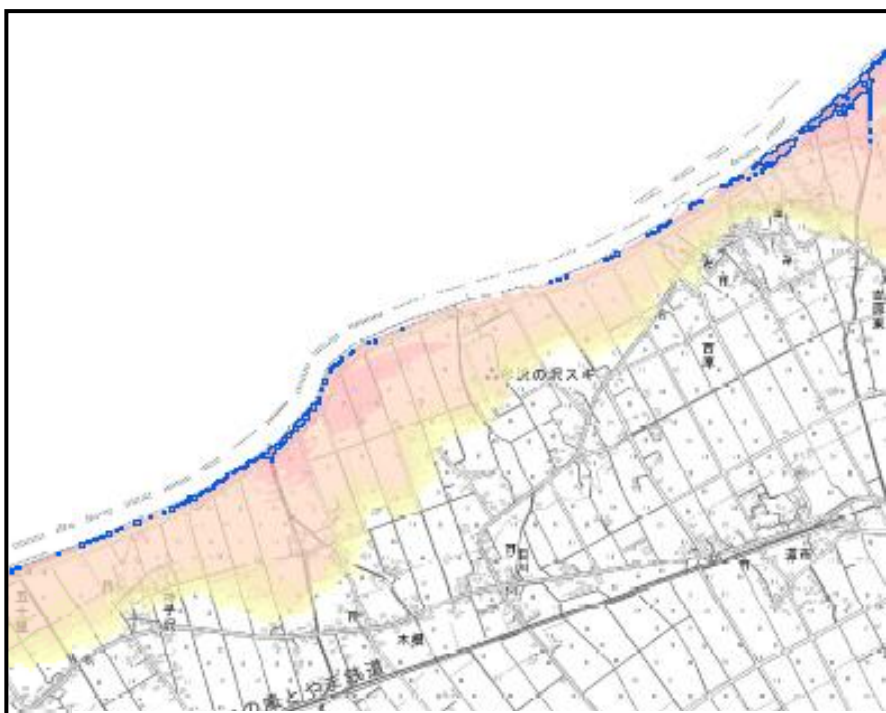


2 五十里～吉原

(1) 法律に基づく津波浸水想定の対象断層による津波

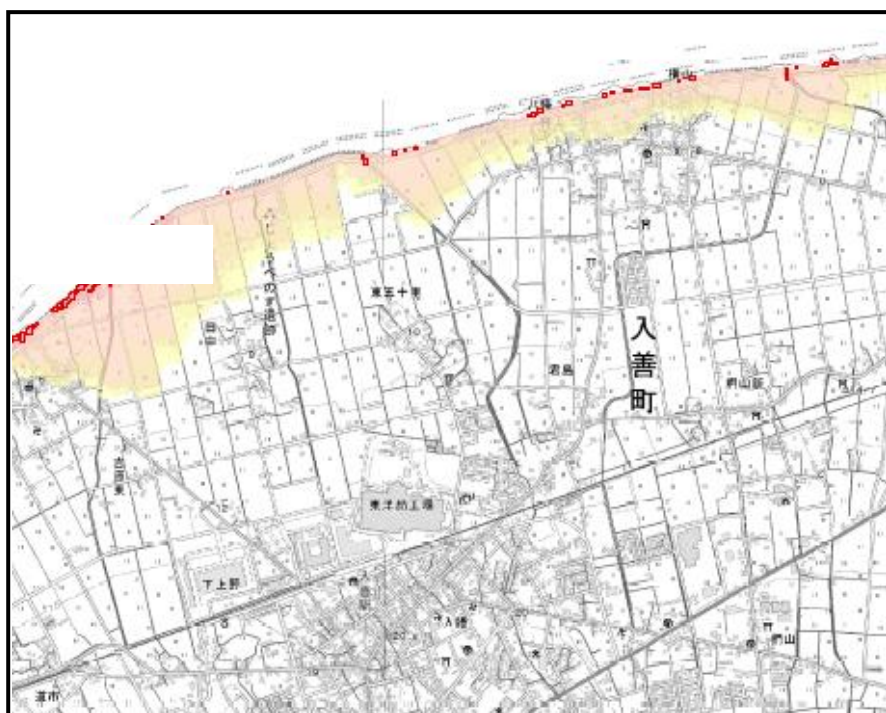


(2) 参考として調査した断層（日本海地震・津波プロジェクト）による津波

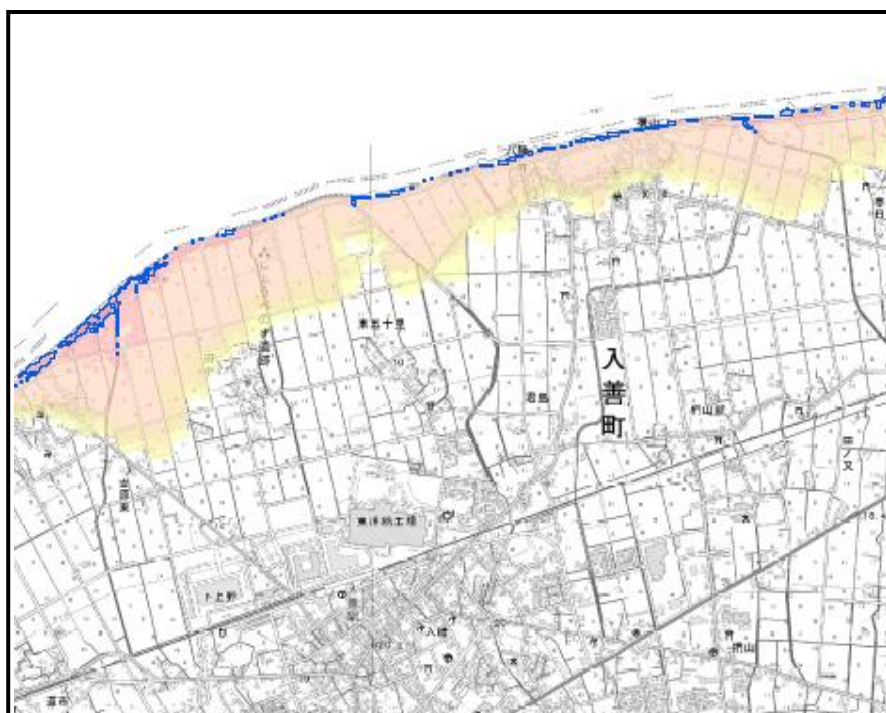


3 田中～春日

(1) 法律に基づく津波浸水想定の対象断層による津波

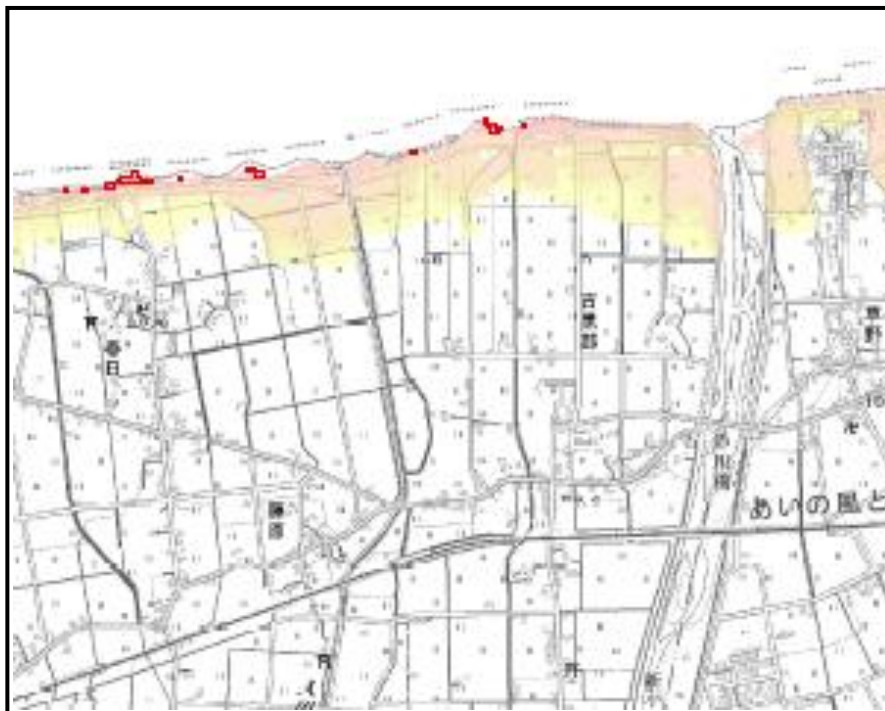


(2) 参考として調査した断層（日本海地震・津波プロジェクト）による津波

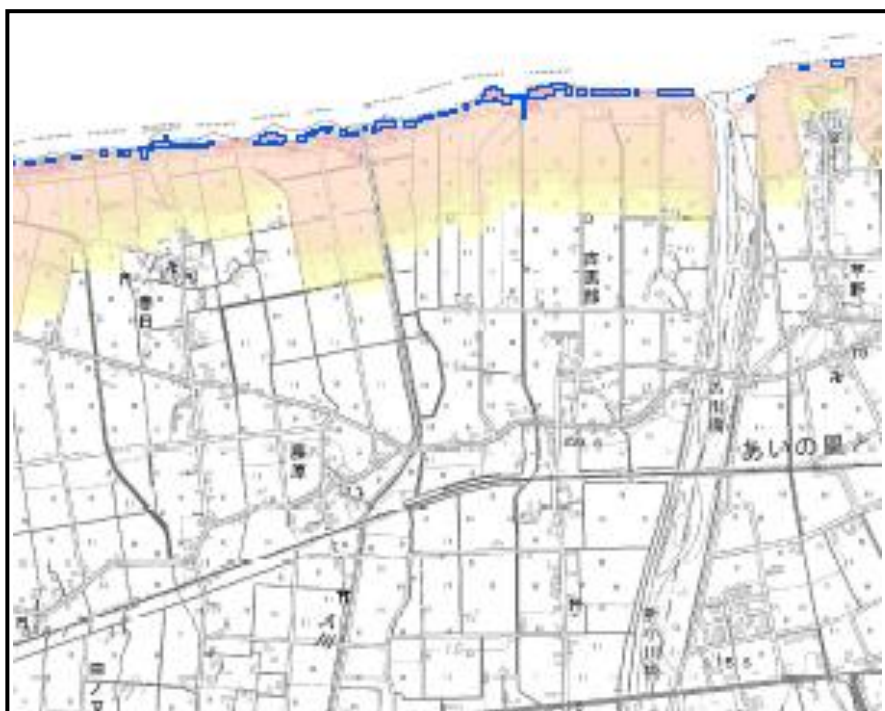


4 春日～古黒部

(1) 法律に基づく津波浸水想定の対象断層による津波



(2) 参考として調査した断層（日本海地震・津波プロジェクト）による津波



3-23 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- 1 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 2 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 3 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- 4 この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合があります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- 5 この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- 6 この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
5 強	大半の人が、物につかまらないう歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が増える。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。 傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁などのひび割れ・亀裂が増える。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに増える。

（注1）木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しい

ものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [※] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの 停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

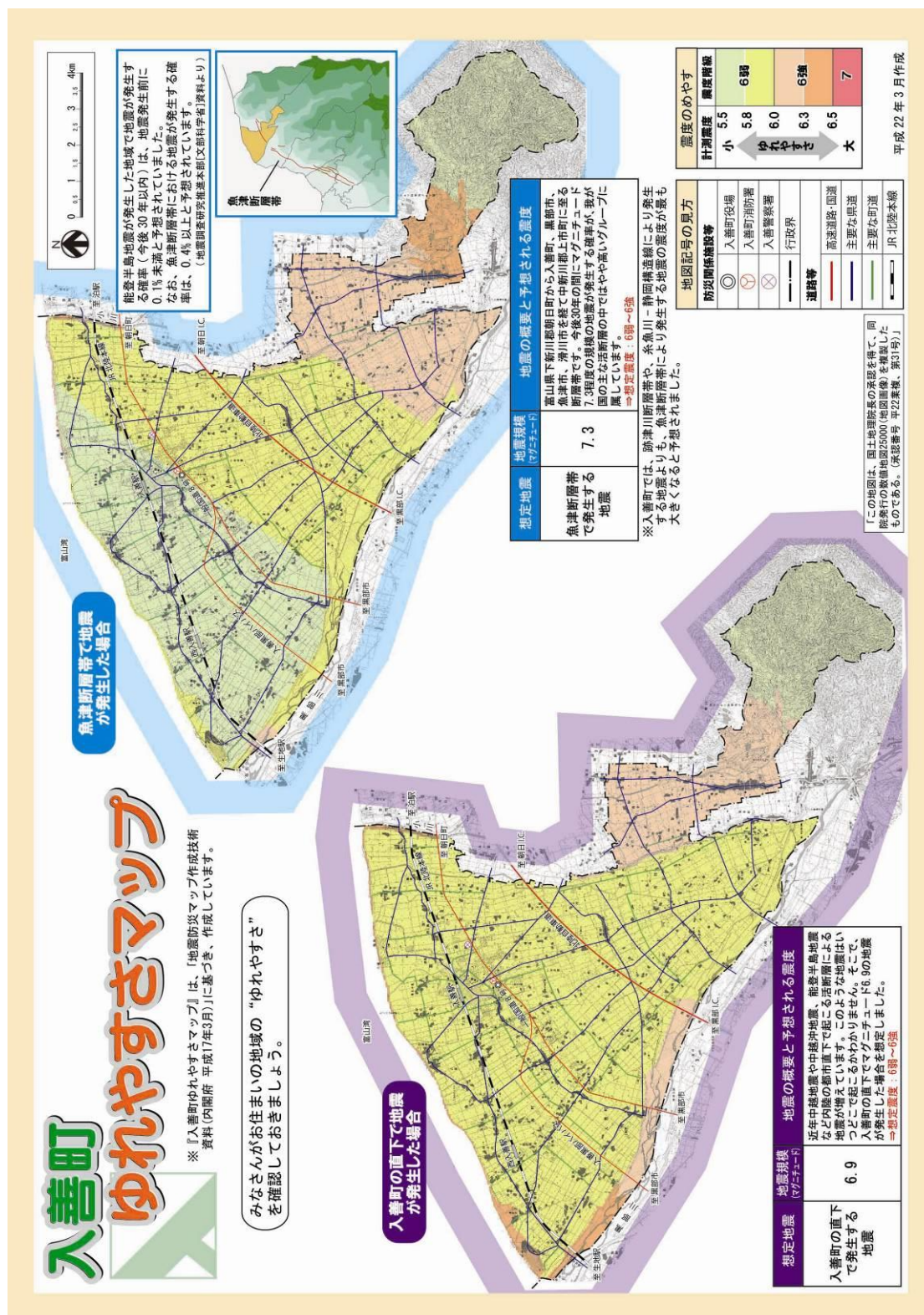
大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

（気象庁HPより）

3-24 入善町ゆれやすさマップ



第4章 災害対策本部関係

4-1 入善町災害対策本部条例

昭和38年7月26日

入善町条例第20号

改正 平成12年12月22日条例第48号

平成24年9月21日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、入善町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は部の事務を掌理する。

(細則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年12月22日条例第48号)抄

この条例は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条から第6条までの規定 公布の日

附 則(平成24年9月21日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

4－2 入善町災害対策本部の組織及び運営に関する規程

昭和40年 5 月31日

入善町災害対策本部訓令第 1 号

(趣旨)

第1条 この規程は、入善町災害対策本部条例(昭和38年入善町条例第20号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき入善町災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部開設)

第2条 本部は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町長が必要と認めるときに開設し、災害が発生しなかったとき、又は災害の応急措置が完了したときに閉じる。

(本部の組織)

第3条 本部は本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 副本部長は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 副町長

(2) 教育長

3 条例第2条第2項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する場合の順位は、前項に掲げる順位による。

4 本部員は、会計管理者、各課(局)長及び新川地域消防本部入善消防署長をもって充てる。

5 本部に次の部を置く。

(1) 総務部

(2) 厚生部

(3) 建設部

(4) 産業部

(5) 教育部

(6) 消防部

6 前項各号に掲げる部の編成は、別表第1のとおりとする。

(平25災害対策本部訓令1・平27災害対策本部訓令1・一部改正)

(職員)

第4条 部に次の職員を置く。

(1) 部長

(2) 副部長

(3) 班長

(4) 副班長

(5) 班員

2 前項各号に掲げる職員は、別表第2のとおりとする。

(平25災害対策本部訓令1・旧第5条繰上・一部改正)

(本部員会議)

第5条 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、重要な災害対策について協議する。

2 本部員会議は、必要のつど本部長が招集する。

(平25災害対策本部訓令1・旧第6条繰上)

(各部の分掌事務)

第6条 各部の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 総務部

本部の運営、各部との連絡調整、情報の収集、上部機関等に対する陳情及び班員の動員配置に関する事務

(2) 厚生部

災害救助及び医療並びに防疫対策に関する事務

(3) 建設部

公共土木施設及び建築物の災害対策に関する事務

(4) 産業部

耕地、農林水産及び商工関係の災害対策に関する事務

(5) 教育部

教育関係の災害対策に関する事務

(6) 消防部

消防及び警備に関する事務

2 各部に所属する班の分掌事務は、別表第2のとおりとする。

(平25災害対策本部訓令1・旧第7条繰上・一部改正)

(本部室)

第7条 本部が設置されたときは、当該災害の総括的窓口として、本部室を設けるものとする。

(平25災害対策本部訓令1・旧第9条繰上)

(連絡員)

第8条 本部が設置されたときは、各部長は別に定める連絡員を本部室に常駐させるものとする。

(平25災害対策本部訓令1・旧第10条繰上)

(水防本部の統括)

第9条 本部は水防法(昭和24年法律第193号)に基づいて設置されている入善町水防本部を統括する。

(平25災害対策本部訓令1・旧第11条繰上)

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関する必要な事項は別に定める。

(平25災害対策本部訓令1・旧第12条繰上)

附 則

この訓令は、昭和40年6月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月12日訓令第1号)

この訓令は、昭和59年3月13日から施行する。

附 則(平成9年5月12日訓令第5号)

この訓令は、平成9年6月2日から施行する。

附 則(平成19年3月29日訓令第1号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日訓令第1号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成26年4月1日訓令第1号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則(平成27年3月19日訓令第1号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月28日訓令第1号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月26日訓令第1号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

※別表第1及び別表第2は、省略。

第2編(風水害編)第2章第3節「2 災害対策本部の設置 (3) 組織」(P126)に掲載。

4－3 災害対策関係機関一覧表

(国の機関)

機関名	担当部署	所在地	電話	F A X
内閣府	地震・火山対策担当 災害応急対策担当	千代田区霞ヶ関1-2-2 〃	03-3501-5693 03-3501-5695	03-3503-5699 03-3503-5690
消防庁	防災課 応急対策室 平日 9:30～17:45	千代田区霞ヶ関2-1-2	(N T T) 03-5253-7527	(N T T) 03-5253-7537
			(衛星系) 80-048-500-7527	(衛星系) 88-048-500-7537 (高度情報専用FAXから)
	宿直室 平日(上記以外) 休日	〃	(N T T) 03-5253-7777	(N T T) 03-5253-7553
			(衛星系) 80-048-500-7782	(衛星系) 88-048-500-7589 (高度情報専用FAXから)
警察庁 中部管区警察局 〃富山県情報通信部	広域調整第二課 機動通信課	名古屋市中区三の丸2-1-1 富山市新総曲輪1-7	052-951-6000 076-441-2211	052-954-8880 076-441-6655
財務省 富山財務事務所	総務課	富山市丸の内1-5-13	076-432-5521	076-432-5779
厚生労働省 東海北陸厚生局 富山労働局	総務課 総務課	名古屋市中区白壁1-15-1 富山市神通本町1-5-5	052-971-8831 076-432-2727	052-971-8861 076-432-6471
農林水産省 北陸農政局 〃富山県拠点	農産課 総務課	金沢市広坂2-2-60 富山市牛島新町11-7 富山合同庁舎4F	076-232-4302 076-441-9300	076-232-5824 076-441-9325
中部森林管理局 〃名古屋事務所 〃富山森林管理署	企画調整室 総務課	長野市大字栗田715-5 名古屋市熱田区熱田西町1-20 富山市黒崎字塚田割591-2	050-3160-6500 052-683-9206 050-3160-6080	026-236-2657 052-683-9269 076-424-4934
経済産業省 中部経済産業局 〃電力・ガス事業北陸支局	総務課 総務課	名古屋市中区三の丸2-5-2 富山市愛宕町1-2-26	052-951-2683 076-432-5588	052-962-6804 076-432-5526
中部近畿産業保安監督部 〃北陸産業保安監督署	管理課	名古屋市中区三の丸2-5-2 富山市愛宕町1-2-26	052-951-0558 076-432-5580	052-951-9803 076-432-0909

機関名	担当部署	所在地	電話	F A X
国土交通省				
北 陸 地 方 整 備 局	防災課	新潟市中央区美咲町1-1-1	025-280-8836	025-370-6691
〃 富山河川国道事務所	総務課	富山県奥田新町2-1	076-443-4701	076-443-4703
	防災課	〃	076-443-4728	076-443-4729
〃 黒部国道維持出張所		萩生大本7180-1	0765-52-1714	0765-52-2312
〃 北陸技術事務所富山出張所	(富山防災センター)	富山市水橋入江334-4	076-478-5511	076-478-5517
〃 黒部河川事務所	河川管理課	黒部市天神新173	0765-52-1122	0765-52-4211
〃 黒部流域治水出張所		黒部市荻生大本7280-3	0765-52-0471	0765-52-0999
〃 宇奈月ダム管理所		黒部市宇奈月舟見明日音澤4-9	0765-62-9071	0765-62-9075
北 陸 信 越 運 輸 局	交通環境部	新潟市中央区万代2-2-1	025-244-6116	025-244-6132
〃 富山運輸支局	総務企画課	富山市新庄町馬場82	076-423-0894	076-423-5509
伏 木 海 上 保 安 部	警備救難部	高岡市伏木錦町11-15	0766-45-0118	0766-44-7174
富 山 地 方 気 象 台		富山市石坂2415	076-423-2311	076-442-4260
大阪航空局小松空港事務所	管理課	小松市浮柳町ヨ21	0761-24-0828	0761-22-4632
〃 富山空港出張所		富山市秋ヶ島35	076-495-3088	076-429-6762
総務省				
北陸総合通信局	総務課	金沢市広坂2-2-60	076-233-4411	076-233-4419
防衛省				
自衛隊富山地方協力本部	総務課	富山市牛島新町6-24	076-441-3271	076-441-3273
陸上自衛隊第14普通科連隊	第3課	金沢市野田町1-8	076-241-2171	
〃 第382施設中隊	防災係	砺波市鷹栖出935	0763-33-2392	
航空自衛隊第6航空団	防衛部	小松市向本折町戊267	0761-22-2101	
	小松救難隊	〃	〃	
海上自衛隊舞鶴地方総監部	防衛部第3幕僚室	舞鶴市余部下1190	0733-62-2250	0733-64-3609

(災害時相互応援協定締結県外市町村)

市町村名	担当部署	所在地	電話	F A X
新潟県見附市	企画調整課	新潟県見附市昭和町2-1-1	0258-62-3729	0258-63-1006

(県の機関)

機関名	担当課	所在地	電話	F A X
危機管理局	防災課	富山市新総曲輪1-7 防災危機管理センター4階	076-444-9678	076-444-3489
	危機管理課		076-444-9670	076-444-3489
	消防課		076-444-3188	076-444-3489
	防災航空センター	富山市別名字源田割245-2	076-495-3060	076-495-3066
警察本部		富山市新総曲輪1-7	076-441-2211	076-441-2900
入善警察署		入善町梶山1385	0765-72-0110	
総合県税事務所	魚津相談室	魚津市新宿10-7	0765-24-5182	0765-22-9151
新川厚生センター		黒部市堀切新343	0765-52-1224	0765-52-4440
新川農林振興センター	魚津総合庁舎	魚津市新宿10-7	0765-22-9133	0765-22-9154
新川土木センター			0765-22-9114	0765-22-9153
〃	入善土木事務所	入善町上野11473	0765-72-1133	0765-74-2071

(公共機関)

機関名	担当部署	所在地	電話	F A X
独立行政法人国立病院機構 東海北陸ブロック事務所	総務経理課	名古屋市中区三の丸4-1-1	052-968-5171	052-968-5168
日本郵便(株) 北 陸 支 社 北 陸 支 社 入 善 郵 便 局	総務部経営企画係 企画部総務課	金沢市尾張町1-1-1 〃 入善町入膳3729-2	076-220-3122 076-220-3011 0765-72-1848	076-264-0851 076-232-3892
西日本旅客鉄道(株) 金 沢 支 社 富 山 地 域 鉄 道 部	総務企画課	金沢市高柳町9-1-1 富山市明輪町1-227	076-253-5204 076-444-8982	052-253-5207 076-444-8983
あいの風とやま鉄道(株)	運輸部安全推進課	富山市牛島新町24番7号	076-444-1300	076-444-1320
西日本電信電話(株) 富 山 支 店	設備部 企画担当	富山市東田地方町1-1-30	076-439-4560	076-439-4530
(株)NTTドコモ 北 陸 支 社	災害対策室	金沢市西都1-5	076-225-2065	076-225-2178
KDDI(株) 北 陸 総 支 社	管理部	金沢市本町1-5-2	076-261-4077	076-233-2077
ソフトバンク(株)	地域総務部 (北陸)	金沢市昭和町16-1 ヴィサージュ14F	(平日) 076-236-4080 (休日・夜間) 03-6234-3265	
中日本高速道路(株) 金 沢 支 社 金沢 保全・サービスセンター 富山 保全・サービスセンター	保全チーム	金沢市神野町東170 金沢市神野町東170 富山市黒崎439	076-240-4930 076-249-8111 076-421-9048	076-240-4991 076-249-8119 076-491-7529
日本赤十字社 富 山 県 支 部	事業推進課	富山市飯野26-1	076-451-7878	076-451-6872
日本銀行	富山事務所	富山市堤町通り1-2-26	076-424-4471	076-494-1158
日本放送協会	富山放送局報道部	富山市新総曲輪3-1	076-444-6613	076-442-6092
北日本放送(株)	報道部	富山市牛島町10-18	076-433-8515	076-433-8560
富山テレビ放送(株)	報道部	富山市新根塚町1-8-14	076-424-0600	076-491-2663
(株)チューリップテレビ	ニュース&プラン ニンググループ	富山市奥田本町8-24	076-433-9886	076-433-7691
富山エフエム放送(株)	放送部	富山市奥田町2-11	076-442-5533	076-432-2344
(株)新川コミュニティ放送		黒部市三日市20 黒部市国際文化センターコラール内	0765-57-3311	0765-57-3355
みらーれTV		入善町上野2793-1	0765-74-9321	0765-74-9322
(株)富山県トラック協会		富山市婦中町島本郷1-5	076-495-8800	076-495-1600
北陸電力(株)	総務部総務チーム	富山市牛島町15-1	076-441-2511	076-405-0113
関西電力(株)北陸支社	総務・広報グループ	富山市東田地方町1-2-13	076-442-8212	076-442-8219
富山地方鉄道(株)	総務課	富山市桜町1-1-36	076-432-5300	076-443-0743
(社)日本簡易ガス協会 北陸支部		富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま8階	076-441-3241	076-441-3244
(社)富山県エルピーガス協会		富山市桜橋通り6-13 フコク生命第一ビル4階	076-441-6993	076-441-6996

(市町村)

機関名	担当課	所在地	電話	F A X
富山市	防災課	富山市新桜町7-38	076-443-2181	076-431-9939
	危機管理課		076-443-2052	076-431-6265
高岡市	危機管理課	高岡市広小路7-50	0766-20-1229	0766-20-1549
魚津市	総務課	魚津市釈迦堂1-10-1	0765-23-1078	0765-23-1182
氷見市	地域防災課	氷見市鞍川1060	0766-74-8021	0766-74-8255
滑川市	防災危機管理課	滑川市寺家町104	076-475-0573	076-475-6299
黒部市	防災危機管理統括監	黒部市三日市1301	0765-54-2112	0765-54-4461
砺波市	総務課	砺波市栄町7-3	0763-33-1247	0763-33-7330
小矢部市	総務課	小矢部市本町1-1	0766-67-1760	0766-68-2171
南砺市	総務課	南砺市苗島4880	0763-23-2028	0763-52-6340
射水市	防災・資産管理課	射水市新開発410-1	0766-51-6632	0766-51-6650
舟橋村	総務課	舟橋村佛生寺55	076-464-1121	076-464-1066
上市町	総務課	上市町法音寺1	076-472-2542	076-472-1115
立山町	総務課	立山町前沢2440	076-462-9965	076-463-1254
入善町	総務課	入善町入膳423	0765-72-2845	0765-74-0067
朝日町	総務政策課	朝日町道下1133	0765-83-1100	0765-83-1109

(その他)

機関名	所在地	電話	F A X
入善町医師会	入善町高島269 (嶋田医院)	0765-76-0121	
みな穂農業協同組合	入善町入膳3489-1	0765-72-1190	0765-72-2954
入善漁業協同組合	入善町芦崎338	0765-76-0111	0765-76-0877
入善町商工会	入善町入膳5232-5	0765-72-0163	0765-72-2080
入善町建設業協会	入善町五十里250 (榎飯作組)	0765-74-0177	
入善土地改良区	入善町上野777-1	0765-72-2221	0765-72-1027
入善町社会福祉協議会	入善町上野2793-1	0765-72-5686	0765-74-2408

第5章 災害情報、広報関係

5-1 災害即報、災害確定報告

1 災害即報、災害直接即報の基準（火災・災害等即報要領から抜粋）

災害即報

次に該当する災害については、第4号様式（その1）又は第4号様式（その2）にて報告をすること。なお、管内の市区町村において、避難指示（緊急）、避難勧告又は避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合は、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

一般基準	
① 災害救助法の適用基準に合致するもの	
② 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの	
③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの	
④ 気象業務法第13条の2に規定する特別警報が発表されたもの 特別警報：気象等に関する特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪等） 津波に関する特別警報（大津波警報） 火山に関する特別警報（噴火警報（居住地域）） 地震（地震動）に関する特別警報（予想される地震動の大きさが震度6弱以上）	
⑤ 自衛隊に災害派遣を要請したもの	
個別基準（一般基準に該当しないもの）	
地震	① 震度5弱以上を記録したもの（震度6弱以上については、特別警報に該当） ② 人的被害又は住家被害を生じたもの
津波	① 津波警報又は津波注意報が発表されたもの（大津波警報については、特別警報に該当） ② 人的被害又は住家被害を生じたもの
風水害	① 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ② 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ③ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
雪害	① 積雪、雪崩等より、人的被害又は住家被害を生じたもの ② 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
火山災害	① 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの（噴火警報（居住地域）については、特別警報に該当） ② 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
社会的影響基準	
上記のいずれにも該当しないものの、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの	

※ 特別警報、津波警報、津波注意報及び噴火警報（火口周辺）が発表された場合並びに震度5弱以上の地震が発生した場合は、その被害の有無にかかわらず、市町村及び都道府県が講じた応急対策等について報告すること。

災害直接即報

次の災害については、市町村は第4号様式（その1）又は第4号様式（その2）にて、消防庁に直接報告をすること。

地震	区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無は問わない。）
津波	死者又は行方不明者が生じたもの
風水害	死者又は行方不明者が生じたもの
火山災害	死者又は行方不明者が生じたもの

2 災害概況即報

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死 者		人	重 傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		不 明		人	軽 傷		人		半壊		棟	床下浸水		棟
									一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)							
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式(その1) 別紙

都道府県名 ()

(避難勧告等の発令状況)

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県				区分		被害	
災害名 ・ 報告番号	災害名			その他	田	流失・埋没	ha
	第 報 (月 日 時現在)					冠 水	ha
					畑	流失・埋没	ha
						冠 水	ha
報告者名					文教施設	箇所	
区分		被害			病院	箇所	
人的被害	死者	人			道路	箇所	
	行方不明者	人			橋りょう	箇所	
	負傷者	重傷	人		河川	箇所	
		軽傷	人		港湾	箇所	
住家被害	全壊	棟		その他	砂防	箇所	
		世帯			清掃施設	箇所	
		人			崖くずれ	箇所	
	半壊	棟			鉄道不通	箇所	
		世帯			被害船舶隻		
		人			水道戸		
	一部破損	棟			電話回線		
		世帯			電気戸		
		人			ガス戸		
	床上浸水	棟			ブロック塀等	箇所	
		世帯					
		人					
	床下浸水	棟					
		世帯			り 災 者 数	人	
		人			火災発生	建 物	件
	公 共 建 物	棟				危 険 物	件
そ の 他	棟		そ の 他	件			

区 分		被 害	災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県	
公 立 文 教 施 設	千円				
農 林 水 産 業 施 設	千円				
公 共 土 木 施 設	千円				
そ の 他 の 公 共 施 設	千円				
小 計	千円				
公共施設被害市町村数	団体				
そ の 他	農 業 被 害	千円		市 町 村	
	林 業 被 害	千円			
	畜 産 被 害	千円			
	水 産 被 害	千円			
	商 工 被 害	千円			
	そ の 他	千円			
被 害 総 額		千円			
				119番通報件数	件
災 害 の 概 況					
応 急 対 策 の 状 況	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)			
	自衛隊の災害派遣		その他		

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

5-2 状況調被害書（被災者台帳）

番号 状況調被害書（被災者台帳）										
調査員氏名 (年 月 日現在)										
					地区					
世帯主 氏 名				世帯 人員 人	住所					
					避難先					
世帯類型	老人 生保 身障 母子 寡婦 要保護 その他 ()									
災害の原因	暴風 竜巻 豪雨 豪雪 洪水 高潮 地震 津波 噴火 火事 その他 ()									
被災年月日	年 月 日									
被害の程度	全壊 半壊 流出 全焼 半焼 床上浸水 床下浸水 一部破損 土砂流入									
住家の状況	自家・借家（間）			面積 () m ²		住 家 () 棟 非住家 () 棟				
家族の 状 況	氏名	性別	年齢	職業 (学校・学年)	死 亡	行 方 不 明	重 傷	軽 傷	備考	
		男・女								
		男・女								
		男・女								
		男・女								
		男・女								
		男・女								
		男・女								
	計 () 人									
課税の状況	非課税 均等割 所得割									
必要な 救 助 要 望 事 項	避難所、応急仮設住宅、炊き出し、飲料水、被服寝具、住宅応急処理、災害弔慰金 障害物除去（除雪）、資金（災害援護資金）、し尿くみ取り、消毒薬剤配布、健康診断									

5-3 被害狀況調書一覽表

[illegible][illegible]

被害程度の認定基準

被害等区分		判定基準
1 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち一月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち一月未満で治癒できる見込みのものとする。
2 住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経

被 害 等 区 分		判 定 基 準
		済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上30%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	一部破損	全壊（全焼）及び半壊（半焼）にいたらない程度の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さいものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものをいう。

- (注) 1. 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるようにするよう建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
2. 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
3. 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

被 害 等 区 分		判 定 基 準
3 非住家被害	非 住 家	住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目は属さないもので、全壊（全焼）、半壊（半焼）の被害を受けたものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分を住家とする。
	公 共 建 物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
4 田畑の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
5 その他の被害	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病 院	医療法第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。
	道 路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するため道路、鉄道、河川、運河等の上に仮設された橋とする。
	河 川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために、防護することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。

被害等区分		判定基準
	崖崩れ	山及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
5 その他の 被害	被害船舶	かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊（全焼）、半壊（半焼）及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	火災発生	火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋りょう、港湾、漁港及び下水道とする。

被 害 等 区 分		判 定 基 準
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公立土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害 市 町 村	公立文教施設、農林水産業施設及び公立土木及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。

被 害 等 区 分		判 定 基 準
5 そ の 他 の 被 害	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

5-4 罹災証明書

罹 災 証 明 書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 一部破損
浸水区分等	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

住家以外の被害	
---------	--

証第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

入善町長

印

5－5 災害情報

部班名	部	班
報告日時	月	日 時 分

受信時刻・番号	月	日	時	分	NO
受信者					
受信期間					
発信者					

内 容

災 害 の 原 因	
災 害 発 生 日 時	
災 害 発 生 場 所	
被 害 区 域	
被害程度の概要	
応急対策の状況	
その他参考事項	

5－6 災害状況調書

部班名	部 班
報告書	
報告日時	月 日 時 分

	名 称	被害場所又はおそれのある場所	被害状況（陥没、亀裂、決壊等）
道 路			
橋りょう			
河 川			
田 畑			
樹木倒壊			

5－7 災害情報指示伝票

回覧		部班名	部	班
		報告日時	月	日 時 分

受信	受信日時 月 日 時 分	発信機関 (電話) 発信者	件 名
	内容 (原因、発生日、場所、区域、被害程度、対策状況、人員、資材、物資)		

受信	受信日時 月 日 時 分	発信機関 (電話) 発信者	件 名
	内容		

5-8 被害状況・応急対策・復旧状況調書

部 班 名	部	班
報 告 書		
報告内容	月	日 時現在
報告日時	月	日 時 分

[illegible]

記入上の注意

1. 対象は、原則として町又は町長が管理する施設とするが、河川堤防及び道路については、町域内の国又は県管理のものを含むものとする。
2. 種類欄には、庁舎、学校、諸施設、道路、堤防、橋、上水道、下水道施設等に区分する。
3. 被害状況欄には、種類欄の区分ごとに被害の程度及び被害箇所を記載すること。
4. 被害額欄には、施設の原形復旧に要する概算見積額を記載すること。
5. 応急対策及び復旧状況欄には、種類別の区分ごとに応急措置、復旧の程度及び復旧箇所を記載すること。
6. 民間の被害については、この様式に準じて別に記載すること。

5－9 災害応急対策活動状況

部 班 名	部	班
報 告 書		
活動期間	月	日 時から
	月	日 時まで
報告日時	月	日 時から

業 務 内 容	動 員 状 況		使用機材、物資等	
	種 別	動 員 数	種 別	数 量

記入上の注意

1. 動員状況欄には、業務内容欄の区分に応じて職員、消防団、自衛隊、学生、一般町民、応急派遣職員、雇上用員等に分けて記載すること。
2. 使用機材、物資等欄には、「応急復旧」における木材、土砂、俵等各種救助物資その他使用した機材について、それぞれ種類別に数量を記載すること。

5-10 災害応急対策従事者名簿

部 班 名	部 班
-------	--------

課 名	氏 名	勤 務 月 日	勤 務 時 間	勤 務 内 容	備 考
		月 日	時 分から 時 分まで		
		月 日	時 分から 時 分まで		
		月 日	時 分から 時 分まで		
		月 日	時 分から 時 分まで		
		月 日	時 分から 時 分まで		
		月 日	時 分から 時 分まで		
		月 日	時 分から 時 分まで		
		月 日	時 分から 時 分まで		
		月 日	時 分から 時 分まで		
		月 日	時 分から 時 分まで		
		月 日	時 分から 時 分まで		
		月 日	時 分から 時 分まで		
		月 日	時 分から 時 分まで		
		月 日	時 分から 時 分まで		
		月 日	時 分から 時 分まで		
		月 日	時 分から 時 分まで		
		月 日	時 分から 時 分まで		

第6章 災害救助法関係

6-1 災害救助法適用基準

1 災害救助法適用基準

○災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）（抄）

第1条 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第2条 に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- 1 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項 の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第1に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- 2 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第2に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第3に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- 3 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第4に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- 4 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

○2 前項第1号から第3号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

ア. 別表第1 （第1条関係）

市町村の区域内の人口		住家が滅失した 世帯の数
	5,000人未満	30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
<u>15,000人以上</u>	<u>30,000人未満</u>	<u>50世帯</u>
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
300,000人以上		150世帯

イ. 別表第2 (第1条関係)

都道府県の区域内の人口		住家が滅失した 世帯の数
	<u>1,000,000人未満</u>	1,000世帯
1,000,000人以上	2,000,000人未満	1,500世帯
2,000,000人以上	3,000,000人未満	2,000世帯
3,000,000人以上		2,500世帯

ウ. 別表第3 (第1条関係)

市町村の区域内の人口		住家が滅失した 世帯の数
	5,000人未満	15世帯
5,000人以上	15,000人未満	20世帯
<u>15,000人以上</u>	<u>30,000人未満</u>	<u>25世帯</u>
30,000人以上	50,000人未満	30世帯
50,000人以上	100,000人未満	40世帯
100,000人以上	300,000人未満	50世帯
300,000人以上		75世帯

エ. 別表第4 (第1条関係)

都道府県の区域内の人口		住家が滅失した 世帯の数
	<u>1,000,000人未満</u>	<u>5,000世帯</u>
1,000,000人以上	2,000,000人未満	7,000世帯
2,000,000人以上	3,000,000人未満	9,000世帯
3,000,000人以上		12,000世帯

2 救助の程度、方法及び期間

救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。（富山県災害救助法施行規則別表第1）

内閣総理大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で定めることができる。

<救助の種類・期間>

救 助 の 種 類	実 施 期 間
避難所の供与	災害発生の日から7日以内
応急仮設住宅の供与	災害発生の日から20日以内に着工、 完成の日から2年以内
炊き出しその他による食品の給与	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	災害発生の日から7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	災害発生の日から10日以内
医療	災害発生の日から14日以内
助産	分べんした日から7日以内
被災者の救出	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）	災害発生の日から10日以内
被災した住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限の部分の修理）	災害発生の日から3月以内（国の特定災害対策本部等が設置された災害の場合は6月以内）
生業に必要な資金の貸与	災害発生の日から1月以内
学用品の給与（教科書）	災害発生の日から1月以内
学用品の給与（文房具及び通学用品）	災害発生の日から15日以内
埋葬	災害発生の日から10日以内
死体の搜索	災害発生の日から10日以内
死体の処理	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	災害発生の日から10日以内
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	救助の実施が認められる期間内

※ 救助の適切な実務が困難な場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得て期間を延長することができる。（令第3条第2項）

また、医療、助産、死体の処理（死体の縫合・洗浄）については、日本赤十字社富山県支部に委託している。

3 災害の救助内容の早見表（富山県災害救助法施行規則 別表第1を抜粋）（令和6年7月9日現在）

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
避難所及び応急仮設住宅の供与	1 避難所 (1) 次に掲げる者に供与する。 ア 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者 イ 災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者 (2) 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用する。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施する。 (3) 設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（(1)イに定める者に供与する法第4条第2項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる経費として知事が定めるもの）として、1人1日当たり350円以内とする。 (4) 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする者に供与する避難所をいう。）を設置した場合は、(3)の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。 (5) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。	災害発生の日から7日以内
	2 応急仮設住宅 応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者に、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）、又はその他適切な方法により供与するものとする。 (1) 建設型応急住宅 ア 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用する。ただし、これら適切な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。 イ 1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、6,883,000円以内とする。 ウ 同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 エ 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の避難生活上特別な配慮を要する複数の者に供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できる。 オ 建設型応急住宅は、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。 カ 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のため支出できる費用は、当該地域における実費とする。 (2) 賃貸型応急住宅 ア 賃貸型応急住宅の1戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(1)イに定める規模に準ずるものとし、その借上げのため支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 イ 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供するものとする。	完成の日から2年以内

救助の種類	救助の程度及び方法							救助の期間
炊き出し その他による食品の給与及び飲料水の供給	1 炊き出しその他による食品の給与 (1) 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行う。 (2) 被災者が直ちに食することができる現物による。 (3) 支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,330円以内とする。							災害発生から7日以内
	2 飲料水の供給 (1) 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。 (2) 支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。							災害発生の日から7日以内
被服、寝具 その他生活必需品の給与又は貸与	1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 (1) 被服、寝具及び身の回り品 (2) 日用品 (3) 炊事用具及び食器 (4) 光熱材料 3 支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額以内とする。 (1) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯							災害発生の日から10日以内
	季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	
	夏季	19,800円	25,400円	37,700円	45,000円	57,000円	8,300円	
	冬季	32,800円	42,400円	59,000円	69,000円	87,000円	12,000円	
	(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯							
	季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	
	夏季	6,500円	8,700円	13,000円	15,900円	20,000円	2,800円	
	冬季	10,400円	13,600円	19,400円	23,000円	29,000円	3,800円	
	備考 「夏季」とは4月1日から9月30日までを、「冬季」とは10月1日から3月31日までをいい、季別は災害発生の日をもって決定する。							
医療及び助産	1 医療 (1) 災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置する。 (2) 救護班において行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができる。 (3) 次の範囲内において行う。 ア 診察 イ 薬剤又は治療材料の支給 ウ 処置、手術その他の治療及び施術 エ 病院又は診療所への収容 オ 看護 (4) 支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医							災害発生の日から14日以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
	療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。	
	2 助産 (1) 災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失った者に対して行う。 (2) 次の範囲内において行う。 ア 分べんの介助 イ 分べん前及び分べん後の処置 ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 (3) 支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とする。	分べんした日から7日以内
被災者の救出	1 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出する。 2 支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	1 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理 (1) 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行う。 (2) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり51,500円以内とする。 2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理 (1) 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。 (2) 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり次に掲げる額以内とする。 ア イに掲げる世帯以外の世帯 717,000円 イ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000円	災害発生の日から10日以内
生業に必要な資金の貸与	1 住家が全壊、全焼又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。 2 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。 3 貸与できる額は、次の範囲内とする。 (1) 生業費 1件当たり30,000円 (2) 就職支度費 1件当たり15,000円 4 貸与には、次の条件を付する。 (1) 貸与期間 2年以内 (2) 利子 無利子	災害発生の日から1月以内
学用品の給与	1 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。 2 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 (1) 教科書 (2) 文房具 (3) 通学用品	災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内

救助の 種類	救助の程度及び方法	救助の 期間
	3 支出できる費用は、次の範囲内とする。 (1) 教科書 ア 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 イ 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 (2) 文房具及び通学用品 ア 小学校児童 1人当たり5,200円 イ 中学校生徒 1人当たり5,500円 ウ 高等学校等生徒 1人当たり5,600円	
埋葬	1 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。 2 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。 (1) 棺（附属品を含む。） (2) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） (3) 骨つぼ及び骨箱 3 支出できる費用は、1体当たり大人226,100円以内、小人180,800円以内とする。	災害発 生の日 から 10日以内
死体の捜 索	1 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。 2 支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。	災害発 生の日 から 10日以内
死体の処 理	1 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。 2 次の範囲内において行う。 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (2) 死体の一時保存 (3) 検案 3 検案は、原則として救護班において行う。 4 支出できる費用は、次に掲げるところによる。 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,600円以内とする。 (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,700円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。 (3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。	災害発 生の日 から 10日以内
障害物（災 害によっ て住居又 はその周 辺に運ば れた土石、 竹木等で、 日常生活 に著しい 支障を及 ぼしてい るものを いう。）の 除去	1 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行う。 2 支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり140,000円以内とする。	災害発 生の日 から 10日以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	1 支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。 (1) 被災者の避難 (2) 医療及び助産 (3) 被災者の救出 (4) 飲料水の供給 (5) 死体の搜索 (6) 死体の処理 (7) 救済用物資の整理配分 2 支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。	当該救助の実施が認められる

6-2 災害救助日報

報告機関				受信機関					
送 信 者				受 信 者					
報告時間 月 日 時現在				受信時間 月 日 時現在					
避難所の 供与	開設期間	開設日時	日 時	被服・寝具・生活必需品給与	県より受入又は前日よりの繰越量		点		
		閉鎖予定日	月 日		本日支給	全失世帯数	(世帯) 点		
	既存建物	箇所数	ヶ所				半失、床上浸水世帯数	(世帯) 点	
		供与人員	人		翌日への繰越量		点		
	野外仮設	箇所数	ヶ所		医療・助産救助	医療隊	医療隊出動数		ヶ隊
		供与人員	人				救助地区		
食糧の 給与	給与期間	開始月日	月 日	医療隊		診療者数	医 療	人	
		終了予定日	月 日				助 産	人	
	給 与 個 所 数		ヶ所			医療機関	医療	施設数	ヶ所
	給与人数	朝	人					診療人数	人
		昼	人		助産		施設数	ヶ所	
		夕	人				診療人数	人	
計	人	救助終了予定月日		月 日					
給水	供給地区数		地区	被災者救出	救出地区				
	供給実人員		人		救出をした人員		人		
	供給水量				今後救出を要する人員		人		
	給水期間	開始月日	月 日		救出終了予定月日		月 日		
		終了予定	月 日						
	給水方法				救出の方法				
学用品 支給	本日 支給	小学生	全壊世帯	(人) 点	死体の 処理	死 亡 人 員		体	
			半壊(床上浸水)世帯	(人) 点		死体処理	死 体 洗 淨	体	
		中学生	全壊世帯	(人) 点			死 体 縫 合	体	
			半壊(床上浸水)世帯	(人) 点			死 体 消 毒	体	
埋 葬	前日までの埋葬		体		死体の 処理	死体保存	既 存 建 物 利 用	カ所	
	本日埋葬	大人	体	仮 設 建 物			カ所		
		小人	体			死体処理機関			
		計	体	今後死体処理を要する死体		体			
	翌日以降の要埋葬数					死体を処理終了予定月日		月 日	

	埋葬終了予定月日		月	日	障害物 除去	障害物除去を要する戸数	戸	
死体の 搜索	搜索地区					本日除去した戸数	戸	
	死体	搜索を要す死体		体		今後除去を要する戸数	戸	
		本日発見死体		体		障害物除去の終了予定月日	月	日
		今後要搜索死体		体		輸送	公 用 車 使 用	台
	搜索の方法			借 上 者 使 用	台			
搜索終了予定月日		月	日	救 助 の 種 類				
仮設住宅	着 工 月 日		月	戸 日	用員	用 員 借 上 数	人	
	着 工 月 日		月	戸 日		従 事 作 業		
住宅修理	着 工 月 日		月	戸 日			そ の 他	
	着 工 月 日		月	戸 日	備考			

災害救助に関する報告要領

被害報告の区分と内容

区分	報告を必要とする 災害の程度等	報 告 の 内 容	報 告 時 期
発生 報告	ア 災害救助法の適用が 明確な場合 イ 災害救助法の適用が 見込まれる場合	ア 災害発生の日及び地域名 イ 災害の原因 ウ 調査班の派遣状況及び調査完了時刻 エ 発生時の被害状況及び法適用の有無	発生後可及的速 かに報告
中間 報告	ア 災害救助法適用市町 村の指定が完了した場 合	ア 上記発生報告のア～エまでの内容の 変更 イ 救助の種類別実施状況(日報) ウ 災害救助費概算額調	法適用後救助の 実施機関中毎日 報告する
決定 報告	ア 災害救助法による応 急救助が完了した場合	ア 発生報告、中間報告のすべてが確定 した状況 イ その他必要と認められる全般的な内 容	応急救助が完了 したのち、でき る限り早い時期

救助の種類と報告事項

救 助 の 種 類	報 告 事 項
1. 避難所の供与 2. 応急仮設住宅の供与 3. 炊き出し、その他による食品の給与 4. 飲料水の供給 5. 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 6. 医療及び助産 7. 被災者の救出 8. 被災した住宅の応急修理 9. 生業に必要な資金の貸与 10. 学用品の給与 11. 埋 葬 12. 死体の搜索及び処理 13. 障害物の除去	箇所数、供与人員等 設置(希望)戸数等 箇所数、給食数、給食人員数 対象人員数 主なる品目別給与点数及び給与世帯数等 隊数、医療機関数、患者数、分娩者数等 救出人員、行方不明者数等 対象世帯数等 対象世帯数等 小、中学別対象者数及び給与点数等 埋葬数等 死体処理数等 対象世帯数等

6－3 避難所開設状況

部 班 名	部 班
報 告 日 時	月 日 時 分

避 難 所 名	開 設 月 日 時	供 与 人 員	備 考

(注) 備考欄は、閉鎖予定月日等を記入すること。

6-4 避難所供与者名簿

避難所名	
責任者氏名	
報告日時	月 日 時 分

[illegible]

6－5 食料給与状況

部 班 名	部 班
報告日時	月 日 時 分

給与場所名	開始月日	給 食 数				備 考
		朝	昼	夜	計	

(注) 備考欄は、終了予定日、実支出額等を記入すること。

6-6 食料給与簿

給与場所名	
責任者氏名	
報告日時	月 日 時 分

月 日	給 食 数				給 食 内 容	備 考
	朝	昼	夜	計		

(注) 備考欄は、給与対象種目（避難場所収容者、災害応急対策従事者等）、実支出額等を記入すること。

6－7 飲料水供給状況

部 班 名	部 班
報告日時	月 日 時 分

月 日	供 給 場 所	対 象 人 員	数 量	備 考

(注) 備考欄は、給水栓名、給水用機械器具名、借上の場合は、名称、数量、所有者、金額、修繕月日、修繕費、修理の概要、実支出額等を記入すること。

6-8 生活必需品受払簿

部 班 名	部	班
報告日時	月 日 時 分	

月 日	適 用	品 名	受入数量	払出数量	残 高	備 考

(注) 摘要欄は、受入先等を記入すること。

6－9 生活必需品給与状況

給与場所名	
責任者名	
報告日時	月 日 時 分

世帯主氏名	世帯の 構成人員	給与月日	品 名、数 量							備 考

(注) 給与月日は、その世帯に対し最後に給与された物資の受領月日を記入すること。

備考欄は、住家の被害程度（全壊（焼）、流失又は半壊（焼）、床上浸水等）実支出額等を記入すること。

6－10 生活必需品受領書

生活必需品受領書 年 月 日 住 所 世帯主氏名							
受領月日	品 名	数 量					
			0 才 児	1 才以上 3 才未満	小学校 以 下	中学校 以 下	合 計
			備 考				

6-11 被災者救出状況

部 班 名	部 班
報告日時	月 日 時 分

月 日	救出者氏名	場 所	発 生 原 因	備 考

(注) 備考欄は、救出作業従事機関、救出状況、救出用機械器具の使用状況、借上げの場合、名称、所有者、借上費、修繕費、修繕の概要、燃料費、実支出額等を記入すること。

6-12 救護隊活動狀況

部 班 名	部 班
医師氏名	
報告日時	月 日 時 分

月 日	救 護 所 名	患 者 氏 名	措 置 の 概 要	備 考

(注) 備考欄は、死体検案の有無、修繕費、救護隊の編成、活動期間等を記入すること。

6-13 病院診療所医療実施状況

部 班 名	部 班
医療機関名	
報告日時	月 日 時 分

患者氏名	診療機関	傷病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
			入院	通院	入院	通院		

(注) 診療区分欄は、当該欄に○印を記入すること。

6-14 助産状況

部 班 名	部 班
助産機関名	
報 告 日 時	月 日 時 分

分べん者氏名	分べん日時	分べん期間	金 額	備 考

6-15 死体搜索状況

部 班 名	部 班
報告日時	月 日 時 分

月 日	搜索者氏名	搜索場所	搜索人員	備 考

(注) 備考欄は、搜索隊の編成、搜索用機械器具の使用状況、借上の場合名称、数量、所有者、借上費、修繕費、修繕の概要、燃料費、実支出額等を記入すること。

6-16 死体処理状況

部 班 名	部 班
報告日時	月 日 時 分

処 理 月 日	死体発見の 日時及び場所	死亡者氏名	遺 族		備 考
			氏 名	死亡者との 関係	

(注) 備考欄は、洗浄等処理の内容、使用品名、数量、金額、死体の一時保存期間、検案料、実支出額等を記入すること。

6-17 埋葬状況

部 班 名	部 班
報告日時	月 日 時 分

死亡月日	埋葬月日	死 亡 者		埋葬を行った者		備 考
		氏 名	年 齢	氏 名	死亡者との関係	

(注) 棺（付属品を含む）、埋葬（人夫賃を含む）、骨つぼ及び骨箱等代金は備考欄に記入する。埋葬を行った者が町長の場合は、遺族の氏名を備考欄に記入すること。

埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その金額を備考欄に記入すること。

6-18 学用品給与状況

学 校 名	
学 校 長 名	
報 告 日 時	月 日 時 分

学年	児童生徒氏名	親権者氏名	給与月日	給与品の内訳	備 考

(注) 給与月日欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した月日を記入すること。

給与品の内訳欄は、品名、数量等を記入すること。

備考欄は、児童（生徒）の被災程度、実支出額等を記入すること。

6-19 応急仮設住宅状況

部 班 名	部 班
報告日時	月 日 時 分

住宅番号	世帯主氏名	家族数	入居月日	住宅所在地	構 造	面 積	備 考

(注) 住宅番号欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、簡単な図面を添付すること。

構造欄は、木造、プレハブ等の別を記入すること。

備考欄は、敷地の公私有別、有無賞別、着工月日、施工月日、実支出額等を記入すること。

6-20 住宅応急修理状況

部 班 名	部 班
報告日時	月 日 時 分

世帯主氏名	修理箇所・概要	完了月日	実支出額	備 考

(注) 備考欄は、修理業者等を記入すること。

6-21 障害除去状況

部 班 名	部 班
報告日時	月 日 時 分

世 帯 主 氏 名	除去に要すべき 状態の概要	除去に要した時期	備 考

(注) 備考欄は、住宅被害程度、機械器具の使用状況、借上の場合は、名称数量、借上費、所有者、実支出額を記入すること。

6-22 輸送状況

部 班 名	部 班
報告日時	月 日 時 分

月 日	目 的	輸 送 区 間	備 考

(注) 目的欄は、主なる目的又は救助の種類名等を記入すること。

備考欄は、使用輸送機械、借上の場合は、車名、台数、所有者名、借上費、修繕月日、修繕費用、修繕の概要、燃料費、実支出額等を記入すること。

6-23 要員雇上げ状況

部 班 名	部 班
報告日時	月 日 時 分

救 助 種 別				
氏 名	住 所	雇上げ期間	給 与 額	備 考

(注) 救助の種別ごとに作成すること。
備考欄は、日額、割増賃金等を記入すること。

6-24 ボランティア活動状況

部 班 名	部 班
報告日時	月 日 時 分

活動種別			活動場所			
氏 名	住 所	年 齢	職 業	電 話	期 間	備 考

(注) 活動の種別ごとに作成すること。

第7章 通信関係

7-1 入善町防災行政無線局一覧表

1 同報系無線局

区 分		設置場所	台数	備考
親局	操作卓	入善町役場（防災無線室）	1	デジタル波、アナログ波併用
	遠隔制御装置	入善消防署	1	
	役場局（サイレン兼用）	入善町役場屋上	1	デジタル局、アンサーバック無
	地域通報システム 〔 入善町同報無線 利用者協議会 〕	J A みな穂旧上原支店	1	上原地区のみ放送可
		J A みな穂南部支店	1	新屋地区のみ放送可
		飯野コミュニティ防災センター	1	飯野地区のみ放送可
屋外 拡声 子局	役場局	入善町役場	1	デジタル局、アンサーバック無
	旧役場局（サイレン兼用）	旧入善町役場	1	デジタル局、アンサーバック無
	東五十里局	農免農道藤原東五十里線沿い	1	デジタル局、アンサーバック有
	上野局	上野2区公民館	1	デジタル局、アンサーバック有
	邑町局	消防防災センター	1	デジタル局、アンサーバック有
	吉原局	吉原農村公園	1	デジタル局、アンサーバック有
	青木局	旧青木保育所	1	デジタル局、アンサーバック有
	木根局	木ノ根、目川境界付近	1	デジタル局、アンサーバック有
	東狐局	飯野小学校	1	デジタル局、アンサーバック有
	高瀬局	田茂川沿い	1	デジタル局、アンサーバック有
	芦崎局	入善漁業協同組合本店	1	デジタル局、アンサーバック有
	笹原局	笹原地内農道	1	デジタル局、アンサーバック有
	上飯野局	やすらぎ公園	1	デジタル局、アンサーバック有
	小摺戸局	小摺戸分団屯所横防火水槽	1	デジタル局、アンサーバック有
	福島局	福島公園	1	デジタル局、アンサーバック有
	新屋局	究蒔公園	1	デジタル局、アンサーバック有
	浦山新局	浦山新公民館	1	デジタル局、アンサーバック有
	墓ノ木局	給水ポンプ場	1	デジタル局、アンサーバック有
	小杉局	小杉公民館	1	デジタル局、アンサーバック有
	櫛山局	櫛山地区公民館前	1	デジタル局、アンサーバック有
	横山局（サイレン兼用）	横山分団屯所	1	デジタル局、アンサーバック有
	古黒部局	古黒部公民館	1	デジタル局、アンサーバック有
	舟見局（サイレン兼用）	舟見分団屯所	1	デジタル局、アンサーバック有

	ひばり野局	ひばり野小学校	1	デジタル局、アンサーバック有
	野中局	野中地区交流センター	1	デジタル局、アンサーバック有
受信機	戸別受信機	公共施設、各家庭等	2,874	H19. 4. 1 現在
	防災行政ラジオ		3,157	R 7. 4. 1 現在
	デジタル戸別受信機	入善町役場（防災無線室）	1	デジタル局、アンサーバック無
サイレン局	旧役場サイレン局	旧入善町役場	1	デジタル局、アンサーバック無
	入善サイレン局	入善分団屯所	1	デジタル局、アンサーバック無
	上原サイレン局	上原分団屯所	1	デジタル局、アンサーバック無
	青木サイレン局	青木分団屯所	1	デジタル局、アンサーバック無
	飯野サイレン局	飯野分団屯所	1	デジタル局、アンサーバック無
	芦崎サイレン局	芦崎屯所	1	デジタル局、アンサーバック無
	小摺戸サイレン局	小摺戸分団屯所	1	デジタル局、アンサーバック無
	新屋サイレン局	新屋分団屯所	1	デジタル局、アンサーバック無
	櫛山サイレン局	櫛山分団屯所	1	デジタル局、アンサーバック無
	横山サイレン局（横山局兼用）	横山分団屯所	1	デジタル局、アンサーバック無
	舟見サイレン局（舟見局兼用）	舟見分団屯所	1	デジタル局、アンサーバック無
	野中サイレン局	野中分団屯所	1	デジタル局、アンサーバック無

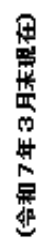
2 移動系無線局（MCA無線）

区分	固体番号	配置先		形態	備考
管理用 移動局	にゅうぜん200	総務課		管理用	
	にゅうぜん300	建設課		管理用	
	にゅうぜん400	入善町庁舎西側車庫棟		管理用	
陸 上 移動局	にゅうぜん001	総務課	マイクロバス 1 号	車載型	
	にゅうぜん002	総務課	マイクロバス 2 号	車載型	
	にゅうぜん003	総務課	スクールバス	車載型	
	にゅうぜん004	総務課	ワゴン車	車載型	
	にゅうぜん005	総務課	サクシード	車載型	
	にゅうぜん006	キラキラ商工観光課	パジェロ（黄）	車載型	パトロール車
	にゅうぜん007	水道課	エクストレイル	車載型	パトロール車
	にゅうぜん008	建設課	プラド	車載型	パトロール車
	にゅうぜん009	建設課	プロボックス	車載型	
	にゅうぜん010	住まい・まちづくり課	4 t ダンプ	車載型	
	にゅうぜん011	結婚・子育て応援課	サクシード	車載型	冬季は除雪車に移設
	にゅうぜん012	キラキラ商工観光課	サクシード	車載型	冬季は除雪車に移設

	にゅうぜん013	住民環境課	サクシード	車載型	冬季は除雪車に移設
	にゅうぜん014	保険福祉課	プロボックス	車載型	冬季は除雪車に移設
	にゅうぜん015	建設課	ハリアー	車載型	冬季は除雪車に移設
	にゅうぜん016	水道課	プロボックス	車載型	冬季は除雪車に移設
	にゅうぜん017	キラキラ商工観光課	サクシード	車載型	冬季は除雪車に移設
	にゅうぜん018	税務課	プロボックス	車載型	冬季は除雪車に移設
	にゅうぜん019	教育委員会事務局	プロボックス	車載型	冬季は除雪車に移設
携 帯 用	にゅうぜん100	総務課	総務課	携帯型	
移動局	にゅうぜん101	総務課	総務課	携帯型	

※各局間の通信は、一般財団法人 移動無線センターの中継局（能登制御局、富山制御局）を利用して行う。

入善町防災行政無線局システム構成図



7-2 消防救急無線関係資料

新川地域消防本部入善消防署	
周波数	活動波
	主運用波
	統制波

入善町消防団	
周波数	活動波

消防署 固定局

No.	無線局種別	無線局名
1	基地局	新川地域消防本部基地局、宇奈月基地局、朝日基地局

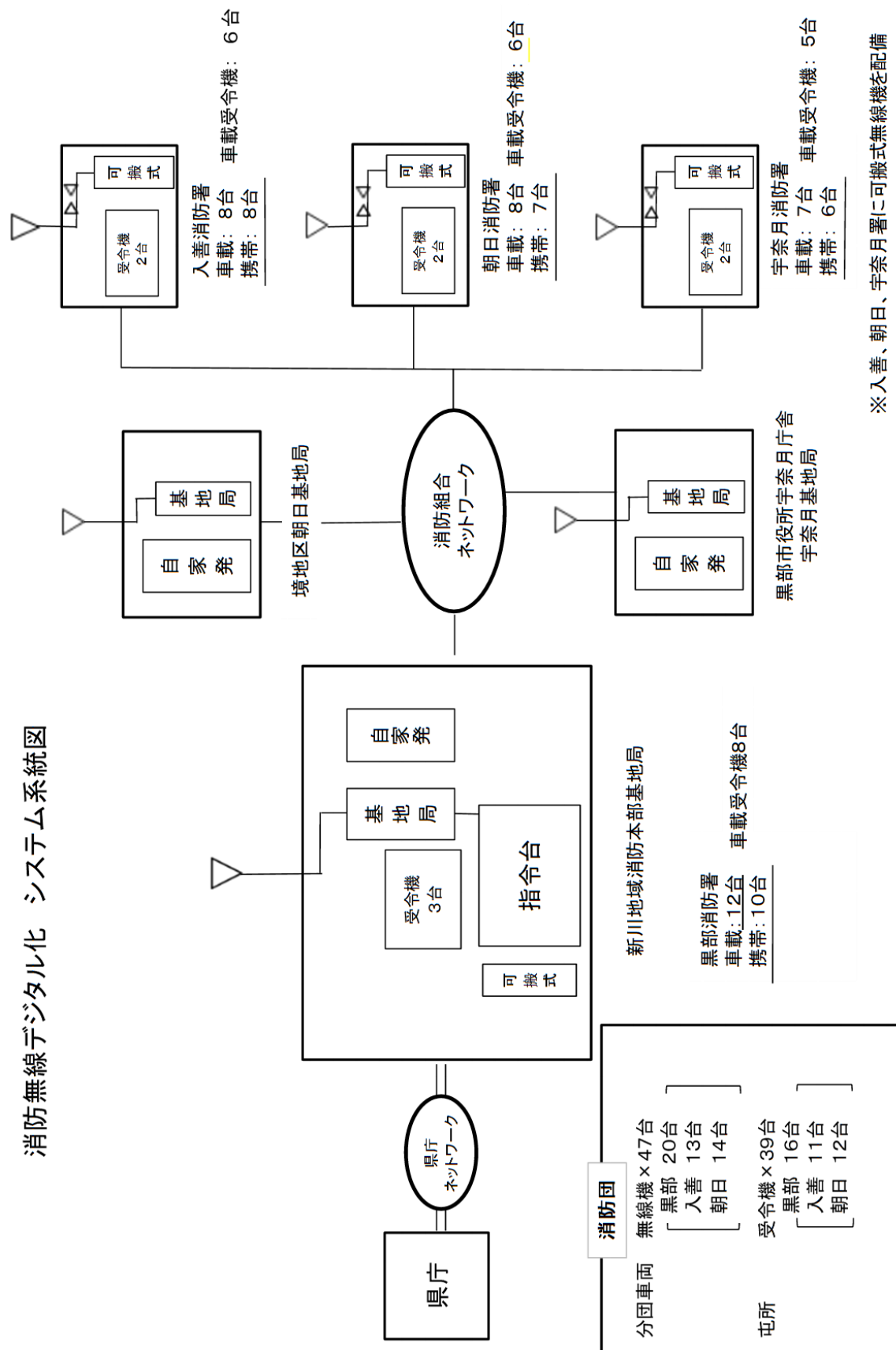
消防署 移動局

No.	無線局種別	無線局名	備考
1	陸上移動局	にゅうぜんたんく 1	水槽付消防ポンプ自動車
2	陸上移動局	にゅうぜんたんく 2	水槽付消防ポンプ自動車
3	陸上移動局	にゅうぜんきゅうじょ 1	救助車
4	陸上移動局	にゅうぜんしれい 1	指令車
5	陸上移動局	にゅうぜんきゅうきゅう 1	救急車
6	陸上移動局	にゅうぜんきゅうきゅう 2	救急車
7	陸上移動局	にゅうぜんこうほう 1	広報車
8	陸上移動局	にゅうぜんすいそう 1	水槽車
9	陸上移動局	にゅうぜん101	携帯無線機
		にゅうぜん102	
		にゅうぜん103	
		にゅうぜん104	
		にゅうぜん105	
		にゅうぜん106	
		にゅうぜん107	
		にゅうぜん108	

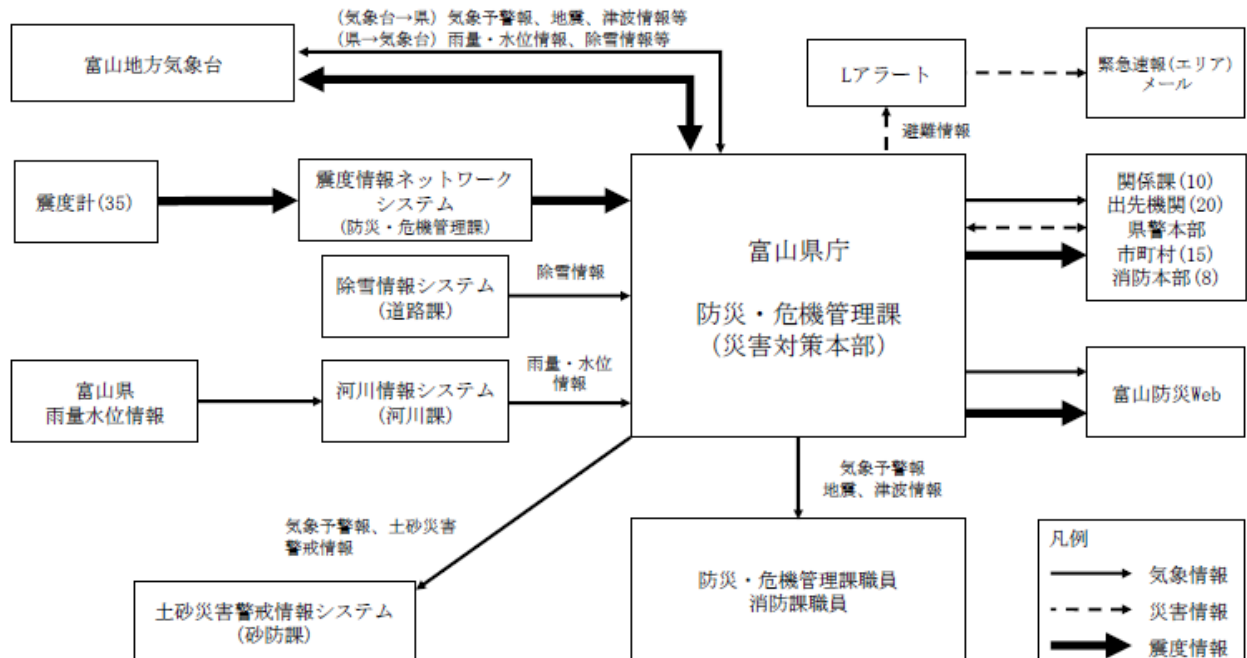
消防団 移動局

No.	無線局種別	無線局名	備考
1	陸上移動局	にゅうぜんぶんだん 1	消防ポンプ自動車
2	陸上移動局	にゅうぜんぶんだん 2	消防ポンプ自動車
3	陸上移動局	うえはらぶんだん 1	消防ポンプ自動車
4	陸上移動局	あおきぶんだん 1	消防ポンプ自動車
5	陸上移動局	いいのぶんだん 1	消防ポンプ自動車
6	陸上移動局	いいのぶんだん 2	消防ポンプ自動車
7	陸上移動局	こすりどぶんだん 1	消防ポンプ自動車
8	陸上移動局	あらやぶんだん 1	消防ポンプ自動車
9	陸上移動局	くぬぎやまぶんだん 1	消防ポンプ自動車
10	陸上移動局	よこやまぶんだん 1	消防ポンプ自動車
11	陸上移動局	ふなみぶんだん 1	消防ポンプ自動車
12	陸上移動局	ふなみぶんだん 2	消防ポンプ自動車
13	陸上移動局	のじゅうぶんだん 1	消防ポンプ自動車

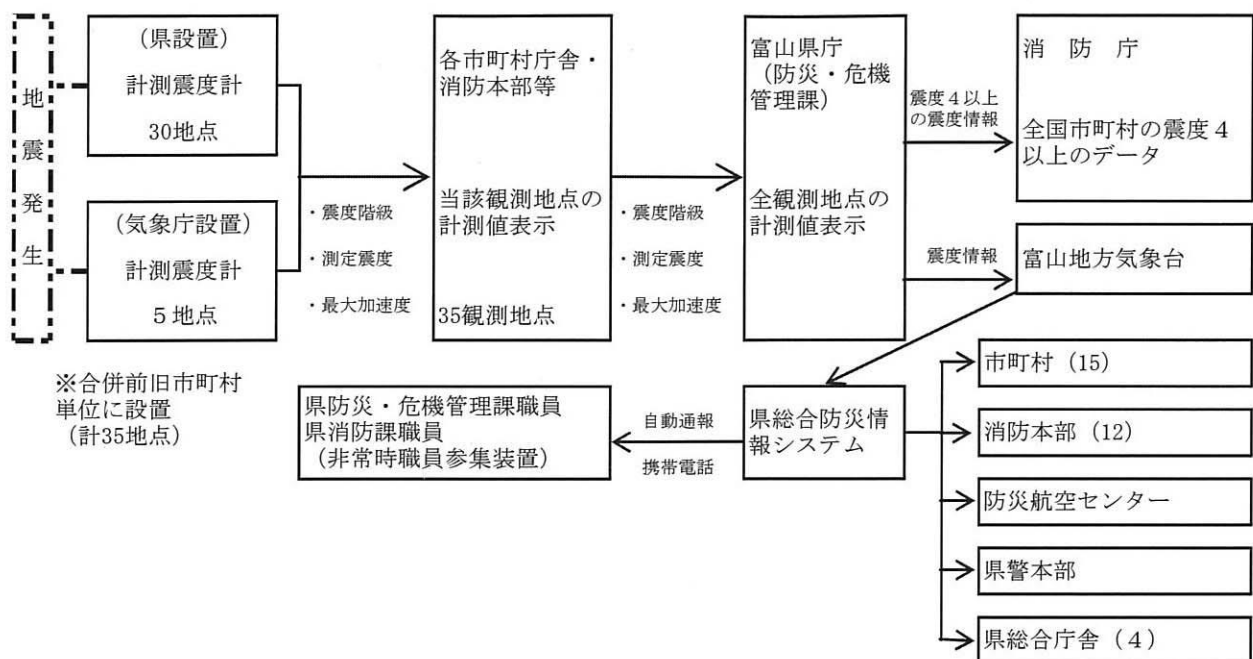
消防無線デジタル化 システム系統図



7-3 富山県総合防災情報システム



7-4 震度情報ネットワークシステム連絡系統図



第8章 避難・救出関係

8-1-1 「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」一覧表

所在 地区	No.	施設の名称	指定緊急避難場所						指定 避難所
			洪水	土砂災害	高潮・高波	地震	津波	大規模 火災	
入善	1	入善小学校	○	○	○	○	○	—	○
	2	入善中学校	○	○	○	○	○	—	○
	3	入善高等学校 (体育館、武道場、 同窓会館、グラウンド)	○	○	○	○	○	—	○
	4	総合体育館	○	○	○	○	○	○	○
	5	屋内多目的施設 (わくわくドーム)	—	○	○	○	○	○	○
	6	うるおい館	○	○	○	○	○	—	○
	7	町民会館	○	○	○	○	○	—	○
	8	勤労者福祉センター	○	○	○	—	○	—	○
	9	児童センター	○	○	○	○	○	—	○
	10	にゅうぜん保育所	—	○	○	○	○	—	○
上原	11	上青小学校	○	○	○	○	○	○	○
	12	入善西中学校	○	○	○	○	○	○	○
	13	産業展示会館	○	○	○	○	○	○	○
	14	老人福祉センター	—	○	○	○	○	○	○
	15	さわすぎ保育所	—	○	○	○	○	○	○
青木	16	広域働く婦人の家	—	○	○	○	○	○	○
飯野	17	飯野小学校	○	○	○	○	○	○	○
	18	飯野コミュニティ 防災センター	—	○	○	○	○	○	○
	19	いいの保育所	—	○	○	—	○	○	○
小摺戸	20	黒東小学校	○	○	○	○	○	○	○
	21	小摺戸地区公民館	○	○	○	○	○	○	○
	22	こあら保育所	—	○	○	○	○	○	○
新屋	23	新屋公民館	—	○	○	○	○	○	○
柵山	24	桃李小学校	○	○	○	○	○	○	○
	25	柵山公民館	—	○	○	○	○	○	○
	26	とうり保育所	—	○	○	○	○	○	○
横山	27	横山地区交流防災 センター	—	○	○	○	○	○	○
	28	サン・ビレッジ入善 (勤労者総合スポーツ施設)	—	○	○	○	○	○	○
舟見	29	ひばり野小学校	○	○	○	○	○	○	○
	30	舟見交流センター	—	○	○	○	○	○	○
	31	社会体育館	—	○	○	○	○	○	○
	32	ひばり野保育所	—	○	○	○	○	○	○
野中	33	野中地区交流セン ター	○	○	○	○	○	○	○

所在 地区	No.	施設の名称
上原	34	おあしす新川
入善	35	富山型共生 グループホーム双葉
飯野	36	ラヴィットあおの丘 New
新屋	37	新川むつみ園
舟見	38	地域密着型特別養護 老人ホーム 喜楽苑
櫛山	39	入善老人保健施設 こぶしの庭

指定緊急避難場所					
洪水	土砂災害	高潮・高波	地震	津波	大規模 火災
○	○	○	○	○	○
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—

指定 避難所
福祉 避難所
福祉 避難所
福祉 避難所
福祉 避難所
福祉 避難所
福祉 避難所

所在 地区	No.	施設の名称
入善	1	入善町中央公園
	2	入善東公園
	3	入善西公園
	4	入善南公園
	5	花月公園
	6	美善公園
	7	こぶし児童公園
	8	じょうべのま遺跡公園
上原	9	吉原公園
	10	上原公園
	11	沢スギ自然観察公園
	12	下上野公園
青木	13	青木六本松公園
飯野	14	飯野公園
	15	新浜公園
	16	黒部川河口公園
	17	扇状地湧水公苑
	18	園家山湧水池公園
小摺戸	19	小摺戸公園
	20	ゆうかり公園
	21	淡成公園
	22	青野自然公園
	23	福島公園
新屋	24	下山公園
	25	究葦公園
	26	墓ノ木自然公園
櫛山	27	櫛山公園
横山	28	春日公園
	29	横山公園
野中	30	野中公園
	31	野中東公園

指定緊急避難場所					
洪水	土砂災害	高潮・高波	地震	津波	大規模 火災
—	○	○	○	○	○
—	○	○	○	○	—
—	○	○	○	○	—
—	○	○	○	○	—
—	○	○	○	○	—
—	○	○	○	○	—
—	○	○	○	○	—
—	○	○	○	—	○
—	○	○	○	○	—
—	○	○	○	○	○
—	○	○	○	—	—
—	○	○	○	○	○
—	○	○	○	○	○
—	○	○	○	○	○
—	○	○	○	○	○
—	○	○	○	○	○
—	○	○	○	○	○
—	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○
—	○	○	○	○	○

指定 避難所

8-1-2 「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」の施設概要

地区	整理 番号	施設名	所在地	電話番号	収容人員		面積	
					屋内 (人)	屋外 (人)	屋内 (㎡)	屋外 (㎡)
入善	1	入善小学校	入膳3945	72-1114	1,676	2,202	6,704	8,808
	2	入善中学校	入膳4849	72-1117	1,986	1,936	7,946	7,744
	3	入善高等学校 体育館・武道場・同窓会館・グラウンド	入膳3963	72-1145	1,268	4,590	5,074	18,362
	4	総合体育館	入膳468	74-2500	1,928	0	7,714	0
	5	屋内多目的施設 (わくわくドーム)	入膳456	72-3760	577	0	2,309	0
	6	うるおい館	入膳5232-5	72-0123	1,003	0	4,014	0
	7	町民会館	入膳3200	72-1105	1,489	0	5,957	0
	8	勤労者福祉センター	入膳2973-10	72-4264	126	0	504	0
	9	児童センター	入膳4517-3	72-1990	157	0	629	0
	10	にゅうぜん保育所	入膳3837-1	72-0134	418	1,251	1,674	5,005
上原	11	上青小学校	上野210	72-0164	1,499	3,655	5,997	14,620
	12	入善西中学校	上野549	72-4770	2,484	5,135	9,939	20,540
	13	産業展示会館	上野777-1	74-1087	176	0	707	0
	14	老人福祉センター	上野403-2	72-1740	126	0	504	0
	15	さわすぎ保育所	上野255-1	72-4100	252	1,481	1,010	5,927
青木	16	広域働く婦人の家	青木170-1	74-1089	198	0	795	0
飯野	17	飯野小学校	東狐171	72-1030	1,585	4,000	6,340	16,000
	18	飯野コミュニティ防災センター	東狐171-1	72-5723	353	626	1,415	2,507
	19	いいの保育所	東狐101-1	72-3608	659	0	1,318	0
小摺戸	20	黒東小学校	小摺戸402	78-0602	1,201	2,392	4,804	9,570
	21	小摺戸地区公民館	一宿622-1	78-0044	176	0	705	0
	22	こあら保育所	小摺戸394	78-2629	226	999	907	3,996
新屋	23	新屋公民館	新屋2541	78-1288	182	0	728	0
梶山	24	桃李小学校	梶山813	74-9001	1,474	2,325	5,898	9,300
	25	梶山公民館	梶山3529-1	72-1980	199	730	799	2,923
	26	とうり保育所	梶山846-1	72-3936	293	2,037	1,175	8,151
横山	27	横山地区交流防災センター	横山81	72-0287	202	282	810	1,129
	28	サン・ビレッジ入善 (勤労者総合スポーツ施設)	横山81	72-0235	283	2,112	1,132	8,449
舟見	29	ひばり野小学校	舟見590-1	78-1200	1,073	2,383	4,294	9,532
	30	舟見交流センター	舟見1863	78-1350	172	0	691	0
	31	社会体育館	舟見1870	78-2378	212	0	850	0
	32	ひばり野保育所	舟見584-1	78-1210	138	0	555	0
野中	33	野中地区交流センター	野中410	78-1327	201	1,537	807	6,151

※収容人数は感染症対策に対応した数値（4㎡あたり1人）

公園

地区	整理 番号	施設名	所在地	面積（㎡）
入善	1	入善町中央公園	入膳456	93,614
	2	入善東公園	入膳4990-1	4,209
	3	入善西公園	上野11433	3,838
	4	入善南公園	入膳843	4,614
	5	花月公園	入膳字東寺田	3,768
	6	美善公園	青島771-1	642
	7	こぶし児童公園	入膳7144-2	403
	8	じょうべのま遺跡公園	田中792	15,910
上原	9	吉原公園	吉原178	2,003
	10	上原公園	上野777-1	2,000
	11	沢スギ自然観察公園	吉原950	41,800
	12	下上野公園	上野字外新田 11839	1,795
青木	13	青木六本松公園	青木1255	1,876
飯野	14	飯野公園	上飯野新210	3,192
	15	新浜公園	芦崎39-1	1,630
	16	黒部川河口公園	本村浦島地先	22,420
	17	扇状地湧水公苑	下飯野185	1,753
	18	園家山湧水池公園	下飯野401	6,886
小摺戸	19	小摺戸公園	小摺戸585	2,055
	20	ゆうかり公園	小摺戸394	3,491
	21	淡成公園	一宿622	2,990
	22	青野自然公園	小摺戸地先	108,514
	23	福島公園	福島11	1,779
新屋	24	下山公園	下山552	2,032
	25	究蒚公園	新屋2327	3,167
	26	墓ノ木自然公園	墓ノ木地先	222,334
櫛山	27	櫛山公園	櫛山3591	1,679
横山	28	春日公園	春日726	1,625
	29	横山公園	横山1781	625
野中	30	野中公園	野中421	1,754
	31	野中東公園	今江275	2,000

8-2 指定避難所位置図

1	入善小学校
2	入善中学校
3	入善高等学校 (体育館、武道場、同窓会館、グラウンド)
4	総合体育館
5	屋内多目的施設（わくわくドーム）
6	うるおい館
7	町民会館
8	勤労者福祉センター
9	児童センター
10	にゅうぜん保育所
11	上青小学校
12	入善西中学校
13	産業展示会館
14	老人福祉センター
15	さわすぎ保育所
16	広域働く婦人の家
17	飯野小学校
18	飯野コミュニティ防災センター
19	いいの保育所
20	黒東小学校
21	小摺戸地区公民館
22	こあら保育所
23	新屋公民館
24	桃李小学校
25	櫛山公民館
26	とうり保育所
27	横山地区交流防災センター
28	サン・ビレッジ入善 (勤労者総合スポーツ施設)
29	ひばり野小学校
30	舟見交流センター
31	社会体育館
32	ひばり野保育所
33	野中地区交流センター



8－3 救急、救助機械器具一覧表

救急装備

令和7年4月1日

	数
救急車	2 台
ストレッチャー	2 台
担架	2 台
人工呼吸器	2 式
携帯酸素吸入器	2 式
マジックギブス	2 式
観察用モニター	2 台

救助装備

令和7年4月1日

	数
救助工作車	1 台
油圧救助器具	1 式
エンジンカッター	1 台
チルホール	1.6 t 1 式 3.5 t 1 式
救命索発射銃	2 式
救命胴衣	8 着
浮環	3 個
発電機	2 台
スローダン	1 台
ダイズケ	T10 2 巻 T14 1 巻 T16 2 巻
救助ロープ	100m×2 巻 120m×1 巻
金属製かぎ付はしご	1 台
三連はしご	1 台
ばく帯	3 個
救助用担架	2 台
空気呼吸器	空気呼吸器 14 式
空気ポンペ	空気ポンペ 23 本
投光器	1 式
潜水器具	4 式
潜水用ポンペ	8 本
ゴムボート	1 艘
送排風機	1 台

8－4 消防組織・消防力一覧表

入善消防署

令和7年4月1日

実員	定数	水槽付 消防車	救急車	救助 工作車	指令車	その他 広報車
24	25	3	2	1	1	2

消 防 団

令和7年4月1日

分団名	実員	定員	消 防 車	小型動力ポンプ
団本部	9	10	—	—
入善分団	39	50	2	—
上原分団	30	36	1	—
青木分団	25	29	1	—
飯野分団	42	49	2	—
小摺戸分団	27	32	1	—
新屋分団	36	39	1	2
櫛山分団	25	29	1	—
横山分団	20	31	1	1
舟見分団	34	44	2	—
野中分団	21	26	1	—
計	308	375	13	3

8－5 福祉避難所

施設名	所在地	定員数	電話 番号	備考
特別養護老人ホームおあしす新川	上野2803	80	74-0800	社会福祉法人
デイサービスセンターおあしす新川	上野2803	35	74-0800	社会福祉法人
富山型共生グループホーム双葉	入膳7936番地1	6	74-0901	社会福祉法人
ラヴォーロあおの丘 New	道古34番地の1	40	72-2248	社会福祉法人
新川むつみ園	浦山新2008	30	78-1131	社会福祉法人
地域密着型特別養護老人ホーム 喜楽苑	舟見1108	5	78-1115	社会福祉法人
入善老人保健施設 こぶしの庭	小杉64	10	78-2500	医療法人

8-6 要配慮者利用施設一覧表

No.	名称	所在地	黒部川	舟川	小 川	土砂災害
1	入善小学校	入膳3945	○			
2	上青小学校	上野210	○			
3	飯野小学校	東狐171	○			
4	黒東小学校	小摺戸402	○			
5	桃李小学校	櫛山813	○			
6	ひばり野小学校	舟見590-1		○		
7	入善中学校	入膳4849	○			
8	入善西中学校	上野549	○			
9	にゅうぜん保育所	入膳3837-1	○			
10	さわすぎ保育所	上野255-1	○			
11	いいの保育所	東狐101-1	○			
12	こあら保育所	小摺戸394	○			
13	とうり保育所	櫛山846-1	○			
14	ひばり野保育所	舟見584-1		○		
15	入善児童センター	入膳4517-3	○			
16	特別養護老人ホーム おあしす新川	上野2803	○			
	デイサービスセンター おあしす新川					
	おあしす新川 短期入所生活介護事業所					
17	特別養護老人ホーム 舟見寿楽苑	舟見1664		○		○
	地域密着型特別養護老人ホーム 舟見寿楽苑（ひばり野苑）					
	舟見寿楽苑 デイサービスセンター					
	舟見寿楽苑 老人短期保護事業所					
18	地域密着型特別養護老人ホーム 喜楽苑	舟見1108		○		
19	入善老人保健施設 こぶしの庭	小杉64	○			
	こぶしの庭 通所リハビリテーション					
20	障害者支援施設 新川むつみ園	浦山新2208	○			
	新川むつみ園地域生活支援センター					
	新川むつみ園短期入所事業所					
21	あわの産婦人科医院	入膳229-3	○			
22	丸川病院	青島396-1	○			
	丸川病院通所リハビリテーション					

No.	名称	所在地	黒部川	舟川	小 川	土砂災害
23	川瀬医院	東狐1031	○			
24	嶋田医院	高島269	○			
25	宝田医院	入膳3609-3	○			
26	谷川クリニック	入膳7726	○			
27	新田眼科	入膳7714-1	○			
28	山本クリニック	入膳139-3	○			
29	すみれ内科クリニック	入膳5494-1	○			
30	サービス付き高齢者向け住宅 ささや木	青島401-1	○			
31	にゅうぜんの里 デイサービス にゅうぜんの里	入膳343	○			
32	グループホーム 東狐金さん銀さん デイサービス 金さん銀さん	東狐603	○			
33	富山型共生グループホーム 双葉	入膳7936-1	○			
34	共生型グループホーム 華のれん デイサービス 華のれん	入膳4716-5	○			
35	グループホーム 華さくら	梶山1352-3	○			
36	グループホーム雅 春日の郷 デイサービス雅 春日の郷	春日450-2	○			
37	グループホーム 温森	入膳4199-1	○			
38	グループホーム 入善	上野818-2	○			
39	グループホーム とわ	上野68	○			
40	グループホーム 希	入膳5437-1	○			
41	上原の家	上野398-1	○			
42	青野の家	浦山新1109	○			
43	デイサービスセンター お達者くらぶ小摺戸	一宿260	○			
44	富山型デイサービス はまなす	芦崎347-4	○			
45	デイサービスセンター 木こころ 介護ナースニングセンター ささや木	青島402-7	○			
46	CHA CHA CHA	青木290	○			
47	デイサービス りぼん	入膳3774-4	○			
48	工房あおの丘	道古34-3	○			
49	ラヴォーロあおの丘New	道古34-1	○			
50	ラヴォーロあおの丘with	青木1390-1	○			
51	のびのbeサポートあおの丘	上野11770-4	○			

No.	名称	所在地	黒部川	舟川	小 川	土砂災害
	らいぶずサポートあおの丘	上野11770-4	○			
52	ハートフィールド（生活訓練）	横山78-1	○			
	ワークフィールド（就労継続B型）					
53	いっこく（就労継続B型）	入膳2942-11	○			
54	デイサービス 樹	横山842-1	○			
55	デイサービス にじいろ	入膳7776	○			
	グループホーム そら	入膳7776	○			
56	デイサービス うわの	上野818-2-2	○			
57	くろべ工房高畠	高畠341	○			
58	グループホーム すまんまい家	春日60-1	○			

第9章 食糧、生活必需品、給水関係

9-1 炊飯調理施設一覧表

地区	施設名	電話番号	炊飯能力(人)	調理能力(人)	備考
入善	にゅうぜん保育所	72-0134	150	600	
	入善小学校	72-1114	770	825	
	入善中学校	72-1117	1,694	4,500	
	うるおい館	72-0123	—	—	調理設備
上原	さわすぎ保育所	72-4100	130	400	
	入善西中学校	72-4770	704	2,400	
	上青小学校	72-0164	330	1,400	
	入善町産業展示会館	74-1087	—	—	調理設備
青木	広域働く婦人の家	74-1089	—	—	調理設備
飯野	いいの保育所	72-3508	65	600	
	飯野小学校	72-1030	630	2,050	
	飯野コミュニティ防災センター	72-5723	—	—	調理設備
小摺戸	こあら保育所	78-2629	75	350	
	黒東小学校	78-0602	396	1,250	
	小摺戸地区公民館	78-0044	—	—	調理設備
新屋	新屋公民館	78-1288	—	—	調理設備
梶山	とうり保育所	72-3936	65	400	
	桃李小学校	74-9001	264	1,350	
	梶山公民館	72-1980	—	—	調理設備
横山	横山地区交流防災センター	72-0287	—	—	調理設備
舟見	ひばり野小学校	78-1200	308	700	
	舟見交流センター	78-1350	—	—	調理設備
野中	野中地区交流センター	78-1327	—	—	調理設備

※炊飯能力（御飯 1人200gで算出）、調理能力（汁物 1人200ccとして算出）

学校・町営プール

施設名	給水量 (m ³)
黒東小学校プール	323
上青小学校プール	405
桃李小学校プール	400
ひばり野小学校プール	400
入善小学校プール	420
町営入善町西部プール	383
計 6ヶ所	

9-2 町営簡易水道及び専用水道等一覧表

町営

施設名	所在地	給水戸数 (戸)	1日当り最大 給水量(m ³)
青木簡易水道	入善町青木	15	60
棚山簡易水道	入善町幸町、美善町、くぬぎやま住宅	254	300
野中簡易水道	入善町西中、中沢、野中	120	220
舟見簡易水道	入善町舟見	328	685
西部簡易水道	入善町新上野、西町住宅、入膳	183	118
横山簡易水道	入善町横山（松風団地）	45	50
計		945	1,433

民営

施設名	所在地	給水戸数 (戸)	1日当り最大 給水量(m ³)
向島水道組合	入善町向島	18	264
中坪・向島水道組合	入善町中坪、向島	30	
上村いなほ水道組合	入善町上村	14	
下山中央水道組合	入善町下山	45	
新屋上村水道組合	入善町上村	25	
島上部水道組合	入善町島	24	
島第一水道組合	入善町島	17	
浦山新上部水道組合	入善町浦山新	40	
浦山新中央水道組合	入善町浦山新	41	
浦山新西部水道組合	入善町浦山新	28	
町新屋東部水道組合	入善町町新屋	29	
町新屋西部水道組合	入善町町新屋	33	
小摺戸中央水道組合	入善町小摺戸	28	165
小摺戸上部水道組合	入善町小摺戸	25	
一宿水道組合	入善町一宿	67	
若栗新・赤岩水道組合	入善町若栗新	26	
福島第一水道組合	入善町福島	33	
福島第3水道組合	入善町福島	31	
福島新・共栄水道組合	入善町福島新	32	

施設名	所在地	給水戸数 (戸)	1日当り最大 給水量(m ³)
上今江・古畑水道組合	入善町上今江、古林	40	86
下今江・林尻水道組合	入善町下今江、林尻	31	
青木町筋水道組合	入善町青木町組	45	60
小杉・櫛山水道組合	入善町小杉、櫛山	76	300
青島水道組合	入善町青島	69	
入善9区水道組合	入善町入膳9区	48	40
入善10区水道組合	入善町入膳10区	63	46
入善11区水道組合	入善町入膳11区	78	48
入善13区水道組合	入善町入膳13区	52	46
入善14区水道組合	入善町入膳14区	31	46
入善15区水道組合	入善町入膳15区	74	50
入善17区水道組合	入善町入膳17区	54	44
上野水道組合	入善町上野（邑町）	60	40
計		1,307	1,235

専用

施設名	所在地	給水人口 (人)	1日当り最大 給水量(m ³)
協同組合入善ショッピングセンター	入善町櫛山1336	—	120
バーデン明日	入善町舟見1677-1	—	160
富山県立入善高等学校	入善町入膳3963	—	60
社会福祉法人 舟見寿楽苑	入善町舟見1664	100	190
東洋紡 入善工場	入善町入膳6000	10	26
入善まちなか交流施設 うるおい館	入善町入膳5232-5	—	54
京セラ株式会社富山入善工場	入善町入膳560	—	50
入善町役場	入善町入膳423	—	21

9-3 町有給水機器材

機器材の種類	能力	保有数	保管場所
給水タンク	1,500ℓ 1,000ℓ	1台 2台	入善町上野 (上野総合車庫)
ポリタンク	20ℓ	253個	
チェンブロック	2t	1台	
電動トロリー付クレーン	1t	1台	
測定器			
・残溜塩素測定器		1台	
・漏水探知機		1台	

第10章 緊急資機材・輸送関係

10－1 水防倉庫の所在地及び備蓄資器材

場 所 品 名	備蓄場所（水防倉庫）				計
	黒 部 川			小 川	
	福 島	高 畠	上飯野	古黒部	
鉄線蛇籠(本)	130	80	204	141	555
鉄線(kg)	350	150	250	180	930
結束線(Kg)	20	20	20	20	80
縄(巻)	8	15	60	8	91
ロープ(m)	200	400	200	300	1100
竹(本)	4	4	20	4	32
杭（鉄棒）(本)	22(50)	35(30)	60(55)	36	153(185)
丸太材(本)		100	16	3	119
スコップ(丁)	4	5	34	5	48
唐クワ(丁)	1	1	2		4
つるはし(丁)	1	2	2	2	7
鋸	1	1	1	1	4
なた	1	1	1	1	4
鎌(丁)	1	1	1	1	4
ペンチ(丁)	4	4	4	4	16
ハンマー(丁)	4	4	4	4	16
掛矢(丁)	1	1	5	1	8
しの(丁)	3	4	5	3	15
土のう(袋)（ビニール袋）	800	1,000	1,000	1,000	3,800
土のう(1t用)(袋)		20	20	10	50

10－2 輸送車両一覧（町有車両）

車種	台数
普通乗用車	10
バス	9
小型乗用車	7
普通貨物	1
小型貨物	13
軽四乗用車	8
軽四貨物	2
普通特殊	25
合計	75

10－3 漁業協同組合所属船

令和7年3月31日

組 合 名	所 在 地	電話番号	所 属 漁 船		
			動力船		無動力船 (隻)
			t 数	隻数	
入善漁業協同組合	入善町芦崎338	76-0111	～3	43	0
			3～5	6	
			5～10	1	
			10～20	4	
			20～50	0	
			50～100	0	
			100～200	3	
			200～500	5	

10－4 町有建設（除雪）機械

種類	台数
ロータリー除雪車	3
除雪ドーザ	8
除雪トラック	2
スノーローダ	10
凍結防止剤散布車	1
小型ロータリー	3
小型スノーローダ	14
手押し除雪機	2

10－5 緊急輸送道路一覧表

国、県道等

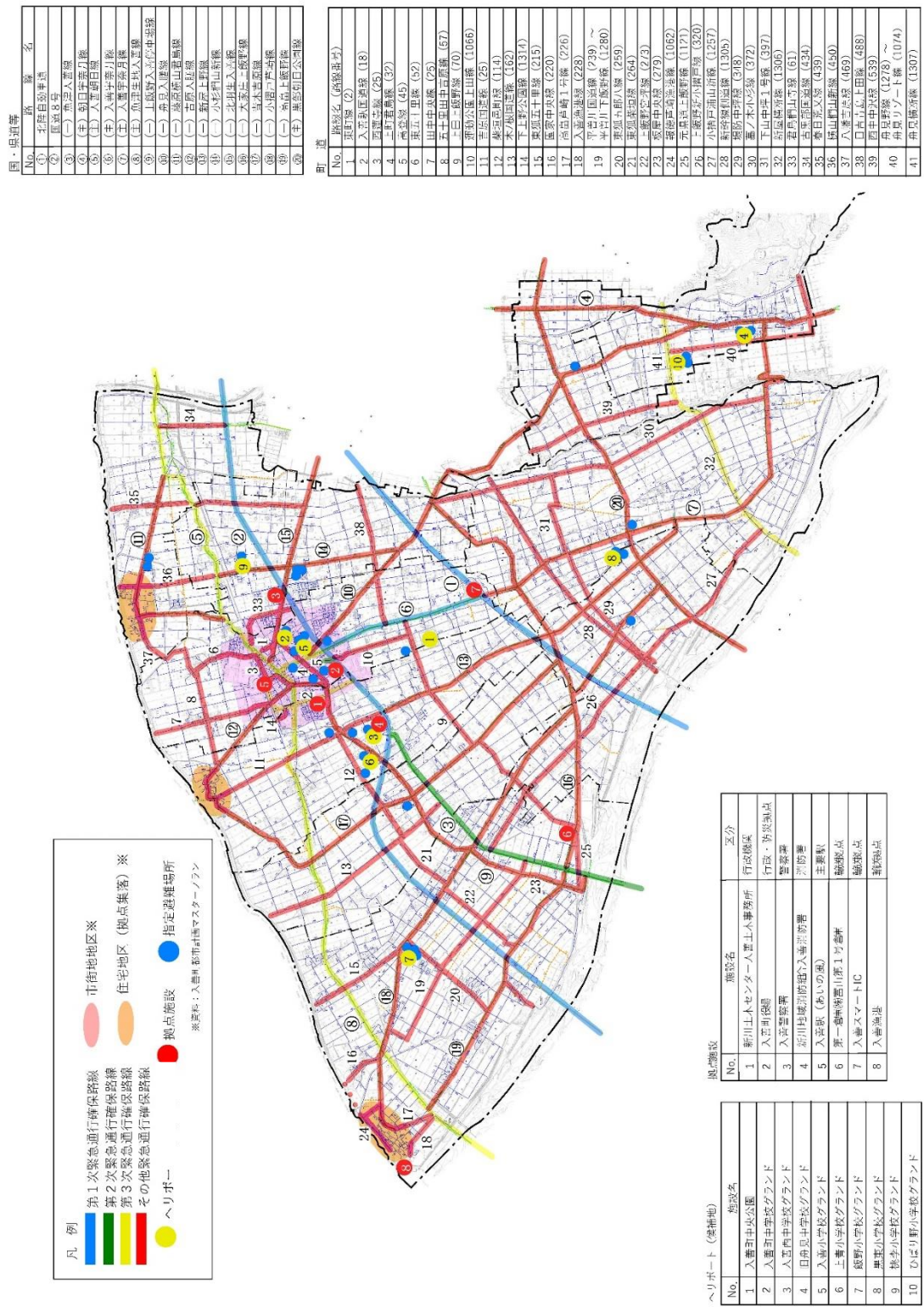
No. .	路 線 名	区 分	管理者	備考
①	北陸自動車道	黒部市境界～朝日町境界	NEXCO 中日本	重要物流道路・第1次
②	国道8号	黒部市境界～朝日町境界	国土交通省	重要物流道路・第1次
③	(一) 魚津入善線	黒部市境界～国道8号(上野地内)	富山県	第2次
④	(主) 朝日宇奈月線	(主) 黒部朝日公園線～(主) 入善宇奈月線	富山県	
⑤	(主) 入善朝日線	国道8号～朝日町境界	富山県	第3次
⑥	(主) 入善宇奈月線	国道8号～スマート IC	富山県	第1次
⑦	(主) 入善宇奈月線	スマート IC～(主) 朝日宇奈月線	富山県	
⑧	(主) 魚津生地入善線	黒部市境界～(主) 入善朝日線	富山県	第3次
⑨	(一) 上飯野入善停車場線	(一) 魚津入善線～入善駅	富山県	
⑩	(一) 舟見入膳線	(主) 朝日宇奈月線～(主) 入善朝日線	富山県	
⑪	(一) 藤原横山君島線	(主) 入善朝日線～横山～(主) 入善朝日線	富山県	
⑫	(一) 吉原入膳線	(一) 青木吉原線～(主) 魚津生地入善線	富山県	
⑬	(一) 新屋上野線	(主) 入善宇奈月線～国道8号線	富山県	
⑭	(一) 小杉櫛山新線	(一) 舟見入膳線～(主) 入善朝日線	富山県	
⑮	(一) 北羽入入善線	朝日町境界～(主) 入善朝日線	富山県	
⑯	(一) 大家庄上飯野線	(一) 舟見入膳線～(一) 魚津入善線	富山県	
⑰	(一) 青木吉原線	(一) 大家庄上飯野線～(一) 吉原入膳線	富山県	
⑱	(一) 小摺戸芦崎線	(一) 大家庄上飯野線～芦崎	富山県	
⑲	〃	(主) 黒部朝日公園線～(一) 大家庄上飯野線	富山県	

町 道

No.	路線名(路線番号)	区 分	管理者	備考
1	東町線(2)	(主) 入善朝日線～(一) 北羽入入善線	入善町	
2	入善駅国道線(18)	国道8号～入善駅前	入善町	第3次
3	西蓮寺線(25)	(一) 上飯野入善停車場線～東五十里線	入善町	
4	上町君島線(32)	(一) 上飯野入善停車場線～(一) 北羽入入善線	入善町	
5	高登線(45)	入善町役場～国道8号	入善町	重要物流道路(補完路) 第2次
6	東五十里線(52)	東五十里西線～(主) 入善朝日線	入善町	
7	田中央線(55)	(一) 吉原入膳線～海岸線	入善町	
8	五十里田中吉原線(57)	(一) 吉原入膳線～八幡吉原線	入善町	

9	上田上飯野線（70）	（一）大家庄上飯野線～（主）入善宇奈月線	入善町	
10	運動公園上田線（1066）	国道8号～上田上飯野線	入善町	
11	吉原国道線（90）	（一）吉原入膳線～国道8号	入善町	
12	柴垣邑町線（114）	木ノ根国道線～吉原国道線	入善町	
13	木ノ根国道線（162）	海岸線～（一）魚津入善線	入善町	
14	下上野公園線（1314）	入善幼稚園線～下上野駅南線	入善町	
15	東狐五十里線（215）	海岸線～（一）小摺戸芦崎線	入善町	
16	園家中央線（220）	海岸線～（一）小摺戸芦崎線	入善町	
17	高畠芦崎1号線（226）	小摺戸芦崎線～（主）魚津生地入善線	入善町	
18	入善漁港線（228）	入善漁港～（主）魚津生地入善線	入善町	
19	平曾川国道線（239）～ 平曾川下飯野線（1280）	（一）小摺戸芦崎線～（一）魚津入善線	入善町	
20	東狐五郎八線（259）	（一）高畠上飯野線～（一）小摺戸芦崎線	入善町	
21	東狐柴垣線（264）	（一）小摺戸芦崎線～木ノ根国道線	入善町	
22	上飯野宮坪線（273）	（一）高畠上飯野線～（一）小摺戸芦崎線	入善町	
23	板屋中央線（279）	黒部川堤防～（一）高畠上飯野線	入善町	
24	報徳芦崎漁港線（1062）	入善漁港～（一）小摺戸芦崎線	入善町	
25	元県道上飯野線（1121）	（一）上飯野入善停車場線～（一）大家庄上飯野線	入善町	
26	上飯野新小摺戸線（320）	（一）魚津入善線～新屋権蔵橋線	入善町	
27	小摺戸浦山新線（1257）	新屋権蔵橋線～新屋横断線	入善町	
28	新幹線側道線（1305）	黒部川堤防～朝日町境界	入善町	
29	堤防中坪線（348）	小摺戸大野線～（主）入善宇奈月線	入善町	
30	墓ノ木小杉線（372）	（一）舟見入膳線～（主）入善宇奈月線	入善町	
31	下山中坪1号線（397）	（主）入善宇奈月線～墓ノ木小杉線	入善町	
32	新屋横断線（1306）	黒部市境界～黒部市宇奈月町境界	入善町	第3次
33	君島櫛山寺線（61）	（主）入善朝日線～国道8号	入善町	
34	古黒部国道線（434）	（主）入善朝日線～国道8号	入善町	
35	春日荒又線（439）	海岸線～（一）北羽入入善線	入善町	
36	横山櫛山新線（450）	海岸線～（主）入善朝日線	入善町	
37	八幡吉原線（469）	五十里田中吉原線～（一）藤原横山君島線	入善町	
38	日吉青島上田線（488）	上田～朝日町境界	入善町	
39	西中中沢線（539）	朝日町境界～黒部市宇奈月町境界	入善町	
40	舟見野線（1278）～ 舟見リゾート線（1074）	舟見横断線～舟見水口線	入善町	
41	舟見横断線（1307）	黒部市宇奈月町境界～朝日町境界	入善町	第3次

10-6 緊急輸送道路位置図



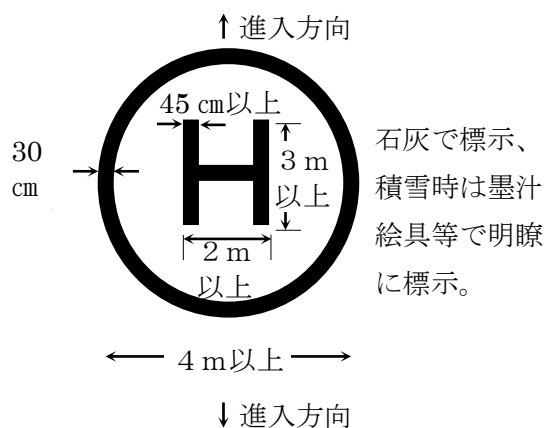
10－7 ヘリポート

番号	所在地	施設名	面積 (㎡)	管理者	最寄連絡機関	
					名 称	電話番号
1	入膳456	入善町中央公園	22,000	町	役場総務課	72-1100
2	入膳4849	入善中学校グラウンド	9,000	町	入善中学校	72-1117
3	上野549	入善西中学校グラウンド	20,540	町	入善西中学校	72-4770
4	舟見1863	旧舟見中学校グラウンド	8,240	町	役場総務課	72-1100
5	入膳3945	入善小学校グラウンド	7,746	町	入善小学校	72-1114
6	上野210	上青小学校グラウンド	14,620	町	上青小学校	72-0164
7	東狐171	飯野小学校グラウンド	16,000	町	飯野小学校	72-1030
8	小摺戸402	黒東小学校グラウンド	9,570	町	黒東小学校	78-0602
9	櫛山813	桃李小学校グラウンド	9,300	町	桃李小学校	74-9001
10	舟見590-1	ひばり野小学校グラウンド	9,982	町	ひばり野小学校	78-1210

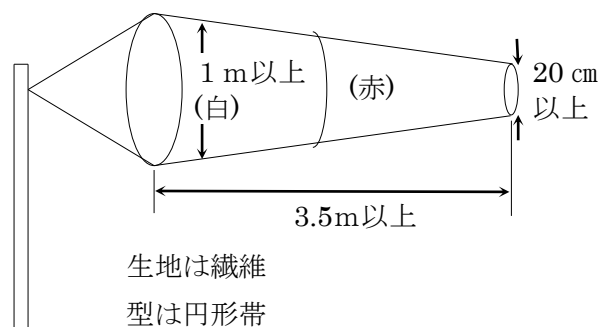
※ 番号2～10はヘリポート候補地

10－8 ヘリポートの準備

(ア) 記号の基準



(イ) 吹き流しの基準



(注) 吹き流しがない場合は吹き流しに準ずる規格の旗を掲揚。

10-9 除雪計画路線一覧表

【第1種】

NO	路線名	区間	除雪延長m
55	田中中央線	海岸線～富山日本電気前	1,383
52	東五十里線	五十里地区～工場周囲線	700
36	工場周囲線	県道入善朝日線～東洋紡グラウンド裏	500
1279	板屋下上野線外	県道高畠上飯野線～春日荒又線	5,851
61	君島櫛山寺線	県道入善朝日線～県道北羽入入善線	885
1121	元県道上飯野線	県道上飯野入善停車場線～県道大家庄上飯野線	790
1306	新屋横断線	新川黒部橋～黒部市	1,883
1307	舟見横断線	黒部市～朝日町	918
110	道市入膳線	柳原線～道市柳原線	1,206
109	柳原吉原線	県道青木吉原線～吉原国道線	620
115	西中辺島線	県道上飯野入善停車場線～吉原国道線	560
103	西中学校線	県道上飯野入善停車場線～国道8号	684
91	吉原道市線	県道魚津生地入善線～柳原吉原線	830
162	木ノ根国道線	木ノ根沢杉線～国道8号	2,650
260	東狐木ノ根線	県道小摺戸芦崎線～木ノ根国道線	1,195
181	青木ライスセンター線	木ノ根国道線～県道青木吉原線	390
231	西入善国道線	下飯野新大沢線～国道8号	2,100
215	東狐五十里線	下飯野新五十里線～県道小摺戸芦崎線	1,330
239	平曽川国道線	県道魚津入善線～五朗八西入善駅線	2,790
320	上飯野新小摺戸線	国道8号～県道黒部朝日公園線	4,141
228	入善漁港線	漁港宗園寺線～県道魚津生地入善線	642
299	三ツ家木ノ根線	県道小摺戸芦崎線～東狐木ノ根線	440
348	一宿中坪線	小摺戸大野線～西柳舟堀線	1,020
328	一宿中央線	県道大塚庄上飯野線～県道小摺戸芦崎線	1,180
352	黒東小学校線	県道小摺戸芦崎線～県道入善宇奈月線	1,075
359	島小摺戸線	県道黒部朝日公園線～県道新屋上野線	830
372	墓ノ木小杉線	県道舟見入善線～県道入善宇奈月線	1,862
382	墓ノ木島線	島中央線～下山黒部川堤防線	1,185
383	島中央線	県道黒部朝日公園線～墓ノ木浦山新線	2,368
403	島公民館線	櫛山用水路（島地内）～墓ノ木小杉線	912
439	春日荒又線	海岸線～県道北羽入入善線	2,522
459	小杉西線	県道舟見入膳線～県道大塚庄上飯野線	937
434	古黒部国道線	県道入善朝日線～国道8号	773
539	西中中沢線	県道境界～宇奈月境界	1,780
534	野中地区交流センター線	県道黒部朝日公園線～野中西中線	340
543	上今江西中線	西中西線～古林東線	1,990
114	柴垣邑町線	木ノ根国道線～吉原国道線	1,572
1066	運動公園上田線	国道8号～上田上飯野線	1,062
66	上田新和線	運動公園上田線～上田公民館線	382
1118	向島上野線	県道大塚庄上飯野線～県道新屋上野線	890
1122	舟見リゾート線	県道朝日宇奈月線～舟見リゾート線	560
1278	舟見野線	馬場線～野中西中線	2,800
1200	新屋権蔵橋線	県道黒部朝日公園線～旧権蔵橋詰め	1,433
	一般農道（小摺戸地区）	新屋権蔵橋線～新屋横断線	1,400
1059	高速道路側道線	県道入善宇奈月線～町新屋神林線	450

NO	路線名	区間	除雪延長m
1258	上野吉原線	国道8号～県道上飯野入善停車場線	600
1320	報徳園家山キャンプ場線	報徳芦崎漁港線～園家山キャンプ場線	850
計 47路線			63,261

【第2種】

NO	路線名	区間	除雪延長m
57	五十里田中吉原線	県道吉原入善線～八幡吉原線	1,890
455	八幡君島線	君島五十里線～県道入善朝日線	280
64	神林青島国道線	国道8号～県道入善宇奈月線	2,610
60	青島中央線	県道舟見入善線～町新屋砂田線	944
71	青島運動公園線	神林青島国道線～農道	100
490	小杉運動公園線	神林青島国道線～農道	120
93	道市柳原線	県道青木吉原線～県道魚津生地入善線	2,604
116	川原田線	西中学校線～吉原国道線	260
105	上原上村国道線	国道8号～上野2区地内	1,370
69	上田上野国道線	県道上飯野入善停車場線～上原上村国道線	1,420
161	目川中央線	目川海岸線～県道青木吉原線	350
264	東狐柴垣線	県道小摺戸芦崎線～木ノ根国道線	900
169	東坪寺線	県道青木吉原線～国道8号	562
266	道古中北線	県道小摺戸芦崎線～青木上村国道線	960
70	上田上飯野線	県道大家庄上飯野線～県道入善宇奈月線	3,564
120	上野福島線	県道小摺戸芦崎線～県道新屋上野線	1,240
189	福島中南線	県道大家庄上飯野線～上田上飯野線	1,325
211	神子沢中央線	五十里神子沢線～神子沢東線	450
229	下飯野新大沢線	東狐五十里線～東狐大沢線	250
218	園家山キャンプ場線	園家山キャンプ場～県道魚津生地入善線	520
220	園家中央線	県道小摺戸芦崎線～報徳園家線	455
1062	報徳芦崎漁港線	入善漁港～県道小摺戸芦崎線	870
127	芦崎海岸側道線	報徳芦崎漁港線～報徳芦崎漁港線	390
222	報徳笹原線	報徳芦崎漁港線～県道小摺戸芦崎線	770
227	高島芦崎5号線	高島芦崎1号線～県道魚津生地入善線	150
287	平曾川本村線	本村板屋線～高島蛇沢地区界	400
273	上飯野宮坪線	平曾川国道線～県道小摺戸芦崎線	650
284	五朗八堤防線	黒部川堤防～県道高島上飯野線	400
279	板屋中央線	し尿処理場～県道高島上飯野線	170
387	浦山新小摺戸線	下山浦山新線～浦山新堤防線	1,260
344	一宿下山線	県道小摺戸芦崎線～墓ノ木小杉線	2,310
325	小摺戸若栗新線	小摺戸中坪線～袖田小摺戸線	2,292
355	袖田小摺戸線	小摺戸若栗新線～島小摺戸線	524
329	小摺戸一宿線	県道大家庄上飯野線～入善用水上流	2,300
397	下山中坪1号線	県道入善宇奈月線～町新屋ライスセンター線	200
398	下山中坪2号線	県道入善宇奈月線～墓ノ木小杉線	990
399	下山新屋線	県道入善宇奈月線～墓ノ木小杉線	930
1001	神明島中藤原線	島公民館線～下山島浦山新線	300
406	浦山新袖田線	浦山新地内～県道入善宇奈月線	360
408	下山浦山新公民館	県道入善宇奈月線～浦山新神明社前	1,481
393	浦山新縦線	県道入善宇奈月線～黒部川堤防	630
391	墓ノ木神明社線	県道入善宇奈月線～墓ノ木公園線	660

NO	路 線 名	区 間	除雪延長m
392	墓ノ木公園線	県道入善宇奈月線～黒部川堤防	720
450	横山櫛山新線	横山排水路～県道入善朝日線	470
486	櫛山青島線	県道小杉櫛山新線～小杉櫛山線	320
488	日吉青島上田線	運動公園上田線～入川	1,600
457	小杉櫛山線	県道北羽入入善線～県道舟見入善線	1,904
458	下山中瓜屋線	日吉青島上田線～西新田線	1,280
460	道下1号線	古黒部西部線～古黒部東線	750
431	古黒部海岸線	古黒部2区地内～県道入善朝日線	435
430	古黒部東線	古黒部1区地内～県道入善朝日線	360
469	八幡吉原線	青島排水路～八幡西線	680
555	西愛場線	西中東線～四千石用水	410
583	舟見水口線	左近橋上舟川橋線～舟見リゾート線	600
538	愛本新中沢線	中沢発電所線～上今江西中線	1,150
	一般農道	小摺戸大野線～県道舟見入善線	3,480
	林 道	舟見小川線	2,000
計 57路線			56,370

【第3種】

計 356路線		172,284
---------	--	---------

合計

460路線		291,915
歩道除雪14路線		9,417

第11章 医療・防疫・清掃関係

11－1 医療機関等一覧表

NO	医 院	担当医師名	住 所	電 話	科 目
1	あわの産婦人科医院	八十島邦昭	入膳229-3	72-0588	産婦人科
2	川瀬医院	川瀬紀夫	東狐1031	72-0069	内科、小児科
3	嶋田医院	小倉秀美	高島269	76-0121	内科、小児科
4	宝田医院	宝田陽	入膳3609-3	74-2288	内科
5	谷川クリニック	谷川孝史	入膳7726	72-0828	外科、内科、小児科
6	新田眼科	新田正昭	入膳7714-1	72-0078	眼科
7	丸川病院	丸川浩平	青島396-1	72-5150	内科、外科等
8	山本クリニック	山本淳平	入膳139-3	74-0110	内科
9	すみれ内科クリニック	金山雅美	入膳5494-1	32-5020	内科

11-2 災害時医療救護用物品の備蓄状況

・サンウェル検査室にて保管(トリアージ、切り傷等の止血、打撲、骨折の応急手当を想定)

NO	品名・仕様	形式	数量	単位
1. 購入するもの(消耗品、医薬品関係)				
1	トリアージタグ	50枚/箱×2箱	1	箱
2	ソフトシーネ	20mm×90mm×720mm	10	個
3	三角巾	105×105×150	10	個
4	不織布ガーゼ ジャコレ	25cm×25cm 200枚/箱	2	箱
5	脱脂綿	40×40 20 g	20	包
6	アルコール綿 アルガーゼ	20個入	1	箱
7	紙絆創膏	ニチバン紙バン 10巻入	1	箱
8	布絆創膏	3M ジェントルフィックス	1	箱
9	救急絆創膏 オーキューバン	13×22 Mサイズ 200枚	1	箱
10	伸縮包帯 シェルタイ	3号 10巻入	1	箱
11	処理用手袋 M 各100枚	トップエグザミネーショングローブ	1	箱
12	処理用手袋 L 各100枚	トップエグザミネーショングローブ	1	箱
13	消毒剤	明治製薬 イソジン液 250ml	1	本
14	トップ シリンジ	2ml 23G針付 100本入 00903	1	箱
15	テルモ シリンジ	5ml 22G針付 100本入 SS-05SZ2232	1	箱
16	テルモ シリンジ	10ml 22G針付 100本入 SS-10SZ2138	1	箱
17	トップ シリンジ	20ml 21G針付 50本入 00909	1	箱
18	テルモ ディスポ針	18G 100本入 NN-1838	1	箱
19	テルモ ディスポ針	21G 100本入 NN-2138	1	箱
20	テルモ ディスポ針	22G 100本入 NN-2270C	1	箱
21	テルモ輸液セット 50本入	TSA450CK029	1	箱
22	テルモ静脈留置針	サーフローフラッシュ18G 50本入	1	箱
23	テルモ静脈留置針	サーフローフラッシュ20G 50本入	1	箱
24	テルモ翼状針	21G 50本入 SV-21	1	箱
25	テルモ翼状針	23G 50本入 SV-23	1	箱
26	トップ 延長連結管	三カ活栓付 20本入 01506	3	箱
27	膿盆	KH-0718-22	2	個
28	乳酸リンゲル20本入	有効期限で更新	1	箱
29	収納ケース	衣装ケース	4	個
30	紙コップ 200ml	SM-205 (80個入り)	2	箱
31	駆血帯		2	

NO	品名・仕様	形式	数量	単位
2. サンウェルにあるもの（既存設備等）				
	聴診器		17	個
	打診器		3	本
	体温計		20	本
	血圧計		15	台
	ペンライト		5	個
	舌圧子	木製 小人用（26本）	1	箱
	舌圧子	木製 大人用（23本）	1	箱
	綿棒		有	
	ピンセット		2	本
	サインペン		有	
	消毒薬、風邪、解熱剤、湿布薬	救急箱	1	箱
	消毒薬、風邪、解熱剤、湿布薬	救急カバン	5	個
	マスク		292	枚
	毛布		3	枚
	A E D	H30.1月～リース	1	台

11－3 防疫用機器

令和7年4月1日

機種	能力	台数	保管場所
動力噴霧機			
（丸山製作所MS V613 - M - A）	6.0 P S （6000）	1台	入善町中央公園車庫
（共立 V S C 457 F - 10 ）	6.3 P S （3000）	1台	

11-4 医薬品及び防疫用薬品業者一覧表

平成26年4月1日

業 者 名	住 所	電 話
(株)ファイネス 富山支店	富山市太郎丸西町2丁目9番地の3	076-421-3141
(株)メディセオ 富山支店	富山市黒瀬北町2-17-2	076-493-3115
(株)スズケン 富山支店	富山市黒崎塚田割451-1	076-491-2411
中北薬品(株) 富山支店	富山市上袋251	076-493-1011
明祥(株) 魚津支店	魚津市上村木668-1	0765-24-1535
サカキ産業(株) 滑川営業所	滑川市柳原1932	076-475-0852
北酸(株)総合ガスセンター	富山市荒川1-1-88	076-441-4911

11-5 火葬施設

名 称	所在地	火葬炉	連絡先
新川広域圏事務組合東部斎場	朝日町三枚橋2354	4基	T E L 0765-83-2972 F A X 0765-83-2972

11-6 一般廃棄物処理施設

1 ごみの中間処理施設

分 類	名 称	所在地	処理種類	処理能力	電 話
焼却施設	新川広域圏事務組合 エコぽ〜と	朝日町三枚橋 188-1	可燃ごみ	174 t / 16 h	0765-83-0272
破碎施設	新川広域圏事務組合 宮沢清掃センター	黒部市宮沢99	不燃ごみ 粗大ごみ	40 t / 5 h	0765-52-4808

2 し尿・浄化槽汚泥の処理施設

名 称	所在地	処理対象物	処理能力	電 話
新川広域圏事務組合 クリーンぽ〜と	入善町板屋311	生し尿	22kl/日	0765-76-0045
入善浄化センター	入善町東五十里338	浄化槽汚泥	2,500m ³ /日	0765-74-2980

3 ごみの最終処分場

名 称	所在地	埋立容量	残余埋立量
新川一般廃棄物最終処分場	魚津市吉野2330	165, 262m ³	
宮沢清掃センター 一般廃棄物最終処分場	黒部市宮沢99	216, 200m ³	

4 ごみ及び資源物収集業務委託者

業者名	所在地	電 話
(有)入善環境センター	入善町上野1671	0765-74-0555
入善町資源リサイクル協会	入善町上野275	0765-56-9850
(有)新川リサイクルセンター	黒部市荒俣487-1	0765-56-9850

5 し尿収集業務受託者

業者名	所在地	電 話
(株)黒東アメニティ公社	入善町櫛山802	0765-72-2822

第12章 文教・福祉関係

12-1 住民避難施設（学校）

所在 市町村	標示 番号	整備	施設名	所在地	連絡先	緯度[北緯]	経度[東経]	摘要
小学校	16-20		入善 (ニユセﾞン)	入善町 入膳3945	0765-72 -1114	36° 55′ 57″	137° 30′ 28″	A
	16-21		飯野 (イノ)	入善町 東狐171	0765-72 -1030	36° 55′ 15″	137° 27′ 47″	A
	16-22		桃李 (トリ)	入善町 櫛山813	0765-74 -9001	36° 56′ 26″	137° 31′ 18″	A
	16-23		黒東 (コクトウ)	入善町 小摺戸402	0765-78 -0602	36° 53′ 46″	137° 31′ 14″	A
	16-24		上青 (ジョウセイ)	入善町 上野210	0765-72 -0164	36° 55′ 35″	137° 29′ 14″	A
	16-25		ひばり野 (ヒバリノ)	入善町 舟見590-1	0765-78 -1200	36° 53′ 17″	137° 33′ 01″	A
中学校	16-70		入善 (ニユセﾞン)	入善町 入善4849	0765-72 -1117	36° 56′ 07″	137° 30′ 34″	A
	16-72		入善西 (ニユセﾞンシ)	入善町 上野549	0765-72 -4770	36° 55′ 31″	137° 29′ 42″	A
高等学校	16-90	△	入善 (ニユセﾞン)	入善町 入膳3963	0765-72 -1145	36° 55′ 51″	137° 30′ 29″	

※△ 屋上番号標示整備済であるが、不明瞭である

●【摘要】について

A・・・建物の屋上に標示するスペースがない施設（例：瓦屋根）

B・・・その他、標示を必要としない合理的な理由がある施設（例 休校、統廃合）

12-2 社会教育施設一覧表

施設名	所在地	電話番号	備考
中央公民館(町民会館)	入膳3200	72-1105	
入善公民館(うるおい館)	入膳5232-5	72-0123	
上原公民館(入善町産業展示会館)	上野777-1	74-1087	
青木公民館(広域働く 婦人の家)	青木170-1	74-1089	
飯野公民館(飯野コミュニティ防災センター)	東狐171-1	72-5723	
小摺戸地区公民館	一宿622-1	78-0044	
新屋公民館	新屋2541	78-1288	
櫛山公民館	櫛山3529-1	72-1980	
横山公民館(横山地区交流防災センター)	横山81	72-0287	
舟見交流センター	舟見1863	78-1350	
野中地区交流センター	野中410	78-1327	
総合体育館	入膳468	74-2500	
武道館	入膳475	74-2500	
わくわくドーム (屋内多目的施設)	入膳456	72-3760	
サ・ビレッジ 入善(勤労者総合スポーツ施設)	横山81	72-0235	
社会体育館	舟見1870	78-2378	
中央公園(運動公園)	入膳456		
西部プール	東狐171		
園家山キャンプ場	下飯野 (園家)		
墓ノ木自然公園キャンプ場	墓ノ木地先		
杉沢の沢スギ(沢スギ自然観)	吉原950	72-1710	
じょうべのま遺跡	田中790		
下山芸術の森	下山364-1	78-0621	

12-3 福祉施設一覧表

保育所

施設名	所在地	定員数	電話番号	F A X	備考
にゅうぜん保育所	入膳3837-1	230	72-0134	72-0134	
さわすぎ保育所	上野255-1	140	72-4100	72-4100	
いいの保育所	東狐101-1	160	72-3508	72-3508	
こあら保育所	小摺戸394	130	78-2629	78-2629	
とうり保育所	櫛山846-1	130	72-3936	72-3936	
ひばり野保育所	舟見584-1	70	78-1210	78-1210	

その他

施設名	所在地	電話番号	F A X	備考
入善児童センター	入膳4517-3	72-1990	72-1995	
老人福祉センター	上野403-2	72-1740	74-2267	

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

施設名	所在地	定員数	電話番号	F A X	備考
特別養護老人ホーム おあしす新川	上野2803	110	74-0800	74-8131	社会福祉法人
特別養護老人ホーム 舟見寿楽苑	舟見1664	100	78-1935	78-1941	社会福祉法人
地域密着型 特別養護 老人ホーム 喜楽苑	舟見1108	29	78-1115	78-1145	社会福祉法人

介護老人保健施設（老人保健施設）

施設名	所在地	定員数	電話番号	F A X	備考
入善老人保健施設 こぶしの庭	小杉64	150	78-2500	78-2100	医療法人社団

看護小規模多機能型居宅介護

施設名	所在地	登録定員	電話番号	F A X	備考
介護ナーシングセンター ささや木	青島402-7	29	32-3776	72-2998	株式会社

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者のグループホーム）

施設名	所在地	定員数	電話番号	F A X	備考
グループホーム東狐 金さん銀さん	東狐603	9	74-8228	74-8229	特定非営利法人
富山型共生グループ ホーム双葉	入膳7936-1	9	74-0901	74-0910	社会福祉法人

グループホーム雅 春日の郷	春日450-2	9	74-2582	74-2583	有限会社
グループホーム 温森	入膳4199-1	9	74-2227	74-2227	株式会社
共生型グループホーム 華のれん	入膳4716-5	9	32-4870	32-3008	株式会社
グループホーム入善	上野818-2	18	72-1776	72-1772	株式会社
グループホームうわの	上野818-2-2	9	32-5883	72-1772	株式会社
グループホームとわ	上野68	18	32-3810	32-3813	合同会社

指定障害者支援施設

施 設 名	所在地	定員数	電話番号	F A X	備考
新川むつみ園	浦山新2208	80	78-1131	78-1132	社会福祉法人

グループホーム・ケアホーム（障害福祉関係）

施 設 名	所在地	定員数	電話番号	F A X	備考
上原の家	上野398-1	7	74-2304	78-1132	社会福祉法人
青野の家	浦山新1109	7	78-0234	78-1132	社会福祉法人
富山型共生グループ ホーム双葉	入膳7936-1	7	74-0901	74-0910	社会福祉法人
すまんまい家	春日60-1	10	72-3010	74-2502	社会福祉法人
グループホーム希	入膳5437-1	10	74-1516	74-2502	社会福祉法人
共生型グループホーム 華のれん	入膳4716-5	8	32-4870	32-4870	株式会社
グループホーム 華さくら	梶山1352-3	6	32-4870	32-3870	株式会社
グループホーム そら	入膳7776	5	32-4870	32-3870	株式会社

サービス付き高齢者向け住宅

施 設 名	所在地	定員数	電話番号	F A X	備考
にゅうぜんの里	入膳343	40	74-7112	74-2717	株式会社
サービス付き高齢者向け住宅 ささや木	青島401-1	35	32-3786	74-0507	株式会社

12-4 文化財一覧表

区分	種別	名称	員数	所在地	所有者 (管理者)	指定 年月日
国	天然記念物	杉沢の沢スギ		入善町 吉原	入善町	S48. 8. 4
	建造物	入善町下山芸術の森アート スペース	1棟	入善町 下山	入善町	H 8. 12. 20
	史跡	じょうべのま遺跡		入善町 田中	入善町	S54. 5. 14
	無形民俗文化財	邑町のサイノカミ		入善町 上野	塞の神まつり 保存会	H22. 3. 11
県	彫刻	木造聖観世音菩薩立像 木造千手観世音菩薩立像 木造馬頭観世音菩薩立像	3体	入善町 舟見	十三寺	S40. 1. 1
	天然記念物	小摺戸の大藤		入善町 小摺戸	神明社	S40. 1. 1
	天然記念物	下山八幡社の大藤と境内林		入善町 下山	八幡社	S40. 1. 1
町	建造物	藤保内神社本殿	1棟	入善町 舟見	高邑吉房	H13. 11. 26
	彫刻	木造二天像 持国天立像 多聞天立像	2体	入善町 舟見	入井寛道	H15. 9. 3
	彫刻	木造狛犬（一対）	2体	入善町 舟見	入井寛道	H15. 9. 3
	工芸品	越中舟見焼 徳利、茶碗	2点	入善町 東狐	川瀬まり子	S48. 3. 10
	工芸品	越中舟見焼 火鉢	1点	入善町 墓ノ木	宮腰明範	S48. 3. 10
	有形民俗文化財	入善の糸あやつり人形	姿2体 首19個	入善町 入膳	入善町、 尾崎嘉六	S57. 12. 15
	無形民俗文化財	吉原木遣	1	入善町 吉原	吉原木遣保存 会	S37. 5. 1
	無形民俗文化財	奉納獅子舞	1	入善町 櫛山	櫛山獅子舞保 存会	S39. 5. 1
	無形民俗文化財	盆音頭	1	入善町 内各地	入善町盆音頭 保存会	S45. 3. 10
	無形民俗文化財	入善町新屋代神楽獅子舞 （二人立）天狗舞	1	入善町 新屋	新屋獅子舞保 存会	S52. 4. 1
	無形民俗文化財	墓ノ木タイマツ祭り	大小 約50本	入善町 墓ノ木	墓ノ木タイマ ツ祭保存会	S52. 4. 1
	史跡	坪野遺跡	1	入善町 下山	袖野信子	S40. 5. 1

第13章 災害警備・応援・協力関係

13-1 自衛隊災害派遣要請依頼書

		年	月	日
富山県知事	様			
		入善町長		
自衛隊の災害派遣要請依頼について				
災害を防除するため、下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。				
記				
1. 災害の状況及び派遣要請を依頼する事由				
災害の状況(特に派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。)				
派遣要請を依頼する事由				
2. 派遣を希望する期間				
年 月 日 から 年 月 日 まで				
3. 派遣を希望する区域及び活動内容				
派遣を希望する区域				
連絡場所及び連絡職員				
活動内容(遭難者の捜索救助、道路啓開、水防、輸送、防疫等)				
4. その他参考となるべき事項(作業用資材、宿泊施設の準備状況等)				

13－2 自衛隊災害派遣撤収要請依頼書

				年	月	日
富山県知事		様				
		入善町長				
自衛隊の災害派遣撤収要請依頼について						
自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。						
記						
1. 撤収要請依頼日時	年	月	日	時		
2. 派遣要請依頼日時	年	月	日	時		
3. 撤収作業場所						
4. 撤収作業内容						

第14章 防災会議関係

14－1 入善町防災会議条例

昭和38年 7 月26日

入善町条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、入善町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 入善町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 入善町水防計画を定めること。
- (3) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 富山県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 富山県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 入善町議会議員のうちから町長が任命する者
 - (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防団長
 - (8) 新川地域消防組合の職員のうちから町長が任命する者
 - (9) 指定公共機関又は特定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (11) その他町長が特に必要と認め任命する者

6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第8号、第9号、第10号及び第11号の委員の定数は、必要に応じ町長が定める。

7 第5項第8号、第9号、第10号及び第11号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、富山県の職員、入善町の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年12月21日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月24日条例第4号)抄

(施行期日等)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月25日条例第6号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月21日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月19日条例第1号)

この条例は、平成25年3月30日から施行する。

14－2 入善町防災会議運営規程

昭和40年5月31日

入善町防災会議訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、入善町防災会議条例（昭和38年入善町条例第19号）第5条の規程に基づき、入善町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議の会議は、防災会議の会長が招集する。

2 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の種類)

第3条 会議は、定例会と臨時会とする。

2 定例会は原則として毎年度当初に開催する。

3 臨時会は、災害の発生、その他会議の必要が生じたとき、その都度開催するものとする。

4 委員は、会議の必要があると認めたときは、会長に会議の招集を求めることができる。

第4条 第2条の規程にかかわらず、次の各号に該当するときは、会長が適宜の方法により、関係のある委員と協議して決定することができる。

(1) 緊急を要する事態が発生し、防災会議を開くいとまがないとき。

(2) 決定を要する事項が一部の特定の機関のみに関係のある事項で、早急に措置を要するとき。

(3) 軽易な事項で、早急な措置を要するとき。

2 会長は、前項各号による決定をしたときは、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(部会)

第5条 部会は部会長が招集し、その議長となる。

2 部会の議事は、出席委員及び専門委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事会)

第6条 防災会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、会長が招集しあらかじめ会長が指名する幹事とその議長となる。

3 幹事会は、次の事項を処理する。

- (1) 防災会議に提出する議案の作成。
- (2) その他、会長から命ぜられた事項。

(事務局長)

第7条 防災会議にその事務を処理させるために事務局をおく。

2 事務局に事務局長、その他の職員を置く。

3 事務局長は、入善町総務課長をもって充てる。

4 事務局長は、会長の命を受け局務を掌理する。

(細則)

第8条 この規程によるもののほか必要な事項は、そのつど防災会議にはかって定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

14－3 入善町防災会議委員名簿

区分	委 員 名	所 在 地	電 話
1	国土交通省北陸地方整備局 富山河川国道事務所長	富山市奥田新町2-1	076-443-4701
	国土交通省北陸地方整備局 黒部河川事務所長	黒部市天神新173	52-1122
	農林水産省北陸農政局地方参事官（富山）	富山市牛島新町11-7	076-441-9305
2	富山県 新川土木センター 入善土木事務所長	入善町上野11473	72-1133
	〃 新川農林振興センター所長	魚津市新宿10-7	22-9133
	〃 新川厚生センター所長	黒部市堀切新343	52-1224
3	富山県 入善警察署長	入善町櫛山1385	72-0110
4	入善町議会 議長	入善町入膳423	72-1100
	〃 総務常任委員会委員長	〃	〃
	〃 産業教育常任委員会委員長	〃	〃
5	入善町 副町長	入善町入膳423	72-1100
	〃 総務課長	〃	〃
	〃 保険福祉課長	〃	〃
	〃 建設課長	〃	〃
6	入善町教育委員会教育長	入善町入膳423	72-1100
7	入善町消防団長	入善町上野571	72-0135
8	新川地域消防組合入善消防署長	入善町上野571	72-0135
9	日本郵便㈱入善郵便局長	入善町入膳3729-2	72-1848
	あいの風とやま鉄道株式会社 魚津駅長	魚津市釈迦堂1丁目1-1	0765-24-1455
	西日本電信電話㈱富山支店長	富山市不二越本町2-2-12	076-492-9971
	北陸電力㈱新川支店長	魚津市江口504	24-1401
	入善土地改良区理事長	入善町上野798-1	72-2221
10	入善町自主防災会連絡協議会会長	入善町	
	学識経験者	入善町	

区分	委 員 名	所 在 地	電 話
11	入善町区長連絡協議会長	入善町	72-1190 76-0111 72-0163
	入善町医師会代表	入善町	
	みな穂農業協同組合代表理事組合長	入善町入膳3489-1	
	入善漁業協同組合代表理事組合長	入善町芦崎338	
	入善町商工会長	入善町入膳5232-5	
	入善町建設業協会会長	入善町	
	入善町社会福祉協議会長	入善町上野2793-1	
	入善町連合婦人会長	入善町	
	入善町赤十字奉仕団委員長	入善町	
	防災士	入善町	
	入善町女性防火クラブ会長	入善町	

第15章 応援協定等

15-1 災害応援協定等一覧

令和7年4月1日現在

No	協定等名	協定相手	協定締結日
1	富山県市町村消防相互応援協定	35市町村・2消防組合	昭和44年2月7日
2	船舶火災の消火活動に関する業務協定	伏木海上保安部・富山市・高岡市・新湊市・魚津市・氷見市・滑川市・黒部市・朝日町	昭和48年5月17日
3	日本水道協会富山県支部災害相互応援要綱	支部会員（富山県・県内市町村）	昭和54年4月1日
4	海難救助活動に関する覚書	魚津市・滑川市・黒部市・朝日町	平成7年12月13日
5	富山県消防防災ヘリコプター応援協定	富山県・県内市町村及び消防組合	平成8年3月28日
6	富山県震度情報ネットワークシステムに関する協定書	富山県	平成9年4月1日
7	災害時における入善町と郵便局の協力に関する協定書	入善町内郵便局	平成10年2月19日
	災害発生時における入善町と日本郵便株式会社との協力に関する協定	入善町内郵便局	令和6年12月26日
8	見附市、入善町災害時相互応援協定書	新潟県見附市	平成17年7月23日
9	災害時における飲料等の提供及び一時避難地に関する協定書	アサヒ飲料（株）	平成19年9月19日
		北陸支社	
		北陸工場	
10	災害時医療救護体制確認書	下新川郡医師会	平成19年10月9日
		入善町医師会	
11	災害時における緊急用燃料の供給に関する協定書	（社）エルピーガス協会下新川支部	平成20年5月9日
12	災害時における応急対策活動に関する協定書	（財）北陸電気保安協会	平成21年5月25日
13	災害時における無菌包装米飯の提供に関する協定書	（株）ウーケ	平成21年8月4日

No	協定等名	協定相手	協定締結日
14	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 北陸地方整備局	平成23年 3 月 1 日
15	災害時における救援物資提供に関する協定書	北陸コカ・コーラボトリング株式会社	平成23年 5 月10日
16	災害時対応自動販売機設置に関する協定書	アサヒカルピスビバレッジ株式会社	平成23年 5 月10日
17	災害時における応急対策業務に関する協定書	富山県地質調査業協会	平成23年 8 月26日
18	災害時における応急対策業務に関する協定書	社団法人斜面防災対策技術協会 富山県支部	平成23年 8 月26日
19	災害時における応援業務に関する協定書	社団法人富山県測量設計業協会	平成23年10月 4 日
20	災害時における福祉避難所としての使用に関する協定書	社団福祉法人おあしす新川	平成24年 3 月21日
21	大規模災害時における建築物等の解体撤去の実施に関する協定書	社団法人富山県構造物解体協会	平成24年 5 月22日
22	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	平成26年11月13日
23	災害時における物資供給に関する協定書	株式会社カーマ	平成26年11月26日
24	災害時における支援協力に関する協定書	富山県生活協同組合	平成27年 2 月24日
25	災害時における支援協力に関する協定書	生活協同組合コープとやま	平成27年 2 月24日
26	災害時における福祉避難所としての使用に関する協定書	社会福祉法人新川むつみ園	平成27年 3 月27日
27	災害時における福祉避難所としての使用に関する協定書	社会福祉法人にいかわ苑	平成27年 3 月27日
	災害時における福祉避難所としての使用に関する協定書の一部変更に係る協定書		令和元年12月16日
28	災害時における福祉避難所としての使用に関する協定書	社会福祉法人工房あおの丘	平成27年 3 月27日

No	協定等名	協定相手	協定締結日
29	大規模災害発生時における施設使用に関する協定書	入善警察署	平成27年4月6日
30	災害時における応急対策業務に関する協定	富山県電気工事工業組合	平成29年2月24日
31	災害時における放送要請に関する協定	株式会社新川コミュニティ放送	平成29年5月12日
32	災害時における福祉避難所としての使用に関する協定書	社会福祉法人 舟見寿楽苑	平成30年7月26日
33	災害時における福祉避難所としての使用に関する協定書	老人保健施設 こぶしの庭	平成30年7月26日
34	原子力災害時における掛川市民の県外広域避難に関する協定書	静岡県掛川市	令和2年2月4日
35	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和2年8月7日
36	災害時における生活物資供給等の協力に関する協定書	協同組合入善ショッピングセンター	令和3年7月5日
37	大規模災害時における相互連携に関する協定	北陸電力株式会社 北陸電力送配電株式会社	令和4年3月25日
38	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話株式会社	令和6年5月13日
39	災害時における協力体制の構築等に関する協定	株式会社アイザック	令和7年3月26日

第16章 その他

16－1 激甚災害の指定基準

1. 激甚災害指定基準（本激）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等の措置を行う必要がある災害の指定基準は次表のとおりとする。（昭和37年12月7日、中央防災会議決定指定基準）

適用条項（適用措置）	指定基準
激甚法第2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額の0.5% （B基準） 事業費査定見込額＞全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額の0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 都道府県負担事業の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の標準税収入総額の25% 2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額＞当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額の5%
激甚法第5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の0.5% （B基準） 事業費査定見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 一の都道府県内の事業費査定見込額＞当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の4% 2 一の都道府県内の事業費査定見込額＞10億円
激甚法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）	次の1又は2の要件に該当する災害。ただし、当該施設の被害見込額が5,000万円以下の場合は除外。 1 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の1.5% であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害 ただし、上記に該当しない場合でも、水産業共同利用施設に係るものについては、当該災害による漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次の3又は4の要件に該当する災害。ただし、水産業共同利用施設の被害見込額が5,000万円以下の場合は除外。 3 漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設）の被害見込額＞当該年度の全国漁業所得推定額の0.5% 4 漁業被害見込額＞当該年度の全国漁業所得推定額の1.5% であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害
激甚法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）	次のいずれかに該当する災害。ただし、災害の状態によりその必要なしと認められるものは除外。 （A基準） 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の0.5% （B基準） 農業被害見込額＞当該年度の全国農業所得推定額の0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数＞当該都道府県内の農業を主業とする者の数の3%

適用条項（適用措置）	指定基準
激甚法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の5％ （B基準） 林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5％ かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 一の都道府県内の林業被害見込額＞当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の60％ 2 一の都道府県内の林業被害見込額＞当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の1％
激甚法第12条、13条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額（第2次産業及び第3次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率の推計。以下同じ。）の0.2％ （B基準） 中小企業関係被害額＞当該年度の全国中小企業所得推定額の0.06％ かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額＞当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の2％ 2 一の都道府県内の中小企業関係被害額＞1,400億円 ただし、火災の場合または激甚法第12条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講じられることがある。
激甚法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）、19条（市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例）	激甚法第2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められる場合は除外
激甚法第22条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）	次のいずれかに該当する災害 （A基準） 滅失住宅戸数≧被災地全域で4,000戸 （B基準） （1）滅失住宅戸数≧被災地全域で2,000戸 かつ、次のいずれかに該当するもの 1 一市町村の区域内で200戸以上 2 その区域内の住宅戸数の1割以上 （2）滅失住宅戸数≧被災地全域で1,200戸 かつ、次のいずれかに該当するもの 1 一市町村の区域内で400戸以上 2 その区域内の住宅戸数の2割以上 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。
激甚法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生のとど被害の実情に応じ個別に考慮

2. 局地激甚災害指定基準（局激）

災害を市町村単位の被害の規模でとらえ、限られた地域内で多大な被害を被ったものについて、激甚災害として指定することができるが、その指定基準は次表のとおりとする。（昭和43年11月22日、中央防災会議決定指定基準）

適用条項（適用措置）	指定基準
激甚法第2章（3、4条） （公共土木施設災害復旧事業等に関する財政援助）	① 当該市町村が負担する公共土木施設災害復旧事業費等の査定事業費額が次のいずれかに該当する災害。ただし、該当市町村ごとの当該査定事業費額の合計が1億円未満のものは除外。 （イ）当該査定事業費額＞当該市町村の当該年度の標準税収入の50%（当該査定事業費額が1,000万円未満のものは除外） （ロ）当該査定事業費額＞当該市町村の当該年度の標準税収入の20%（当該標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費額が2億5,000万円を超えるもの） （ハ）当該査定事業費額＞当該市町村の当該年度の標準税収入の20%＋{（当該標準税収入－50億円）の60%}（当該標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下のもの） ② ①の当該査定事業費の見込額からみて、①の災害に明らかに該当すると見込まれる災害。ただし、被害箇所数が10未満のものは除外。
激甚法第5条、6条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置等）	① 当該市町村の農地等の災害復旧事業に要する経費の額＞当該市町村の当該年度の農業所得推定額の10%（経費の額が1,000万円未満のものは除外） ただし、該当市町村ごとの当該経費の額の合計が5,000万円未満の場合は除外。 上記に該当しない場合でも、当該市町村の漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、次に該当する災害。 当該市町村の漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設）の被害額＞当該市町村の当該年度の漁業所得推定額の10%（漁船等の被害額が1,000万円未満のものは除外） ただし、該当市町村ごとの当該漁船等の被害額の合計が5,000万円未満の場合は除外。 ② ①の当該経費の見込額からみて、①の災害に明らかに該当すると見込まれる災害。ただし、被害箇所数が10未満のものは除外。
激甚法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）	当該市町村の林業被害見込額（樹木に限る）＞当該市町村の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍（被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の0.05%未満のものは除外） かつ、次の要件のいずれかに該当する市町村が1以上あるもの 1 大火による災害の場合の要復旧見込面積＞300ha 2 その他の災害の場合の要復旧見込面積＞当該市町村の民有林（人工林に限る）面積の25%
激甚法第12、13条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）	当該市町村の中小企業関係被害額＞当該市町村の当該年度の中小企業所得推定額の10%（被害額が1,000万円未満のものは除外） ただし、該当市町村ごとの当該経費の額の合計が5,000万円未満の場合は除外。
激甚法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）	激甚災害指定基準（本激）の激甚法第24条の欄に同じ。